

別添6

<通則>

医科診療報酬点数表に記載する診療等に要する書面等は別紙のとおりである。

なお、当該別紙は、参考として示しているものであり、示している事項が全て記載されていれば、当該別紙と同じでなくても差し支えないものであること。

また、当該別紙の作成や保存等に当たっては、医師事務作業の負担軽減等の観点から各保険医療機関において工夫されたいこと。

自筆の署名がある場合には印は不要であること。

※別紙9、10、11、15、22は欠番である。

別紙1

紹介先医療機関等名

担当医 科 殿

平成 年 月 日

紹介元医療機関の所在地及び名称
電話番号

医師氏名 印

患者氏名	
患者住所	性別 男 ・ 女
電話番号	
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 (歳) 職業	

傷病名
紹介目的
既往歴及び家族歴
症状経過及び検査結果
治療経過
現在の処方
備 考

- 備考
1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
 2. 必要がある場合は画像診断のフィルム、検査の記録を添付すること。
 3. 紹介先が保険医療機関以外である場合は、紹介先医療機関等名の欄に紹介先保険薬局、市町村、保健所名等を記入すること。かつ、患者住所及び電話番号を必ず記入すること。

入院診療計画書

(患者氏名) _____ 殿

平成 年 月 日

病棟（病室）	
主治医以外の担当者名	
在宅復帰支援担当者名 *	
病名 (他に考え得る病名)	
症状	
治療計画	
検査内容及び日程	
手術内容及び日程	
推定される入院期間	
特別な栄養管理の必要性	有 ・ 無 (どちらかに○)
その他 ・看護計画 ・リハビリテーション 等の計画	
在宅復帰支援計画 *	
総合的な機能評価 ◇	

- 注1) 病名等は、現時点で考えられるものであり、今後検査等を進めていくにしたがって変わり得るものである。
- 注2) 入院期間については、現時点で予想されるものである。
- 注3) *印は、地域包括ケア病棟入院料（入院医療管理料）を算定する患者にあつては必ず記入すること。
- 注4) ◇印は、総合的な機能評価を行った患者について、評価結果を記載すること。
- 注5) 特別な栄養管理の必要性については、電子カルテ等、様式の変更が直ちにできない場合、その他欄に記載してもよい。

(主治医氏名) _____ 印

(本人・家族) _____

入院診療計画書

(患者氏名) _____ 殿

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

病棟 (病室)	
主治医以外の担当者名	
病名 (他に考え得る病名)	
症状 治療により改善 すべき点等	
全身状態の評価 (ADLの評価を含む)	
治療計画 (定期的検査、日常生活機能の保持・回復、入院治療の目標等を含む)	
リハビリテーションの計画 (目標を含む)	
栄養摂取に関する計画	(特別な栄養管理の必要性: 有 ・ 無)
感染症、皮膚潰瘍等の皮膚疾患に関する対策 (予防対策を含む)	
その他 ・ 看護計画 ・ 退院に向けた支援計画 ・ 入院期間の見込み等	

注) 上記内容は、現時点で考えられるものであり、今後、状態の変化等に応じて変わり得るものである。

(主治医氏名) _____ 印

(本人・家族) _____

入院診療計画書

(患者氏名)

殿

平成 年 月 日

病棟 (病室)	
主治医以外の担当者名	
選任された 退院後生活環境相談員の氏名	
病名 (他に考え得る病名)	
症状	
治療計画	
検査内容及び日程	
手術内容及び日程	
推定される入院期間 (うち医療保護入院による入院期間)	(うち医療保護入院による入院期間：)
特別な栄養管理の必要性	有 ・ 無 (どちらかに○)
その他 ・看護計画 ・リハビリテーション 等の計画	
退院に向けた取組	
総合的な機能評価 ◇	

注1) 病名等は、現時点で考えられるものであり、今後検査等を進めていくにしたがって変わり得るものである。

注2) 入院期間については、現時点で予想されるものである。

注3) ◇印は、総合的な機能評価を行った患者について、評価結果を記載すること。

注4) 特別な栄養管理の必要性については、電子カルテ等、様式の変更が直ちにできない場合、その他欄に記載してもよい。

(主治医氏名)

印

(本人・家族)

褥瘡対策に関する診療計画書

氏名 _____ 殿 男 女 病棟 _____ 計画作成日 _____
 明・大・昭・平 年 月 日 生 (歳) 記入医師名 _____
 記入看護師名 _____

褥瘡の有無 1. 現在 なし あり (仙骨部、坐骨部、尾骨部、腸骨部、大転子部、踵部、その他()) 褥瘡発生日 _____
 2. 過去 なし あり (仙骨部、坐骨部、尾骨部、腸骨部、大転子部、踵部、その他())

<日常生活自立度の低い入院患者>

日常生活自立度	J(1, 2)	A(1, 2)	B(1, 2)	C(1, 2)	対処
・基本的動作能力 (ベッド上 自力体位変換) (イス上 坐位姿勢の保持、除圧)			できる	できない	「あり」もしくは「できない」が1つ以上の場合、看護計画を立案し実施する
・病的骨突出			なし	あり	
・関節拘縮			なし	あり	
・栄養状態低下			なし	あり	
・皮膚湿潤(多汗、尿失禁、便失禁)			なし	あり	
・皮膚の脆弱性(浮腫)			なし	あり	
・皮膚の脆弱性(スキンテアの保有、既往)			なし	あり	

<褥瘡に関する危険因子のある患者及びすでに褥瘡を有する患者>

※両括弧内は点数

褥瘡の状態の評価 (DESIGNER)	深さ	発赤	壊死組織	肉芽形成	炎症・感染	潰瘍面積	合計点	
	(0)皮膚損傷・発赤なし	(1)持続する発赤 (2)真皮までの損傷	(3)皮下組織までの損傷	(4)皮下組織をこえる損傷	(5)関節腔、体腔に至る損傷	(U)深さ判定が不能の場合	合計点	
	(0)なし	(1)少量:毎日の交換を要しない	(3)中等量:1日1回の交換	(6)多量:1日2回以上の交換				
	(0)皮膚損傷なし	(3)4未満	(6)4以上16未満	(8)16以上36未満	(9)36以上64未満	(12)64以上100未満		
	(0)局所の炎症徴候なし	(1)局所の炎症徴候あり(創周辺の発赤、腫脹、熱感、疼痛)	(3)局所の明らかな感染徴候あり(炎症徴候、膿、悪臭)	(9)全身的影響あり(発熱など)				
	(0)創閉鎖又は創が浅い為評価不可能	(1)創面の90%以上を占める	(3)創面の50%以上90%未満を占める	(4)創面の10%以上50%未満を占める	(5)創面の10%未満を占める	(6)全く形成されていない		
	(0)なし	(3)柔らかい壊死組織あり	(6)硬く厚い密着した壊死組織あり					
	(0)なし	(6)4未満	(9)4以上16未満	(12)16以上36未満	(24)36以上			

※該当する状態について、両括弧内の点数を合計し、「合計点」に記載すること。ただし、深さの点数は加えないこと。

留意する項目	計画の内容
圧迫、ズレカの排除 (体位変換、体圧分散寝具、頭部挙上方法、車椅子姿勢保持等)	ベッド上 イス上
スキンケア	
栄養状態改善	
リハビリテーション	

【記載上の注意】

- 日常生活自立度の判定に当たっては「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の活用について(平成3年11月18日 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知 老健第102-2号)を参照のこと。
- 日常生活自立度がJ1～A2である患者については、当該評価票の作成を要しないものであること。

平均在院日数の算定方法

- 1 入院基本料等の施設基準に係る平均在院日数の算定は、次の式による。

①に掲げる数

②に掲げる数

- ① 当該病棟における直近 3 か月間の在院患者延日数
- ② (当該病棟における当該 3 か月間の新入棟患者数＋当該病棟における当該 3 か月間の新退棟患者数) / 2
- なお、小数点以下は切り上げる。
- 2 上記算定式において、在院患者とは、毎日 24 時現在当該病棟に在院中の患者をいい、当該病棟に入院してその日のうちに退院又は死亡した者を含むものである。なお、患者が当該病棟から他の病棟へ移動したときは、当該移動した日は当該病棟における入院日として在院患者延日数に含める。
- 3 上記算定式において、新入棟患者数とは、当該 3 か月間に新たに当該病棟に入院した患者の数(以下「新入院患者」という。)及び他の病棟から当該病棟に移動した患者数の合計をいうが、当該入院における 1 回目の当該病棟への入棟のみを数え、再入棟は数えない。
- また、病棟種別の異なる病棟が 2 つ以上ある場合において、当該 2 以上の病棟間を同一の患者が移動した場合は、1 回目の入棟のみを新入棟患者として数える。
- 当該 3 か月以前から当該病棟に入院していた患者は、新入棟患者数には算入しない。
- 当該病院を退院後、当該病棟に再入院した患者は、新入院患者として取り扱う。
- 4 上記算定式において、新退棟患者数とは、当該 3 か月間に当該病棟から退院(死亡を含む。)した患者数と当該病棟から他の病棟に移動した患者数をいう。ただし、当該入院における 1 回目の当該病棟からの退棟のみを数え、再退棟は数えないこととする。
- 病棟種別の異なる病棟が 2 以上ある場合において、当該 2 以上の病棟間を同一の患者が移動した場合は、1 回目の退棟のみを新退棟患者として数えるものとする。
- 5 「基本診療料の施設基準等」の別表第二に規定する入院患者は 1 の①及び②から除く。
- 6 短期滞在手術等基本料 3 を算定した患者であって 6 日以降も入院する場合は、①及び②に含めるものとし、入院日から起算した日数を含めて平均在院日数を計算すること。

看護要員（看護職員及び看護補助者をいう）の配置状況（例）

急性期一般入院基本料の場合の例

【 1 病棟（1 看護単位）入院患者数 40 人で急性期一般入院料 2 の届出を行う場合 】

- 1 勤務帯 8 時間、1 日 3 勤務帯を標準として、月平均 1 日当たり必要となる看護職員の数が 12 人以上であること。
- 当該届出区分において、月平均 1 日当たり勤務することが必要となる看護職員（看護師及び准看護師をいう）の数に対する実際に勤務した月平均 1 日当たりの看護師の比率が 70% 以上であること。
- 当該病棟が交代制の勤務形態であること。
- 夜間勤務の看護職員配置については、看護師 1 人を含む 2 人以上であること。
- 当該病棟の平均在院日数が 21 日以内であること。

(1) 看護職員配置の算出方法

- ① 各勤務帯に従事している看護職員の 1 人当たりの受け持ち患者数が 10 人以内であること。
 $(40 \text{ 人} \times 1 / 10) \times 3 = \text{当該病棟に 1 日当たり 12 人（小数点以下切り上げ）以上の看護職員が勤務していること。}$

- ② 月平均 1 日当たり勤務することが必要となる看護職員の数に対する実際に勤務した月平均 1 日当たりの看護師の比率が 70% を満たすこと。

当該病棟の月平均 1 日当たり勤務することが必要となる看護職員の数が 12 人の場合、実際に勤務する月平均 1 日当たりの看護師は 8.4 人以上であること。

$$12 \text{ 人} \times 70\% = 8.4 \text{ 人}$$

(2) 看護職員 1 人当たりの月平均夜勤時間数の算出方法

- 各病棟において、夜勤時間帯に従事した看護職員 1 人当たりの月平均夜勤時間数が 72 時間以下であること。

$\text{月平均夜勤時間数} = \frac{\text{当該病棟の看護職員の月延夜勤時間数}}{\text{夜勤時間帯の従事者数}}$ <p style="text-align: center;">（夜勤専従者及び夜勤 16 時間未満の看護職員を除く）</p>

- ① 当該保険医療機関で夜勤時間帯を設定：16 時から翌朝 8 時まで（16 時間）

- ② 夜勤時間と従事者数：2 人以上の看護職員が配置されている。

16 時～24 時 30 分（看護師 3 人、計 3 人）

0 時～8 時 30 分（看護師 2 人、准看護師 1 人 計 3 人）

- ③ 1 月当たり夜勤時間帯に従事する実人員数：23 人（8 人+11 人+4 人）

8 人×72 時間（夜勤を月 9 日）	= 576 時間	(a)	} ※
11 人×64 時間（夜勤を月 8 日）	= 704 時間	(b)	
4 人×40 時間（夜勤を月 5 日）	= 160 時間	(c)	

※ 夜勤時間帯の中で申し送りに要した時間（24 時から 24 時 30 分）は申し送った従事者の夜勤時間及び夜勤帯に病棟以外で勤務した

時間は夜勤時間には含めない。

④ 月延夜勤時間数：1,440 時間 ((a)～(c)の合計)

⑤ 月平均夜勤時間数：72 時間以下である。

$$1,440 \text{ 時間} \div 23 \text{ 人} = 62.6 \text{ 時間 (小数点 2 位以下切り捨て)}$$

入院基本料に係る看護記録

入院基本料の届出を行った病棟においては、看護体制の1単位ごとに次に掲げる記録がなされている必要がある。ただし、その様式、名称等は各保険医療機関が適当とする方法で差し支えない。

1 患者の個人記録

(1) 経過記録

個々の患者について観察した事項及び実施した看護の内容等を看護要員が記録するもの。

ただし、病状安定期においては診療録の温度表等に状態の記載欄を設け、その要点を記録する程度でもよい。

(2) 看護計画に関する記録

個々の患者について、計画的に適切な看護を行うため、看護の目標、具体的な看護の方法及び評価等を記録するもの。

なお、重症度、医療・看護必要度に係る評価を行う入院料を算定する病棟の患者については、モニタリング及び処置等、患者の状況等及び手術等の医学的状況の項目の評価に関する根拠等について、(1)、(2)またはその他診療録等のいずれかに記録すること。

2 看護業務の計画に関する記録

(1) 看護業務の管理に関する記録

患者の移動、特別な問題を持つ患者の状況及び特に行われた診療等に関する概要、看護要員の勤務状況並びに勤務交代に際して申し送る必要のある事項等を各勤務帯ごとに記録するもの。

(2) 看護業務の計画に関する記録

看護要員の勤務計画及び業務分担並びに看護師、准看護師の受け持ち患者割当等について看護チームごとに掲げておくもの。看護職員を適正に配置するための患者の状況に関する評価の記録。

別紙 7

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I に係る評価票

(配点)

A	モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1	創傷処置 (①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、②褥瘡の処置)	なし	あり	
2	呼吸ケア(喀痰吸引のみの場合を除く)	なし	あり	
3	点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり	
4	心電図モニターの管理	なし	あり	
5	シリンジポンプの管理	なし	あり	
6	輸血や血液製剤の管理	なし	あり	
7	専門的な治療・処置 (①抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)、 ②抗悪性腫瘍剤の内服の管理、 ③麻薬の使用(注射剤のみ)、 ④麻薬の内服、貼付、坐剤の管理、 ⑤放射線治療、⑥免疫抑制剤の管理、 ⑦昇圧剤の使用(注射剤のみ)、 ⑧抗不整脈剤の使用(注射剤のみ)、 ⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、 ⑩ドレナージの管理、⑪無菌治療室での治療)	なし		あり
8	救急搬送後の入院	なし		あり
				A得点

B	患者の状況等	0点	1点	2点
9	寝返り	できる	何かにつかまればできる	できない
10	移乗	介助なし	一部介助	全介助
11	口腔清潔	介助なし	介助あり	
12	食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
13	衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助
14	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ	
15	危険行動	ない		ある
				B得点

C	手術等の医学的状況	0点	1点
16	開頭手術(7日間)	なし	あり
17	開胸手術(7日間)	なし	あり

18	開腹手術（４日間）	なし	あり
19	骨の手術（５日間）	なし	あり
20	胸腔鏡・腹腔鏡手術（３日間）	なし	あり
21	全身麻酔・脊椎麻酔の手術（２日間）	なし	あり
22	救命等に係る内科的治療（２日間） （①経皮的血管内治療、②経皮的心筋焼灼術等の治療、③侵襲的な消化器治療）	なし	あり
			C得点

- 注) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I に係る評価にあたっては、
「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき、
- ・ Aについては、評価日において実施されたモニタリング及び処置等の合計点数を記載する。
 - ・ Bについては、評価日の患者の状況等に基づき判断した点数を合計して記載する。
 - ・ Cについては、評価日において実施された手術等の合計点数を記載する。

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱに係る評価票

(配点)

A	モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1	創傷処置 (①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、②褥瘡の処置)	なし	あり	
2	呼吸ケア(喀痰吸引のみの場合を除く)	なし	あり	
3	点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり	
4	心電図モニターの管理	なし	あり	
5	シリンジポンプの管理	なし	あり	
6	輸血や血液製剤の管理	なし	あり	
7	専門的な治療・処置 (①抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)、 ②抗悪性腫瘍剤の内服の管理、 ③麻薬の使用(注射剤のみ)、 ④麻薬の内服、貼付、坐剤の管理、 ⑤放射線治療、⑥免疫抑制剤の管理、 ⑦昇圧剤の使用(注射剤のみ)、 ⑧抗不整脈剤の使用(注射剤のみ)、 ⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、 ⑩ドレナージの管理、⑪無菌治療室での治療)	なし		あり
				A得点

B	患者の状況等	0点	1点	2点
9	寝返り	できる	何かにつかまればできる	できない
10	移乗	介助なし	一部介助	全介助
11	口腔清潔	介助なし	介助あり	
12	食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
13	衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助
14	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ	
15	危険行動	ない		ある
				B得点

C	手術等の医学的状況	0点	1点
16	開頭手術(7日間)	なし	あり
17	開胸手術(7日間)	なし	あり

18	開腹手術（4日間）	なし	あり
19	骨の手術（5日間）	なし	あり
20	胸腔鏡・腹腔鏡手術（3日間）	なし	あり
21	全身麻酔・脊椎麻酔の手術（2日間）	なし	あり
22	救命等に係る内科的治療（2日間） （①経皮的血管内治療、②経皮的心筋焼灼術等の治療、③侵襲的な消化器治療）	なし	あり
			C得点

- 注) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱに係る評価にあたっては、
- A及びCについては、評価日において、別表1に規定するレセプト電算処理システム用コードのうち、A又はC項目に該当する項目の合計点数をそれぞれ記載する。
 - Bについては、「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき評価日の患者の状況等に基づき判断した点数を合計して記載する。

アセスメント共通事項

1. 評価の対象

評価の対象は、急性期一般入院基本料、7対1入院基本料（結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟、結核病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）、10対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）、地域一般入院料1、総合入院体制加算（一般病棟入院基本料、特定一般病棟入院料）、看護補助加算1（地域一般入院基本料、13対1入院基本料）、一般病棟看護必要度評価加算（専門病院入院基本料、特定一般病棟入院料）、脳卒中ケアユニット入院医療管理料並びに地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料及び特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理が行われる場合）を算定する場合も含む。以下「地域包括ケア病棟入院料等」という。）を届け出ている病棟に入院している患者であり、産科患者、15歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者及びDPC対象病院において短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った患者（入院した日から起算して5日までに退院した患者に限る。）は評価の対象としない。

2. 評価日及び評価項目

評価は、患者に行われたモニタリング及び処置等（A項目）、患者の状況等（B項目）並びに手術等の医学的状況（C項目）について、毎日評価を行うこと。

ただし、地域包括ケア病棟入院料等については、A項目及びC項目のみの評価とし、毎日評価を行うこと。

3. 評価対象時間

評価対象時間は、0時から24時の24時間であり、重複や空白時間を生じさせないこと。

外出・外泊や検査・手術等の理由により、全ての評価対象時間の観察を行うことができない患者の場合であっても、当該病棟に在棟していた時間があつた場合は、評価の対象とすること。ただし、評価対象日の0時から24時の間、外泊している患者は、当該外泊日については、評価対象とならない。

退院日は、当日の0時から退院時までを評価対象時間とする。退院日の評価は行うが、基準を満たす患者の算出にあたり延べ患者数には含めない。ただし、入院した日に退院（死亡退院を含む）した患者は、延べ患者数に含めるものとする。

4. 評価対象場所

原則として、当該病棟内を評価の対象場所とし、当該病棟以外で実施された治療、処置、看護及び観察については、評価の対象場所に含めない。ただし、A項目の専門的な治療・処置のうち、放射線治療及びC項目の手術等の医学的状況については、当該医療機関内における治療を評価の対象場所とする。

5. 評価対象の処置・介助等

当該病棟で実施しなければならない処置・介助等の実施者、又は医師の補助の実施者は、当該病棟に所属する看護職員でなければならない。ただし、一部の評価項目において、薬剤師、理学療法士等が当該病棟内において実施することを評価する場合は、病棟所属の有無は問わない。

なお、A項目の評価において、医師が単独で処置等を行った後に、当該病棟の看護職員が当該処置等を確認し、実施記録を残す場合も評価に含めるものとする。

A項目の処置の評価においては、訓練や退院指導等の目的で実施する行為は評価の対象に含めないが、B項目の評価においては、患者の訓練を目的とした行為であっても評

価の対象に含めるものとする。

A項目の薬剤の評価については、臨床試験であっても評価の対象に含めるものとする。

6. 評価者

評価は、院内研修を受けた者が行うこと。院内研修の指導者は、関係機関あるいは評価に習熟した者が行う指導者研修を概ね2年以内に受けていることが望ましい。

医師、薬剤師、理学療法士等が一部の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

7. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項、B項目共通事項並びにC項目共通事項及び項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

8. 評価の根拠

評価は、観察と記録に基づいて行い、推測は行わないこと。当日の実施記録が無い場合は評価できないため、A項目及びC項目では「なし」、B項目では自立度の一番高い評価とする。評価においては、後日、第三者が検証を行う際に、記録から同一の評価を導く根拠となる記録を残しておく必要がある。

項目ごとの記録を残す必要はなく、モニタリング及び処置等（A項目）や患者の状況等（B項目）、手術等の医学的状況（C項目）等について診療録及び看護記録等に記載すること。

記録は、媒体の如何を問わず、当該医療機関において正式に承認を得て保管されているものであること。また、原則として医師及び当該病棟の看護職員による記録が評価の対象となるが、評価項目によっては、医師及び病棟の看護職員以外の職種の記録も評価の根拠となり得るため、記録方法について院内規定を設ける等、工夫すること。

A モニタリング及び処置等

1 創傷処置

項目の定義

創傷処置は、①創傷の処置（褥瘡の処置を除く）、②褥瘡の処置のいずれかの処置について、看護職員が医師の介助をした場合、あるいは医師又は看護職員が自ら処置を実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
創傷処置のいずれも実施しなかった場合をいう。
「あり」
創傷処置のいずれかを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

創傷処置に含まれる内容は、各定義及び留意点に基づいて判断すること。

① 創傷の処置（褥瘡の処置を除く）

【定義】

創傷の処置（褥瘡の処置を除く）は、創傷があり、創傷についての処置を実施した場合に評価する項目である。

【留意点】

ここでいう創傷とは、皮膚又は粘膜が破綻をきたした状態であり、その数、深さ、範囲の程度は問わない。

縫合創は創傷処置の対象に含めるが、縫合のない穿刺創は含めない。粘膜は、鼻、口腔、膣及び肛門の粘膜であって、外部から粘膜が破綻をきたしている状態であることが目視できる場合に限り含める。気管切開口、胃瘻及びストーマ等については、造設から抜糸までを含め、抜糸後は、滲出液が見られ処置を必要とする場合を含める。

ここでいう処置とは、創傷の治癒を促し感染を予防する目的で、洗浄、消毒、止血、薬剤の注入及び塗布、ガーゼやフィルム材等の創傷被覆材の貼付や交換等の処置を実施した場合をいい、診察、観察だけの場合やガーゼを剥がすだけの場合は含めない。

また、陰圧閉鎖療法、眼科手術後の点眼及び排泄物の処理に関するストーマ処置は含めない。

② 褥瘡の処置

【定義】

褥瘡の処置は、褥瘡があり、褥瘡についての処置を実施した場合に評価する項目である。

【留意点】

ここでいう褥瘡とは、NPUAP分類Ⅱ度以上又はDESIGN-R分類d2以上の状態をいう。この状態に達していないものは、褥瘡の処置の対象に含めない。

ここでいう処置とは、褥瘡に対して、洗浄、消毒、止血、薬剤の注入及び塗布、ガーゼやフィルム材等の創傷被覆材の貼付や交換等の処置を実施した場合をいい、診察、観察だけの場合やガーゼを剥がすだけの場合は含めない。また、陰圧閉鎖療法は含めない。

【参考】

NPUAP分類 (National Pressure Ulcer of Advisory Panel) Ⅱ度以上
DESIGN-R分類 (日本褥瘡学会によるもの) d2 以上

2 呼吸ケア (喀痰吸引のみの場合を除く)

項目の定義

呼吸ケアは、酸素吸入、痰を出すための体位ドレナージ、スクウィージングのいずれかの処置に対して、看護職員等が自ら行うか医師の介助を行った場合、あるいは人工換気が必要な患者に対して、看護職員等が装着中の人工呼吸器の管理を行った場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

呼吸ケアを実施しなかった場合をいう。

「あり」

呼吸ケアを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

喀痰吸引のみの場合は呼吸ケアの対象に含めない。

呼吸ケアにおける時間の長さや回数は問わない。酸素吸入の方法は問わない。

人工呼吸器の種類や設定内容、あるいは気道確保の方法については問わないが、看護職員等が、患者の人工呼吸器の装着状態の確認、換気状況の確認、機器の作動確認等の管理を実施している必要がある。また、人工呼吸器の使用に関する医師の指示が必要である。

NPPV（非侵襲的陽圧換気）の実施は人工呼吸器の使用に含める。
なお、気管切開の患者が喀痰吸引を行っているだけの場合は含めない。また、エアウェイ挿入、ネブライザー吸入は呼吸ケアには含めない。

3 点滴ライン同時3本以上の管理

項目の定義

点滴ライン同時3本以上の管理は、持続的に点滴ライン（ボトル、バッグ、シリンジ等から末梢静脈、中心静脈、動静脈シャント、硬膜外、動脈、皮下に対する点滴、持続注入による薬液、輸血・血液製剤の流入経路）を3本以上同時に使用し、看護職員が管理を行った場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
同時に3本以上の点滴の管理を実施しなかった場合をいう。
「あり」
同時に3本以上の点滴の管理を実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

施行の回数や時間の長さ、注射針の刺入個所の数は問わない。
2つのボトルを連結管で連結させて1つのルートで滴下した場合は、点滴ラインは1つとして数える。1カ所に刺入されていても三方活栓等のコネクタで接続された点滴ラインは本数に数える。これら点滴ラインを利用して、側管から持続的に点滴する場合は数えるが、手動で注射を実施した場合は、持続的に使用しているといえないため本数に数えない。
スワングアンツカテーテルの加圧バッグについては、薬液の注入が目的ではないため本数に数えない。PCA（自己調節鎮痛法）による点滴ライン（携帯用を含む）は、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ本数に数える。

4 心電図モニター管理

項目の定義

心電図モニター管理は、持続的に看護職員が心電図のモニタリングを実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
持続的な心電図のモニタリングを実施しなかった場合をいう。
「あり」
持続的な心電図のモニタリングを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

心電図の誘導の種類や誘導法の種類は問わない。
機器の設置・準備・後片付けは含めない。心電図モニターの装着時間や回数は問わないが、医師の指示により、心機能や呼吸機能障害を有する患者等に対して常時観察を行っている場合であって、看護職員による心電図の評価の記録が必要である。心電図の機器による自動的な記録のみの場合は心電図モニターの管理の対象に含めない。
心電図検査として一時的に測定を行った場合は含めない。ホルター心電図は定義に従い、看護職員による持続的な評価の記録がある場合に限り含める。

5 シリンジポンプ管理

項目の定義

シリンジポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプを使用し、看護職員が使用状況（投与時間、投与量等）を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をしなかった場合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプにセットしていても、作動させていない場合には使用していないものとする。

携帯用であってもシリンジポンプの管理の対象に含めるが、PCA（自己調節鎮痛法）によるシリンジポンプは、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

6 輸血や血液製剤の管理

項目の定義

輸血や血液製剤の管理は、輸血（全血、濃厚赤血球、新鮮凍結血漿等）や血液製剤（アルブミン製剤等）の投与について、血管を通して行った場合、その投与後の状況を看護職員が管理した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

輸血や血液製剤の使用状況の管理をしなかった場合をいう。

「あり」

輸血や血液製剤の使用状況の管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

輸血、血液製剤の種類及び単位数については問わないが、腹膜透析や血液透析は輸血や血液製剤の管理の対象に含めない。自己血輸血、腹水を濾過して輸血する場合は含める。

7 専門的な治療・処置

項目の定義

専門的な治療・処置は、①抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）、②抗悪性腫瘍剤の内服の管理、③麻薬の使用（注射剤のみ）、④麻薬の内服、貼付、坐剤の管理、⑤放射線治療、⑥免疫抑制剤の管理、⑦昇圧剤の使用（注射剤のみ）、⑧抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）、⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、⑩ドレナージの管理、⑪無菌治療室での治療のいずれかの治療・処置を実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

専門的な治療・処置を実施しなかった場合をいう。
「あり」
専門的な治療・処置を一つ以上実施した場合をいう。

判断に際しての注意点

専門的な治療・処置に含まれる内容は、各定義及び留意点に基づいて判断すること。

① 抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）

【定義】

抗悪性腫瘍剤の使用は、固形腫瘍又は血液系腫瘍を含む悪性腫瘍がある患者に対して、悪性腫瘍細胞の増殖・転移・再発の抑制、縮小、死滅、悪性腫瘍細胞増殖に関わる分子を阻害することを目的として抗悪性腫瘍剤の注射剤を使用した場合に評価する項目である。

【留意点】

抗悪性腫瘍剤は、殺細胞性抗がん剤、分子標的治療薬、ホルモン療法薬に大別されるが、薬剤の種類は問わない。
注射薬の投与方法は、静脈内、動注、皮下注を抗悪性腫瘍剤の使用の対象に含める。
抗悪性腫瘍剤を投与した当日のみを対象に含めるが、休薬中は含めない。
ただし、これらの薬剤が抗悪性腫瘍剤として用いられる場合に限り含めるが、目的外に使用された場合は含めない。

② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理

【定義】

抗悪性腫瘍剤の内服の管理は、固形腫瘍又は血液系腫瘍を含む悪性腫瘍がある患者に対して、悪性腫瘍細胞の増殖・転移・再発の抑制、縮小、死滅、又は悪性腫瘍細胞増殖に関わる分子を阻害することを目的とした薬剤を使用した場合で、看護職員等による内服の管理が実施されていることを評価する項目である。

【留意点】

抗悪性腫瘍剤は、殺細胞性抗がん剤、分子標的治療薬、ホルモン療法薬に大別されるが、薬剤の種類は問わない。
内服の管理が発生しており、特別な内服管理を要する患者に対し、看護職員等によるその管理内容に関する計画、実施、評価の記録がある場合のみを抗悪性腫瘍剤の内服の管理の対象に含める。
看護職員等により、患者に対して、予め薬剤の使用に関する指導を実施した上で、内服確認及び内服後の副作用の観察をしていれば含めるが、看護職員が単に与薬のみを実施した場合は含めない。患者が内服の自己管理をしている場合であっても、計画に基づく内服確認、内服後の副作用の観察を行っていれば含める。
抗悪性腫瘍剤を内服した当日のみを含めるが、休薬中は含めない。ただし、これらの薬剤が抗悪性腫瘍剤として用いられた場合に限り含め、目的外に使用された場合は含めない。

③ 麻薬の使用（注射剤のみ）

【定義】

麻薬の使用は、痛みのある患者に対して、中枢神経系のオピオイド受容体に作用して鎮痛作用を発現することを目的として、麻薬注射薬を使用した場合に評価する項目である。

【留意点】

ここでいう麻薬とは、「麻薬及び向精神薬取締法」により麻薬として規制されており、麻薬処方箋を発行させなければならない薬剤である。

注射薬の投与の方法は、静脈内、皮下、硬膜外、くも膜下を対象に含める。麻薬を投与した当日のみを麻薬注射薬の使用の対象に含めるが、休薬中は含めない。

④麻薬の内服、貼付、坐剤の管理

【定義】

麻薬の内服、貼付、坐剤の管理は、痛みのある患者に対して、中枢神経系のオピオイド受容体に作用して鎮痛作用を発現する薬剤の内服、貼付、坐剤を使用した場合で、看護職員等による内服、貼付、坐剤の管理が実施されていることを評価する項目である。

【留意点】

ここでいう麻薬とは、「麻薬及び向精神薬取締法」により麻薬として規制されており、麻薬処方箋を発行させなければならない薬剤である。

看護職員による麻薬の内服、貼付、もしくは坐剤の管理（肛門又は膣への挿入）が発生しており、特別な管理を要する患者に対し、その管理内容に関する計画、実施、評価の記録がある場合にのみ、麻薬の内服、貼付、坐剤の管理の対象に含める。

看護職員等により、予め薬剤の使用に関する指導を実施した上で、内服、貼付、坐剤の使用の確認、及び内服、貼付、坐剤の使用後の副作用の確認をしていれば含めるが、看護職員が単に与薬のみを実施した場合は含めない。患者が内服、貼付、坐剤の自己管理をしている場合であっても、計画に基づく内服、貼付、坐剤の使用の確認、内服、貼付、坐剤の使用後の副作用の観察をしていれば含める。

麻薬を内服した当日、貼付が行われている日、又は坐剤を使用した当日のみを含めるが、休薬中は含めない。

⑤ 放射線治療

【定義】

放射線治療は、固形腫瘍又は血液系腫瘍を含む悪性腫瘍がある患者に対して、病変部にX線、ガンマ線、電子線等の放射線を照射し、そのDNA分子間の結合破壊(電離作用)により目標病巣を死滅させることを目的として実施した場合に評価する項目である。

【留意点】

照射方法は、外部照射と内部照射（腔内照射、小線源治療）を問わない。放射線治療の対象には、エクソ線表在治療、高エネルギー放射線治療、ガンマナイフ、直線加速器（リニアック）による定位放射線治療、全身照射、密封小線源治療、放射性同位元素内用療法を放射線治療の対象に含める。

外部照射の場合は照射日のみを含めるが、外部照射の場合であっても、院外での実施は含めない。

外部照射か内部照射かは問わず、継続して内部照射を行なっている場合は、治療期間を通して評価の対象に含める。

放射線治療の実施が当該医療機関内であれば評価の対象場所に含める。

⑥ 免疫抑制剤の管理

【定義】

免疫抑制剤の管理は、自己免疫疾患の患者に対する治療、又は、臓器移植を実施した患者に対して拒絶反応防止の目的で免疫抑制剤が使用された場合で、看護職員等による注射及び内服の管理が実施されていることを評価する項目である。

【留意点】

注射及び内服による免疫抑制剤の投与を免疫抑制剤の管理の対象に含める。
内服については、看護職員等による特別な内服管理を要する患者に対し、内服の管理が発生しており、その管理内容に関する計画、実施、評価の記録がある場合のみを免疫抑制剤の内服の管理の対象に含める。

看護職員等により予め薬剤の使用に関する指導を実施した上で、内服確認及び内服後の副作用の観察をしていれば含めるが、看護職員が単に与薬のみを実施した場合は含めない。患者が内服の自己管理をしている場合であっても、計画に基づく内服確認、内服後の副作用の観察をしていれば含める。

免疫抑制剤を投与した当日のみを含めるが、休薬中は含めない。

ただし、これらの薬剤が免疫抑制剤として用いられる場合に限り含め、目的外に使用された場合は含めない。輸血の際に拒絶反応防止の目的で使用された場合や副作用の軽減目的で使用した場合も含めない。

⑦ 昇圧剤の使用（注射剤のみ）

【定義】

昇圧剤の使用は、ショック状態、低血圧状態、循環虚脱の患者に対して、血圧を上昇させる目的で昇圧剤を使用した場合に評価する項目である。

【留意点】

昇圧剤の注射薬を使用している場合に限り、昇圧剤の使用の対象に含める。

昇圧剤を使用した当日のみを評価し、休薬中は含めない。ただし、これらの薬剤が昇圧剤として用いられる場合に限り含め、目的外に使用された場合は含めない。

⑧ 抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）

【定義】

抗不整脈剤の使用は、不整脈のある患者に対して、不整脈の発生を抑えることを目的として抗不整脈剤の注射薬を使用した場合に評価するものである。

【留意点】

抗不整脈剤の注射薬を使用している場合に限り抗不整脈剤の使用の対象に含める。

抗不整脈剤を使用した当日のみを評価し、休薬中は含めない。ただし、これらの薬剤が抗不整脈剤として用いられる場合に限り含め、目的外に使用された場合は含めない。精神安定剤等を不整脈の抑制目的として使用した場合も含めない。

⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用

【定義】

抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用は、冠動脈疾患、肺血栓塞栓症、脳梗塞、深部静脈血栓症等の静脈・動脈に血栓・塞栓が生じているもしくは生じることが疑われる急性疾患の患者に対して、血栓・塞栓を生じさせないもしくは減少させることを目的として、抗血栓塞栓薬を持続的に点滴した場合に評価する項目である。

【留意点】

手術の有無を問わず、薬剤の種類、量を問わない。持続的に血液凝固阻害薬、血小板凝固阻害薬、血栓溶解薬等を投与した場合を抗血栓塞栓薬の持続点滴の対象に含める。

抗血栓塞栓薬の持続点滴は、持続的に投与していたすべての日を評価し、休薬中は含めない。点滴ラインが設置されていても常時ロックされている場合は含めない。ただし、これらの薬剤が抗血栓塞栓薬として用いられる場合に限り含め、目的外に使用された場合は含めない。

⑩ ドレナージの管理

【定義】

ドレナージの管理とは、排液、減圧の目的として、患者の創部や体腔に誘導管（ドレーン）を継続的に留置し、滲出液や血液等を直接的に体外に誘導し、排液バッグ等に貯留する状況を看護職員が管理した場合に評価する項目である。

【留意点】

誘導管は、当日の評価対象時間の間、継続的に留置されている場合にドレナージの管理の対象に含める。当日に設置して且つ抜去した場合は含めないが、誘導管を設置した日であって翌日も留置している場合、又は抜去した日であって前日も留置している場合は、当日に6時間以上留置されていた場合には含める。

胃瘻（PEG）を減圧目的で開放する場合であっても定義に従っていれば含める。

体外へ直接誘導する場合のみ評価し、体内で側副路を通す場合は含めない。また、腹膜透析や血液透析は含めない。経尿道的な膀胱留置カテーテルは含めないが、血尿がある場合は、血尿の状況を管理する場合に限り評価できる。陰圧閉鎖療法は、創部に誘導管（パッドが連結されている場合を含む）を留置して、定義に従った処置をしている場合は含める。

定義に基づき誘導管が目的に従って継続的に留置されている場合に含めるものであるが、抜去や移動等の目的で、一時的であればクランプしていても良いものとする。

⑪ 無菌治療室での治療

【定義】

無菌治療室での治療とは、移植後、白血病、再生不良性貧血、骨髄異形成症候群、重症複合型免疫不全症等の患者に対して、無菌治療室での治療が必要であると医師が判断し、無菌治療室での治療を6時間以上行った場合に評価する項目である。

【留意点】

無菌治療室とは、室内を無菌の状態に保つために十分な体制が整備されている必要があり、当該保険医療機関において自家発電装置を有していることと、滅菌水の供給が常時可能であること。また、個室であって、室内の空気清浄度が、患者に対し無菌治療室管理を行っている際に、常時ISOクラス7以上であること。

無菌治療室に入室した日及び無菌治療室を退室した日は評価の対象とする。

8. 救急搬送後の入院

項目の定義

救急搬送後の入院は、救急用の自動車（市町村又は都道府県の救急業務を行うための救急隊の救急自動車に限る）又は救急医療用ヘリコプターにより当該医療機関に搬送され、入院した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプター以外により搬送され入院した場合をいう。

「あり」

救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターにより搬送され入院した場合をいう。

判断に際しての留意点

救急搬送後の患者が、直接、評価対象病棟に入院した場合のみを評価の対象とし、救命救急病棟、ICU等の治療室に一旦入院した場合は評価の対象に含めない。ただし、手術室を経由して評価対象病棟に入院した場合は評価の対象に含める。

入院当日を含め、翌日までを評価の対象とする。

B 患者の状況等

B項目共通事項

1. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
2. 評価時間帯のうちに状態が変わり、異なる状態の記録が存在する場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
3. 医師の指示によって、当該動作が制限されていることが明確である場合には、「できない」又は「全介助」とする。この場合、医師の指示に係る記録があること。
4. 当該動作が制限されていない場合には、可能であれば動作を促し、観察した結果を評価すること。動作の確認をしなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は「介助なし」とする。
5. ただし、動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」又は「介助なし」とする。

9 寝返り

項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。
ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から（左右どちらかの）側臥位になる動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

何にもつかまらず、寝返り（片側だけでよい）が1人でできる場合をいう。

「何かにつかまればできる」

ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。

「できない」

介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護職員等が事前に環境を整えておくことによって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかませる等の介助を看護職員等が行っている場合は「できない」となる。

10 移乗

項目の定義

移乗時の介助の状況の評価する項目である。
ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、「ベッドからストレッチャーへ」、「車椅子からポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が1人でできる場合も含む。

「一部介助」

患者の心身の状態等の理由から、事故等がないように見守る場合、あるいは1人では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が行われている場合をいう。

「全介助」

1人では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が行われている場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が1人では動けず、スライド式の移乗用補助具を使用する場合は「全介助」となる。

車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も行い（力が出せており）、看護職員等が介助を行っている場合は「一部介助」となる。

医師の指示により、自力での移乗を制限されていた場合は「全介助」とする。

移乗が制限されていないにもかかわらず、看護職員等が移乗を行わなかった場合は「介助なし」とする。

1.1 口腔清潔

項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が1人でできるかどうか、あるいは看護職員等が見守りや介助を行っているかどうかを評価する項目である。

一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。

口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

「介助なし」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが1人でできる場合をいう。

「介助あり」

口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が行われている場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。

また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

ただし、口腔清潔が制限されていないにもかかわらず、看護職員等による口腔清潔がされなかった場合は、「介助なし」とする。

1.2 食事摂取

項目の定義

食事介助の状況の評価する項目である。

ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。

食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食事環境を整える食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子への移乗の介助、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助・見守りなしに1人で食事が摂取できる場合をいう。また、箸やスプーンのほかに、自助具等を使用する場合も含まれる。

食止めや絶食となっている場合は、食事の動作を制限しているとはいえ、介助は発生しないため「介助なし」とする。

「一部介助」

必要に応じて、食事摂取の行為の一部を介助する場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為（小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等）が行われている場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

1人では全く食べることができず全面的に介助されている場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要した場合は「全介助」とする。

判断に際しての留意点

食事の種類は問わず、一般（普通）食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護職員等が行っている場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行った場合は「介助なし」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含めない。また、看護職員等が行う、パンの袋切り、食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等は「一部介助」とする。

セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「介助なし」とする。

1.3 衣服の着脱

項目の定義

衣服の着脱を看護職員等が介助する状況の評価する項目である。衣服とは、患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助なしに1人で衣服を着たり脱いだりしている場合をいう。また、当日、衣服の着脱の介助が発生しなかった場合をいう。

自助具等を使って行っている場合も含む。

「一部介助」

衣服の着脱に一部介助が行われている場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護職員等がズボン・パンツ等を上げている場合等は、「一部介助」に含む。看護職員等が手を出して介助はしていないが、患者の心身の状態等の理由から、転倒の防止等のために、見守りや指示が行われている場合等も「一部介助」とする。

「全介助」

衣服の着脱の行為すべてに介助が行われている場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行っても、着脱行為そのものを患者が行わず、看護職員等がすべて介助した場合も「全介助」とする。

判断に際しての留意点

衣服の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。

通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状況で評価する。

靴や帽子は、衣服の着脱の評価に含めない。

1.4 診療・療養上の指示が通じる

項目の定義

指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、指示通りに実行できるかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「はい」

診療・療養上の指示に対して、指示通りの行動が常に行われている場合をいう。

「いいえ」

診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合をいう。

判断に際しての留意点

精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、あくまでも診療・療養上で必要な指示であり、評価日当日の指示であること、及びその指示が適切に行われた状態で評価することを前提とする。

医師や看護職員等の話を理解したように見えても、意識障害等により指示を理解できない場合や自分なりの解釈を行い結果的に、診療・療養上の指示から外れた行動をした場合は「いいえ」とする。

1.5 危険行動

項目の定義

患者の危険行動の有無を評価する項目である。

ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、転倒・転落、自傷行為」の発生又は「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する行動」を過去1週間以内の評価対象期間に看護職員等が確認した場合をいう。

選択肢の判断基準

「ない」

過去1週間以内に危険行動がなかった場合をいう。

「ある」

過去1週間以内に危険行動があった場合をいう。

判断に際しての留意点

危険行動の評価にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の危険行動への対策を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生している危険行動を評価するものではない。対策がもたれている状況下で発生した危険行動が確認でき、評価当日にも当該対策がもたれている場合に評価の対象に含める。

認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この項目での定義における「危険行動」には含めない。

他施設からの転院、他病棟からの転棟の際は、看護職員等が記載した記録物により評価対象期間内の「危険行動」が確認できる場合は、評価の対象に含める。

C 手術等の医学的状況

C 項目共通事項

1. 第2章第10部第1節第1款から第11款に掲げる手術を実施した場合、又は、経皮的血管内治療としてt-PA療法を実施した場合であって、各項目の定義に該当する場合について評価する項目である。手術等の実施が当該医療機関内であれば、評価の対象場所を含める。
2. 第2章第3部に掲げる検査又は第9部に掲げる処置に引き続きC項目の定義に該当する手術等を実施した場合は評価の対象となるが、検査又は処置のみを実施した場合には評価の対象とはならないものであること。
3. C項目の評価については、医師又は看護職員の判断により行われるものであること。
4. 同一入院中の同一日に複数の手術等を実施し、該当項目が複数となる場合は、主たる病名に起因する該当項目で評価を行うこと。
5. 同一入院中に複数の手術等を実施し、実施日が異なる場合には、それぞれの手術日から起算して評価が可能であるものであること。ただし、同一疾患に起因した一連の再手術の場合は、初回の手術のみ評価の対象とすること。
6. 手術領域が複数にわたる場合には、主たる領域で評価を行うものであること。
7. 選択肢の判断基準に示された術当日からの期間については、術当日を含む日数であること。

1.6 開頭手術

項目の定義

開頭手術は、開頭により頭蓋内に達する方法により手術が行われた場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

当該項目の定義に該当する手術が実施されなかった場合及び当該手術当日より7日間を超えた場合をいう。

「あり」

当該項目の定義に該当する手術が実施された場合に、術当日より7日間のことをいう。

判断に際しての留意点

穿頭及び内視鏡下に行われた手術は含めない。

1.7 開胸手術

項目の定義

開胸手術は、胸壁を切開し胸腔に達する方法（胸骨正中切開により縦隔に達するものも含む）により手術が行われた場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

当該項目の定義に該当する手術が実施されなかった場合及び当該手術当日より7日間を超えた場合をいう。

「あり」

当該項目の定義に該当する手術が実施された場合に、術当日より7日間のことをいう。

判断に際しての留意点

胸腔鏡下に行われた手術は含めない。

1.8 開腹手術

項目の定義

開腹手術は、腹壁を切開し腹腔・骨盤腔内の臓器に達する方法（腹膜を切開せず後腹膜腔の臓器に達する場合を含む）により手術が行われた場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

当該項目の定義に該当する手術が実施されなかった場合及び当該手術当日より5日間を超えた場合をいう。

「あり」

当該項目の定義に該当する手術が実施された場合に、術当日より4日間のことをいう。

判断に際しての留意点

腹腔鏡下に行われた手術は含めない。

19 骨の手術

項目の定義

骨の手術は、骨切り若しくは骨の切除・移植を要する手術（指（手、足）の手術は除く）、関節置換・骨頭挿入に係る手術、下肢・骨盤の骨接合に係る手術（指（足）は除く）、脊椎固定に係る手術又は骨悪性腫瘍に係る手術が行われた場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

当該項目の定義に該当する手術が実施されなかった場合及び当該手術当日より5日間を超えた場合をいう。

「あり」

当該項目の定義に該当する手術が実施された場合に、術当日より5日間のことをいう。

20 胸腔鏡・腹腔鏡手術

項目の定義

胸腔鏡・腹腔鏡手術は、胸腔鏡下に胸腔に達する手術（縦隔に達するものも含む）又は腹腔鏡下に腹腔・骨盤腔内の臓器に達する手術（後腹膜腔の臓器に達する場合も含む）が行われた場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

当該項目の定義に該当する手術が実施されなかった場合及び当該手術当日より3日間を超えた場合をいう。

「あり」

当該項目の定義に該当する手術が実施された場合に、術当日より3日間のことをいう。

21 全身麻酔・脊椎麻酔の手術

項目の定義

全身麻酔・脊椎麻酔の手術は、16から20の定義に該当しないもので、全身麻酔下又は脊椎麻酔下に手術が行われた場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

当該項目の定義に該当する手術が実施されなかった場合及び当該手術当日より2日間を超えた場合をいう。

「あり」

当該項目の定義に該当する手術が実施された場合に、術当日より2日間のことをいう。

2.2 救命等に係る内科的治療

項目の定義

救命等に係る内科的治療は、①経皮的血管内治療、②経皮的心筋焼灼術等の治療、③侵襲的な消化器治療のいずれかの緊急性が高くかつ侵襲性の高い内科的治療を実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

項目の定義に該当する治療が実施されなかった場合及び当該治療当日より2日間を超えた場合をいう。

「あり」

項目の定義に該当する治療が実施された場合に、当該治療当日より2日間のことをいう。

選択肢の判断

救命等に係る内科的治療に含まれる内容は、各定義及び留意点に基づいて判断すること。

① 経皮的血管内治療

【定義】

経皮的血管内治療は、経皮的な脳血管内治療、t-PA療法、冠動脈カテーテル治療、胸部若しくは腹部のステントグラフト挿入術又は選択的血管塞栓による止血術が行われた場合に評価する項目である。

【留意点】

検査のみの場合は含めない。

② 経皮的心筋焼灼術等の治療

【定義】

経皮的心筋焼灼術等の治療は、経皮的心筋焼灼術、体外ペースメーカー術、ペースメーカー移植術又は除細動器移植術が行われた場合に評価する項目である。

【留意点】

ペースメーカー交換術及び除細動器交換術は含めない。また、体外ペースメーカー術については、1入院中に初回に実施した日から2日間までに限り評価を行う項目である。

③ 侵襲的な消化器治療

【定義】

侵襲的な消化器治療は、内視鏡による胆道・膵管に係る治療、内視鏡的早期悪性

腫瘍粘膜下層剥離術、肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法又は緊急時の内視鏡による消化管止血術が行われた場合に評価する項目である。

【留意点】

検査のみの場合、内視鏡的早期悪性腫瘍粘膜切除術又は内視鏡的ポリープ切除術を実施した場合は含めない。また、緊急時の内視鏡による消化管止血術は、緊急に内視鏡下で消化管止血を実施した場合に評価を行う項目であり、慢性疾患に対して予定された止血術や硬化療法を行った場合、同一病変について1入院中に再止血を行う場合や、内視鏡治療に起因する出血に対して行った場合等は含めない。

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称	
A 1 創傷処置 (①創傷の処置 (褥瘡の処置を除く))	140000610	創傷処置 (100cm ² 未満)	
	140000710	創傷処置 (100cm ² 以上500cm ² 未満)	
	140000810	創傷処置 (500cm ² 以上3000cm ² 未満)	
	140000910	創傷処置 (3000cm ² 以上6000cm ² 未満)	
	140001010	創傷処置 (6000cm ² 以上)	
	140032010	熱傷処置 (100cm ² 未満)	
	140032110	熱傷処置 (100cm ² 以上500cm ² 未満)	
	140032210	熱傷処置 (500cm ² 以上3000cm ² 未満)	
	140036510	熱傷処置 (3000cm ² 以上6000cm ² 未満)	
	140036610	熱傷処置 (6000cm ² 以上)	
	140034830	電撃傷処置 (100cm ² 未満)	
	140034930	電撃傷処置 (100cm ² 以上500cm ² 未満)	
	140035030	電撃傷処置 (500cm ² 以上3000cm ² 未満)	
	140035130	電撃傷処置 (3000cm ² 以上6000cm ² 未満)	
	140035230	電撃傷処置 (6000cm ² 以上)	
	140035430	凍傷処置 (100cm ² 未満)	
	140035530	凍傷処置 (100cm ² 以上500cm ² 未満)	
	140035630	凍傷処置 (500cm ² 以上3000cm ² 未満)	
	140035730	凍傷処置 (3000cm ² 以上6000cm ² 未満)	
	140035830	凍傷処置 (6000cm ² 以上)	
	140036030	凍傷処置 (100cm ² 未満)	
	140036130	凍傷処置 (100cm ² 以上500cm ² 未満)	
	140036230	凍傷処置 (500cm ² 以上3000cm ² 未満)	
	140036330	凍傷処置 (3000cm ² 以上6000cm ² 未満)	
	140036430	凍傷処置 (6000cm ² 以上)	
	A 1 創傷処置 (②褥瘡の処置)	140048610	重度褥瘡処置 (100cm ² 未満)
		140048710	重度褥瘡処置 (100cm ² 以上500cm ² 未満)
		140048810	重度褥瘡処置 (500cm ² 以上3000cm ² 未満)
		140048910	重度褥瘡処置 (3000cm ² 以上6000cm ² 未満)
		140049010	重度褥瘡処置 (6000cm ² 以上)
		140700110	長期療養患者褥瘡等処置
		140005610	酸素吸入
	A 2 呼吸ケア (略痰吸引のみの場合を除く)	140005750	突発性難聴に対する酸素療法
140005810		酸素アンプル	
140005910		間歇的陽圧吸入法	
140037810		鼻マスク式補助換気法	
140006050		体外式陰圧人工呼吸器治療	
140057410		ハイフローセラピー (15歳以上)	
140009310		人工呼吸	
140023510		人工呼吸 (5時間超)	
140039850		閉鎖循環式麻酔器使用気管内挿管下酸素吸入	
140039950		閉鎖循環式麻酔器使用気管内挿管下酸素吸入 (5時間超)	
140009450		無水アルコール吸入療法	
140023650		無水アルコール吸入療法 (5時間超)	
140009550		人工呼吸 (閉鎖循環式麻酔装置)	
140023750		人工呼吸 (閉鎖循環式麻酔装置) (5時間超)	
140009650		酸素吸入 (マイクロアダプター)	
140023850		酸素吸入 (マイクロアダプター) (5時間超)	
140009950		酸素加圧 (気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器)	
140024150		酸素加圧 (気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器) (5時間超)	
140009750		人工呼吸 (半閉鎖式循環麻酔器)	
140023950		人工呼吸 (半閉鎖式循環麻酔器) (5時間超)	
140039550		人工呼吸 (鼻マスク式人工呼吸器)	
140039650		人工呼吸 (鼻マスク式人工呼吸器) (5時間超)	
140009850		レスピラトール療法	
140024050		レスピラトール療法 (5時間超)	
A 3 点滴ライン同時3本以上の管理		130004410	中心静脈注射
		130010670	血漿成分製剤加算 (中心静脈注射)
		150247310	硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入
		150255670	精密持続注入加算 (硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入)
		150224810	自家採血輸血 (1回目)
		150286210	自家採血輸血 (2回目以降)
		150224910	保存血液輸血 (1回目)
		150286310	保存血液輸血 (2回目以降)
		150327510	自己血貯血 (6歳以上) (液状保存)
	150327610	自己血貯血 (6歳以上) (凍結保存)	
	150247010	自己血輸血 (6歳以上) (液状保存)	
	150254810	自己血輸血 (6歳以上) (凍結保存)	
	150390610	術式自己血輸血 (6歳以上)	
	150225010	交換輸血	
	150225210	骨髄内輸血加算 (その他)	
	150225110	骨髄内輸血加算 (胸骨)	
	150366370	血管瘻出術加算	
	150225310	血液型加算 (A B O式及びRh式)	
	150225410	不規則抗体加算	
	150247110	H L A型検査クラス1加算 (A、B、C)	
	150278910	H L A型検査クラス2加算 (DR、DQ、DP)	
	150225510	血液交叉試験加算	
	150225610	間接クームス検査加算	
	150404970	コンピュータクロスマッチ加算	
	150366470	血小板洗浄術加算	
	150225850	自家製した血液成分製剤を用いた注射の手技料 (1回目)	
	150287450	自家製した血液成分製剤を用いた注射の手技料 (2回目以降)	
	A 4 心電図モニター管理	160073510	呼吸心拍監視 (3時間超) (7日以内)
		160102510	呼吸心拍監視 (7日超14日以内)
		160165510	呼吸心拍監視 (14日超)
		160073750	カルジオスコープ (ハートスコープ)
		160102750	カルジオスコープ (ハートスコープ) (3時間超) (7日以内)
		160165950	カルジオスコープ (ハートスコープ) (7日超14日以内)
160166050		カルジオスコープ (ハートスコープ) (14日超)	
160073850		カルジオタコスコープ	
160102850		カルジオタコスコープ (3時間超) (7日以内)	
160166150		カルジオタコスコープ (7日超14日以内)	
160166250		カルジオタコスコープ (14日超)	
130000210		精密持続点滴注射加算	
A 5 シリンジポンプ管理 A 6 輸血や血液製剤の管理		620001350	献血アンズロン500注射用 500単位 (溶解液付)
	620001351	献血アンズロン1500注射用 1,500単位 (溶解液付)	
	620003071	ノイアード静注用1500単位 1,500単位 (溶解液付)	
	620003211	コージネイトF Sバイオセット注250 250国際単位 (溶解液付)	
	620003212	コージネイトF Sバイオセット注500 500国際単位 (溶解液付)	
	620003213	コージネイトF Sバイオセット注1000 1000国際単位 (溶解液付)	
	620003432	アンズロピンP1500注射用 1,500単位 (溶解液付)	
	620004679	照射人全血液-L R「日赤」血液200mLに由来する血液量	
	620004680	照射人全血液-L R「日赤」血液400mLに由来する血液量	
	620004744	人全血液-L R「日赤」血液200mLに由来する血液量	
	620004745	人全血液-L R「日赤」血液400mLに由来する血液量	
	620006788	メドウェイ注2.5% 50mL	
	620007259	ガンマガード静注用2.5g 50mL (溶解液付)	
	620007377	テタガムP筋注用2.50 250国際単位 1mL	
	620008814	献血アルブミン2.5%静注5g/20mL「ベネシス」	
	620008815	献血アルブミン2.5%静注12.5g/50mL「ベネシス」	
	620008826	サンクrohール点滴静注用2.5g 50mL (溶解液付)	
	620009135	アルブミン5%静注12.5g/250mL	
	620009136	アルブミン2.5%静注12.5g/50mL	
	620009137	アルブミンベネシス2.0%静注10.0g/50mL	
	620009188	フィブロガミンP静注用240国際単位 (溶解液付)	
	620009201	ベリナートP静注用500 500国際単位 (溶解液付)	
	620009263	クリスマシンM静注用400単位 (溶解液付)	
	620009264	クリスマシンM静注用1000単位 1000単位 (溶解液付)	
	620009274	フィブリノゲンH T静注用1g「ベネシス」 (溶解液付)	
	621151301	献血ベニリンー1静注用500mg 10mL (溶解液付)	

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	621151601	献血ベニロンーI 静注用 1000mg 1g/20mL (溶解液付)
	621151701	献血ベニロンーI 静注用 2500mg 2.5g/50mL (溶解液付)
	621152101	献血グロブリン注射用 2500mg 化血研 2.5g/50mL 溶解液付
	621152901	献血グロベニンーI 静注用 500mg 10mL (溶解液付)
	621153301	献血グロベニンーI 静注用 2500mg 2.5g/50mL 溶解液付
	621153507	ヘパトセラフ筋注 1000単位/5mL 1.000単位
	621153508	抗D人免疫グロブリン筋注 1千単位/5mL「IB」 1千単位
	621153606	ヘパトセラフ筋注 200単位/1mL
	621153607	抗HBs人免疫グロブリン筋注 200単位/1mL「JB」
	621153804	コンファクトF 静注用 250 250単位 (溶解液付)
	621153808	クロスエイトMC 静注用 250単位 (溶解液付)
	621153904	コンファクトF 静注用 500 500単位 (溶解液付)
	621153909	クロスエイトMC 静注用 500単位 (溶解液付)
	621154003	コンファクトF 静注用 1000 1.000単位 (溶解液付)
	621154006	クロスエイトMC 静注用 1000単位 1.000単位 (溶解液付)
	621154101	抗Dグロブリン 静注用 1000倍「ニチヤク」 1.000倍 溶解液付
	621154104	抗D人免疫グロブリン 静注用 1千倍「ベネシス」 1千倍 (溶解液付)
	621154105	抗D人免疫グロブリン 静注用 1千倍「JB」 1千倍 (溶解液付)
	621154201	破傷風グロブリン 静注用 250単位「ニチヤク」 250国際単位
	621154205	テタノセラフ 静注用 250単位 250国際単位
	621154207	テタノブリン 静注用 250単位 250国際単位
	621154301	PR5B-HIT 静注用 200単位「ニチヤク」 (溶解液付)
	621154501	PR5B-HIT 静注用 500単位「ニチヤク」 (溶解液付)
	621155202	献血アルブミン 2.0% 静注 4g/20mL「IB」
	621155501	献血アルブミン 2.0% 静注 4g/20mL「ニチヤク」
	621157302	献血アルブミン 2.0% 静注 10g/50mL「IB」
	621157401	献血アルブミン 2.0% 静注 10g/50mL「ニチヤク」
	621157504	フィブリノゲンHT 静注用 1g「IB」 (溶解液付)
	621157601	ガンマグロブリン 筋注 450mg/3mL「ニチヤク」 150mg
	621157602	ガンマグロブリン 筋注 1500mg/10mL「ニチヤク」 150mg
	621157604	グロブリン 筋注 1500mg/10mL「IB」 150mg
	621157613	ガンマグロブリン 筋注 450mg/3mL「化血研」 150mg
	621157614	ガンマグロブリン 筋注 1500mg/10mL「化血研」 150mg
	621157617	グロブリン 筋注 450mg/3mL「IB」 150mg
	621158404	ハパトグロブリン 静注 2000単位「JB」 2.000単位 100mL
	621158701	献血アルブミン 4.4% 静注 4.4g/100mL
	621159001	乾燥HBグロブリン 筋注用 200単位「ニチヤク」 1mL 溶解液付
	621159004	ベネフィクス 筋注用 200単位 1mL (溶解液付)
	621159101	乾燥グロブリン 筋注用 1千「ニチヤク」 1千 5mL (溶解液付)
	621159104	ベネフィクス 筋注用 1000単位 1.000単位 5mL (溶解液付)
	621159206	アンソロビンP 500注射用 500単位 (溶解液付)
	621159207	ノイアード 静注用 500単位 (溶解液付)
	621159901	献血ヴェノグロブリン IH5% 静注 0.5g/10mL 500mg
	621160201	献血ヴェノグロブリン IH5% 静注 2.5g/50mL
	621160501	献血ヴェノグロブリン IH5% 静注 1g/20mL
	621161703	テタノブリンIH 静注 250単位 250国際単位
	621161803	テタノブリンIH 静注 1500単位 1.500国際単位
	621356303	献血アルブミン 5% 静注 5g/100mL「IB」
	621384801	ファイバ 静注用 500 500単位 10mL (溶解液付)
	621384901	ファイバ 静注用 1000 1.000単位 20mL (溶解液付)
	621449901	献血ベニロンーI 静注用 5000mg 5g/100mL (溶解液付)
	621450001	献血グロベニンーI 静注用 5000mg 5g/100mL (溶解液付)
	621450201	赤十字アルブミン 2.5% 静注 12.5g/50mL
	621450602	ベネフィクス IH 静注 1000単位 1.000単位 5mL
	621490001	献血ヴェノグロブリン IH5% 静注 5g/100mL
	621560801	献血アルブミン 4.4% 静注 1g/20mL
	621602201	照射濃厚血小板-LR「日赤」 1単位約 20mL
	621602301	照射濃厚血小板-LR「日赤」 2単位約 40mL
	621602401	照射濃厚血小板-LR「日赤」 5単位約 100mL
	621602501	照射濃厚血小板-LR「日赤」 10単位約 200mL
	621602601	照射濃厚血小板-LR「日赤」 15単位約 250mL
	621602701	照射濃厚血小板-LR「日赤」 20単位約 250mL
	621602801	照射濃厚血小板HLA-LR「日赤」 10単位約 200mL
	621602901	照射濃厚血小板HLA-LR「日赤」 15単位約 250mL
	621603001	照射濃厚血小板HLA-LR「日赤」 20単位約 250mL
	621609201	濃厚血小板-LR「日赤」 1単位約 20mL
	621609301	濃厚血小板-LR「日赤」 2単位約 40mL
	621609401	濃厚血小板-LR「日赤」 5単位約 100mL
	621609501	濃厚血小板-LR「日赤」 10単位約 200mL
	621609601	濃厚血小板-LR「日赤」 15単位約 250mL
	621609701	濃厚血小板-LR「日赤」 20単位約 250mL
	621609801	濃厚血小板HLA-LR「日赤」 10単位約 200mL
	621609901	濃厚血小板HLA-LR「日赤」 15単位約 250mL
	621610001	濃厚血小板HLA-LR「日赤」 20単位約 250mL
	621645901	献血アルブミン 2.5% 静注 12.5g/50mL「ニチヤク」
	621755301	献血アルブミン 5% 静注 12.5g/250mL「ニチヤク」
	621755403	献血アルブミン 5% 静注 12.5g/250mL「JB」
	621758002	献血ポリグロブリン 5% 静注 0.5g/10mL 500mg
	621758102	献血ポリグロブリン 5% 静注 2.5g/50mL
	621758201	日赤ポリグロブリン 5% 静注 5g/100mL
	621758202	献血ポリグロブリン 5% 静注 5g/100mL
	621769701	アドベイト 静注用 250 250単位 (溶解液付)
	621769801	アドベイト 静注用 500 500単位 (溶解液付)
	621769901	アドベイト 静注用 1000 1.000単位 (溶解液付)
	621772001	照射赤血球液-LR「日赤」 血液 200mL に由来する赤血球
	621772101	照射赤血球液-LR「日赤」 血液 400mL に由来する赤血球
	621772601	新鮮凍結血漿-LR 日赤 120 血液 200mL に由来する血漿
	621772701	新鮮凍結血漿-LR 日赤 240 血液 400mL に由来する血漿
	621772801	赤血球液-LR「日赤」 血液 200mL に由来する赤血球
	621772901	赤血球液-LR「日赤」 血液 400mL に由来する赤血球
	621971601	ベネフィクス 静注用 500 500国際単位 (溶解液付)
	621971701	ベネフィクス 静注用 1000 1.000国際単位 (溶解液付)
	621971801	ベネフィクス 静注用 2000 2.000国際単位 (溶解液付)
	621984102	アドベイト 静注用 2000 2.000単位 (溶解液付)
	621990601	コーゼナイトFSバイオセット注 2000 2000国際単位 溶解液付
	622034100	乾燥濃縮人血液凝固第9因子 800単位 (溶解液付)
	622034200	乾燥濃縮人血液凝固第9因子 1.600単位 (溶解液付)
	622042701	赤十字アルブミン 5% 静注 12.5g/250mL
	622190901	洗浄赤血球液-LR「日赤」 血液 200mL に由来する赤血球
	622191001	洗浄赤血球液-LR「日赤」 血液 400mL に由来する赤血球
	622191101	解凍赤血球液-LR「日赤」 血液 200mL に由来する赤血球
	622191201	解凍赤血球液-LR「日赤」 血液 400mL に由来する赤血球
	622191301	合成血液-LR「日赤」 血液 400mL に由来 (血漿約 60mL)
	622191401	合成血液-LR「日赤」 血液 400mL に由来 (血漿約 120mL)
	622191501	照射洗浄赤血球液-LR「日赤」 血液 200mL に由来する赤血球
	622191601	照射洗浄赤血球液-LR「日赤」 血液 400mL に由来する赤血球
	622191701	照射解凍赤血球液-LR「日赤」 血液 200mL に由来する赤血球
	622191801	照射解凍赤血球液-LR「日赤」 血液 400mL に由来する赤血球
	622191901	照射合成血液-LR 日赤 血液 200mL に由来 (血漿約 60mL)
	622192001	照射合成血液-LR 日赤 血液 400mL に由来 (血漿約 120mL)
	622192101	新鮮凍結血漿-LR「日赤」 480 480mL
	622192202	献血ポリグロブリン 10% 静注 5g/50mL
	622192302	献血ポリグロブリン 10% 静注 10g/100mL
	622235601	献血ヴェノグロブリン IH5% 静注 10g/200mL
	622250701	ノーマザンク点滴 静注 250mg 10mL
	622273601	ベネフィクス 静注用 3000 3.000国際単位 (溶解液付)
	622288001	ハイゼントラ 2.0% 度下注 1g/5mL
	622288101	ハイゼントラ 2.0% 度下注 2g/10mL
	622288201	ハイゼントラ 2.0% 度下注 4g/20mL
	622333001	ノボエイト 静注用 250 250国際単位 (溶解液付)
	622333101	ノボエイト 静注用 500 500国際単位 (溶解液付)
	622333201	ノボエイト 静注用 1000 1.000国際単位 (溶解液付)
	622333301	ノボエイト 静注用 1500 1.500国際単位 (溶解液付)
	622333401	ノボエイト 静注用 2000 2.000国際単位 (溶解液付)
	622333501	ノボエイト 静注用 3000 3.000国際単位 (溶解液付)
	622364101	オルプロリクス 静注用 500 500国際単位 (溶解液付)
	622364201	オルプロリクス 静注用 1000 1.000国際単位 (溶解液付)
	622364301	オルプロリクス 静注用 2000 2.000国際単位 (溶解液付)
	622364401	オルプロリクス 静注用 3000 3.000国際単位 (溶解液付)

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	622366301	ノボセプンHI静注用1mg シリンジ 1mL (溶解液付)
	622366401	ノボセプンHI静注用2mg シリンジ 2mL (溶解液付)
	622366501	ノボセプンHI静注用5mg シリンジ 5mL (溶解液付)
	622366601	ノボセプンHI静注用8mg シリンジ 8mL (溶解液付)
	622367201	バイクロット配合注 第7a因子1.5mg 第X因子1.5mg 溶解液付
	622402801	イロクテイト静注用2.50 2.50国際単位 (溶解液付)
	622402901	イロクテイト静注用5.00 5.00国際単位 (溶解液付)
	622403001	イロクテイト静注用7.50 7.50国際単位 (溶解液付)
	622403101	イロクテイト静注用10.00 1.000国際単位 (溶解液付)
	622403201	イロクテイト静注用15.00 1.500国際単位 (溶解液付)
	622403301	イロクテイト静注用20.00 2.000国際単位 (溶解液付)
	622403401	イロクテイト静注用30.00 3.000国際単位 (溶解液付)
	622408201	ノバクトM静注用5.00単位 (溶解液付)
	622408301	ノバクトM静注用1.000単位 1.000単位 (溶解液付)
	622408401	ノバクトM静注用2.000単位 2.000単位 (溶解液付)
	622424901	ノボサーディーン静注用2.500 2.500国際単位 (溶解液付)
	622426501	オルプロリクス静注用2.50 2.50国際単位 (溶解液付)
	622440101	アドベイト静注用1.500 1.500単位 (溶解液付)
	622442001	アコアラシ静注用6.00 6.00国際単位 (溶解液付)
	622454900	乾燥濃縮人血液凝固第8因子 2.000単位 (溶解液付)
	622454901	クラスエイトMC静注用2.000単位 2.000単位 (溶解液付)
	622473001	クラスビス静注用5.00 5.00国際単位 (溶解液付)
	622473101	クラスビス静注用1.000 1.000国際単位 (溶解液付)
	622473201	クラスビス静注用2.000 2.000国際単位 (溶解液付)
	622473301	クラスビス静注用3.000 3.000国際単位 (溶解液付)
	622487001	照射洗浄血小坂-LR「目赤」1.0単位約2.0mL
	622487101	照射洗浄血小坂HLA-LR「目赤」1.0単位約2.0mL
	622488001	アデノベイト静注用5.00 5.00国際単位 (溶解液付)
	622488101	アデノベイト静注用1.000 1.000国際単位 (溶解液付)
	622488201	アデノベイト静注用2.000 2.000国際単位 (溶解液付)
	622489301	コバールトリエ静注用2.50 2.50国際単位 (溶解液付)
	622489401	コバールトリエ静注用5.00 5.00国際単位 (溶解液付)
	622489501	コバールトリエ静注用1.000 1.000国際単位 (溶解液付)
	622489601	コバールトリエ静注用2.000 2.000国際単位 (溶解液付)
	622489701	コバールトリエ静注用3.000 3.000国際単位 (溶解液付)
	640412173	ボリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン 2.50IU
	640412174	ボリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン 1.500IU
	640431015	コンクエイトHT 5.00単位 (溶解液付)
	640433038	注射用アサクトC2 5.00単位 (溶解液付)
	640453060	乾燥濃縮人アンチストロピン3 1.500単位 (溶解液付)
	640453163	ボリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン 千単位5mL
	646340028	乾燥人フィブリノーゲン 1g (溶解液付)
	646340035	抗HBs人免疫グロブリン 1.000単位5mL
	646340054	人免疫グロブリン 1.50mg
	646340065	抗HBs人免疫グロブリン 2.00単位1mL
	646340188	人ヘパトグロビン 2.000単位10.0mL
	646340261	乾燥抗HBs人免疫グロブリン 2.00単位1mL (溶解液付)
	646340262	乾燥抗HBs人免疫グロブリン 1.000単位5mL (溶解液付)
	646340451	乾燥抗破傷風人免疫グロブリン 2.50国際単位
	646340456	抗破傷風人免疫グロブリン 2.50国際単位
	646340469	献血アルブミン2.0「化血研」 2.0%2.0mL
	646340472	献血アルブミン2.5「化血研」 2.5%5.0mL
	646340474	献血アルブミン2.0「化血研」 2.0%5.0mL
	646340491	乾燥濃縮人アンチストロピン3 5.00単位 (溶解液付)
	646340492	乾燥濃縮人血液凝固第8因子 2.50単位 (溶解液付)
	646340493	乾燥濃縮人血液凝固第8因子 5.00単位 (溶解液付)
	646340494	乾燥濃縮人血液凝固第8因子 7.50単位 (溶解液付)
	646340495	乾燥濃縮人血液凝固第8因子 1.000単位 (溶解液付)
	646340497	乾燥濃縮人血液凝固第9因子 4.00単位 (溶解液付)
	646340499	乾燥濃縮人血液凝固第9因子 1.000単位 (溶解液付)
	646340500	乾燥人血液凝固第9因子複合体 2.00単位 (溶解液付)
	646340501	乾燥人血液凝固第9因子複合体 4.00単位 (溶解液付)
	646340502	乾燥人血液凝固第9因子複合体 5.00単位 (溶解液付)
	646340503	乾燥人血液凝固第9因子複合体 1.000単位 (溶解液付)
	646340510	乾燥抗D (Rh o) 人免疫グロブリン 1.000単位 (溶解液付)
	622523501	献血ボリグロビンN10%静注2.5g/2.5mL
	622526101	イデルピオン静注用2.50 2.50国際単位 (溶解液付)
	622526201	イデルピオン静注用5.00 5.00国際単位 (溶解液付)
	622526301	イデルピオン静注用10.00 1.000国際単位 (溶解液付)
	622526401	イデルピオン静注用20.00 2.000国際単位 (溶解液付)
	150224810	自家採血輸血 (2回以降)
	150224810	自家採血輸血 (2回以降)
	150224910	保存血液輸血 (1回目)
	150224910	保存血液輸血 (2回目以降)
	150227510	自己血貯血 (6歳以上) (液状保存)
	150227610	自己血貯血 (6歳以上) (凍結保存)
	150247010	自己血輸血 (6歳以上) (液状保存)
	150254810	自己血輸血 (6歳以上) (凍結保存)
	150390610	希釈式自己血輸血 (6歳以上)
	150225010	交換輸血
	150225210	骨髄内輸血加算 (その他)
	150225110	骨髄内輸血加算 (胸骨)
	150366370	血管露出術加算
	150225310	血液型加算 (A B O式及びR h式)
	150225410	不規則抗体加算
	150247110	HLA型検査クラス1加算 (A、B、C)
	150278910	HLA型検査クラス2加算 (DR、DQ、DP)
	150225510	血液交叉試験加算
	150225610	腫瘍マーカー検査加算
	150366470	血小坂洗浄術加算
	150225850	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技科 (1回目)
	150287450	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技科 (2回目以降)
A 7 専門的な治療・処置 (① 抗悪性腫瘍剤の使用 (注射剤のみ))	620000328	マイトマイシン注用2mg
	620000329	マイトマイシン注用10mg
	620001335	エクザール注射用10mg
	622352101	サンドスタチンLAR筋注用キット10mg (溶解液付)
	622352201	サンドスタチンLAR筋注用キット20mg (溶解液付)
	622352301	サンドスタチンLAR筋注用キット30mg (溶解液付)
	620001918	注射用レザフィリン100mg
	620001919	動注用アイエーコール100mg
	620002417	トリセノックス注10mg
	620002591	動注用アイエーコール50mg
	620002600	フルタラ静注用50mg
	620003247	ロイターゼ注用5.000 5.000K単位
	620003248	ロイターゼ注用10.000 10.000K単位
	620003675	アドリアシン注用1.0 1.0mg
	620003713	キロサイドN注4.00mg
	620003714	キロサイド注2.0mg
	620003715	キロサイド注4.0mg
	620003716	キロサイド注6.0mg
	620003717	キロサイド注10.0mg
	620003718	キロサイド注20.0mg
	620003750	ダカルバジン注用1.00 100mg
	620003751	タキツール注射液30mg 5mL
	620003752	タキツール注射液100mg 16.7mL
	620003762	テラルピシン注射用10mg
	620003763	テラルピシン注射用20mg
	620003790	フルモルピシンRTU注射用10mg 5mL
	620003791	フルモルピシンRTU注射用50mg 2.5mL
	620003792	フルモルピシン注射用10mg
	620003793	フルモルピシン注射用50mg
	620003799	プレオ注射用5mg
	620003800	プレオ注射用15mg
	620003834	レンチチン静注用1mg「味の素」
	620004117	カルボプラチン点滴静注液50mg「サワイ」 5mL
	620004118	カルボプラチン点滴静注液50mg「サンド」 5mL
	620004119	カルボプラチン点滴静注液150mg「サワイ」 1.5mL
	620004120	カルボプラチン点滴静注液150mg「サンド」 1.5mL
	620004121	カルボプラチン点滴静注液450mg「サワイ」 4.5mL

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	620004122	カルボプラチン点滴静注液4.50mg「サンド」 4.5mL
	620004129	シスプラチン注1.0mg「日医工」 2.0mL
	620004130	シスプラチン注2.5mg「日医工」 5.0mL
	620004131	シスプラチン注5.0mg「日医工」 1.0mL
	620004170	パクリタキセル注3.0mg/5mL「NK」
	620004171	パクリタキセル注1.0mg/1.6.7mL「NK」
	620004172	パクリタキセル注3.0mg
	620004732	パラプラチン注射液3.0mg 5mL
	620004733	パラプラチン注射液1.50mg 1.5mL
	620004734	パラプラチン注射液4.50mg 4.5mL
	620004740	ピンバニール注射用0.2KE (溶解液付)
	620004741	ピンバニール注射用0.5KE (溶解液付)
	620004742	ピンバニール注射用1KE (溶解液付)
	620004743	ピンバニール注射用5KE (溶解液付)
	620004748	フトラフル注4.00mg 4% 1.0mL
	620004760	ペブシド注1.00mg 5mL
	620004777	ラステット注1.00mg/5mL
	620004850	アリムタ注射用5.00mg
	620004851	ドキシル注2.0mg 1.0mL
	620004872	アバスチン点滴静注用1.00mg/4mL
	620004873	アバスチン点滴静注用4.00mg/1.6mL
	620005148	アラシノシ注2.0mg
	620005176	グロトマイシン静注用2.0mg
	620005197	ハイカムチン注射用1mg
	620005206	ピノルビン注射用1.0mg
	620005207	ピノルビン注射用2.0mg
	620005223	ペブレオ注射用5mg
	620005224	ペブレオ注射用1.0mg
	620005688	パクリタキセル注射液3.0mg「サワイ」 5mL
	620005689	パクリタキセル注射液1.00mg「サワイ」 1.6.7mL
	620005690	パクリタキセル注射液1.50mg「サワイ」 2.5mL
	620005691	パミドロン酸二Na点滴静注用1.5mg「F」
	620005692	パミドロン酸二Na点滴静注用3.0mg「F」
	620005897	アラノジー静注用2.50mg 5.0mL
	620006298	プリプラチン注1.0mg 2.0mL
	620006299	プリプラチン注2.5mg 5.0mL
	620006300	プリプラチン注5.0mg 1.0.0mL
	620006806	ゼファリン注射用シラム(3.0Y)静注用セット
	620007224	エシルピシン塩酸塩注射液1.0mg「NK」
	620007225	エシルピシン塩酸塩注射液5.0mg「NK」
	620007254	カルボプラチン点滴静注液5.0mg「NK」 5mL
	620007255	カルボプラチン点滴静注液1.50mg「NK」 1.5mL
	620007256	カルボプラチン点滴静注液4.50mg「NK」 4.5mL
	620007257	カンプト点滴静注4.0mg 2mL
	620007258	カンプト点滴静注1.00mg 5mL
	620007299	コスメゲン静注用0.5mg
	620007300	コホリン静注用7.5mg (溶解液付)
	620007468	フォトリン静注用7.5mg
	620007499	マイロターグ点滴静注用5mg
	620007515	メソトレキセート点滴静注液2.00mg 8mL
	620008173	エトボシド点滴静注液1.00mg「サンド」 5mL
	620008174	エシルピシン塩酸塩注射液1.0mg「サワイ」
	620008175	エシルピシン塩酸塩注射液5.0mg「サワイ」
	620008225	パミドロン酸二Na点滴静注用1.5mg「サワイ」
	620008226	パミドロン酸二Na点滴静注用3.0mg「サワイ」
	620008443	アネピタックス注射液1.00mg 2.0mL
	620008800	イタマイシン静注用5mg
	620008946	ランダ注1.0mg/2.0mL
	620008947	ランダ注2.5mg/5.0mL
	620008948	ランダ注5.0mg/1.0.0mL
	620009116	ブスルフェクス点滴静注用6.0mg
	620009515	イリノテカン塩酸塩点滴静注液4.0mg「NK」 2mL
	620009516	イリノテカン塩酸塩点滴静注液4.0mg「サワイ」 2mL
	620009518	イリノテカン塩酸塩点滴静注液4.0mg「タイホウ」 2mL
	620009519	イリノテカン塩酸塩点滴静注液1.00mg「NK」 5mL
	620009520	イリノテカン塩酸塩点滴静注液1.00mg「サワイ」 5mL
	620009522	イリノテカン塩酸塩点滴静注液1.00mg「タイホウ」 5mL
	620009523	エシルピシン塩酸塩注射液1.0mg/5mL「NK」
	620009526	エシルピシン塩酸塩注射液5.0mg/2.5mL「NK」
	620555101	リニューブリン注射用3.7.5mg (転用液付)
	620555401	リニューブリン注射用3.7.5mg
	620910101	イカルス静注4.00mg 4% 1.0mL
	620914301	サンラピン点滴静注用1.50mg
	620914401	サンラピン点滴静注用2.00mg
	620914501	サンラピン点滴静注用2.50mg
	620919501	トボテシン点滴静注4.0mg 2mL
	620919701	トボテシン点滴静注1.00mg 5mL
	620919801	タキゾール点滴静注用2.0mg 0.5mL (溶解液付)
	620919901	タキゾール点滴静注用8.0mg 2mL (溶解液付)
	620923202	シスプラチン点滴静注液1.0mg「ファイザー」 2.0mL
	620923301	シスプラチン点滴静注1.0mg「マルコ」 2.0mL
	620923602	シスプラチン点滴静注液2.5mg「ファイザー」 5.0mL
	620923701	シスプラチン点滴静注2.5mg「マルコ」 5.0mL
	620924002	シスプラチン点滴静注液5.0mg「ファイザー」 1.0.0mL
	620924101	シスプラチン点滴静注5.0mg「マルコ」 1.0.0mL
	621162801	フェロン注射用1.00万 1.00万国際単位 (溶解液付)
	621163001	フェロン注射用3.00万 3.00万国際単位 (溶解液付)
	621163101	フェロン注射用6.00万 6.00万国際単位 (溶解液付)
	621163501	スミフェロン注D3.00万IU 3.00万国際単位
	621163701	スミフェロン注D3.00万IU 3.00万国際単位
	621163801	スミフェロン注D3.00万IU 3.00万国際単位
	621163901	スミフェロン注D3.00万IU 3.00万国際単位
	621495301	リニューブリンSR注射用キット1.1.2.5mg
	621657601	ゾメタ点滴静注4mg/5mL
	621754502	カルボプラチン注射液5.0mg「日医工」 5mL
	621754602	カルボプラチン注射液1.50mg「日医工」 1.5mL
	621754702	カルボプラチン注射液4.50mg「日医工」 4.5mL
	621932201	エルブラット点滴静注液5.0mg 1.0mL
	621932301	エルブラット点滴静注液1.00mg 2.0mL
	621932601	アリムタ注射用1.00mg
	621954001	ミラプラ動注用7.0mg
	621954401	ロセウス静注液1.0mg 1mL
	621954501	ロセウス静注液4.0mg 4mL
	621966401	エシルピシン塩酸塩注射液1.0mg/5mL「サワイ」
	621966501	エシルピシン塩酸塩注射液1.0mg/5mL「サンド」
	621966601	エシルピシン塩酸塩注射液5.0mg/2.5mL「サワイ」
	621966701	エシルピシン塩酸塩注射液5.0mg/2.5mL「サンド」
	621970101	アラキサ点滴静注用1.00mg
	621970201	アラキサ点滴静注用2.00mg「タイホウ」
	621970301	アラキサ点滴静注用1g「タイホウ」
	621972001	キロザイドN注1g
	621973401	アラキサ点滴静注用2.00mg「キョクト」
	621973501	アラキサ点滴静注用1g「キョクト」
	621982101	デモダール点滴静注用1.00mg
	621983201	ドキゾルピシン塩酸塩注射液1.0mg「NK」
	621983301	ドキゾルピシン塩酸塩注射液5.0mg「NK」
	621985901	ベクティビックス点滴静注1.00mg 5mL
	621995301	ドキゾルピシン塩酸塩注射液1.0mg「サンド」 5mL
	621995401	ドキゾルピシン塩酸塩注射液5.0mg「サンド」 2.5mL
	622003801	パクリタキセル点滴静注液2.5mg 1mL (希釈液付)
	622009102	パクリタキセル注射液3.0mg「ファイザー」 5mL
	622009202	パクリタキセル注射液1.00mg「ファイザー」 1.6.7mL
	622014001	アドリアン注用3.0.5.0mg
	622019401	イリノテカン塩酸塩点滴静注液4.0mg「ホスピーラ」 2mL
	622019501	イリノテカン塩酸塩点滴静注液1.00mg「ホスピーラ」 5mL
	622019601	アラキサ点滴静注用2.00mg「ホスピーラ」
	622019701	アラキサ点滴静注用1g「ホスピーラ」
	622028601	アラキサ点滴静注用2.00mg「NK」
	622028701	アラキサ点滴静注用1g「NK」
	622041101	アラキサ点滴静注用1.00mg

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	622045001	ビダーザ注射用100mg
	622047901	5-FU注射1000mg 1, 000mg
	622059701	イリナテカン塩酸塩点静注液40mg「タイヨー」 2mL
	622059801	イリナテカン塩酸塩点静注液100mg「タイヨー」 5mL
	622062103	ガムシタピン点静注用200mg「TYK」
	622062203	ガムシタピン点静注用1g「TYK」
	622068501	ワンタキソール点静注20mg/4mL
	622068601	ワンタキソール点静注80mg/4mL
	622068901	ハーセフチン注射用6060mg「溶解液」
	622069901	ハーセフチン注射用150150mg「溶解液」
	622082001	パクリタキセル点静注液30mg「サンド」 5mL
	622082101	パクリタキセル点静注液100mg「サンド」 16.7mL
	622085201	ハフヴェン静注1mg 2mL
	622086201	ベクティビックス点静注400mg 20mL
	622091101	イリナテカン塩酸塩点静注液40mg「あすか」 2mL
	622091201	イリナテカン塩酸塩点静注液100mg「あすか」 5mL
	622098103	カルボプラチン点静注液50mg「TYK」 5mL
	622098203	カルボプラチン点静注液150mg「TYK」 15mL
	622098303	カルボプラチン点静注液450mg「TYK」 45mL
	622098901	ガムシタピン点静注用200mg「サワイ」
	622099001	ガムシタピン点静注用1g「サワイ」
	622101401	フェソドテックス筋注250mg 5mL
	622101701	エボシド点静注100mg「タイヨー」 5mL
	622130501	エボシド点静注液100mg「DK」 5mL
	622136501	ゴナックス皮下注120mg 7mL
	622149401	ゴナックス皮下注20mg 5mL
	622182701	ゴナックス皮下注80mg
	622182801	ゴナックス皮下注120mg
	622189401	エルブラット点静注液200mg 40mL
	622202401	ガムシタピン点静注液200mg/5mL「サンド」
	622202501	ガムシタピン点静注液1g/2.5mL「サンド」
	622215301	ドセタキセル点静注液20mg/2mL「サンド」
	622215401	ドセタキセル点静注液80mg/8mL「サンド」
	622216901	メスタ点静注4mg/100mL
	622220501	エトボシド点静注液100mg「SN」 5mL
	622221301	メフトレキセート点静注液1000mg 1, 000mg 40mL
	622229101	5-FU注射250mg
	622230201	イリナテカン塩酸塩点静注液40mg「日医工」 2mL
	622230301	イリナテカン塩酸塩点静注液100mg「日医工」 5mL
	622231801	ドセタキセル点静注20mg「あすか」 0.5mL「溶解液」
	622231901	ドセタキセル点静注80mg「あすか」 2mL「溶解液」
	622236901	イリナテカン塩酸塩点静注液40mg「トーワ」 2mL
	622237001	イリナテカン塩酸塩点静注液100mg「トーワ」 5mL
	622244301	アゼラ点静注液100mg 5mL
	622244401	アゼラ点静注液1000mg 1, 000mg 50mL
	620009523	エドルビシン塩酸塩注射液10mg/5mL「NK」
	620009526	エドルビシン塩酸塩注射液50mg/2.5mL「NK」
	622250601	エボルト点静注20mg 20mL
	622255101	パーゼタ点静注420mg/14mL
	622258901	イリナテカン塩酸塩点静注液40mg「NP」 2mL
	622259001	イリナテカン塩酸塩点静注液100mg「NP」 5mL
	622259101	パクリタキセル注射液30mg「NP」 5mL
	622259201	パクリタキセル注射液100mg「NP」 16.7mL
	622264401	カドサイラ点静注用100mg
	622264501	カドサイラ点静注用160mg
	622266601	リュープロレリン酢酸塩注射液キット3, 75mg「あすか」
	622272001	ドセタキセル点静注20mg/1mL「トーワ」
	622272101	ドセタキセル点静注80mg/4mL「トーワ」
	622272801	ガムシタピン点静注用1g「ファイザー」
	622272901	ガムシタピン点静注用200mg「ファイザー」
	622282901	シタラピン点静注液400mg「テバ」
	622283001	シタラピン点静注液1g「テバ」
	622283101	ドセタキセル点静注20mg/1mL「テバ」
	622283201	ドセタキセル点静注80mg/4mL「テバ」
	622285201	ドセタキセル点静注20mg/2mL「ホスピール」
	622285301	ドセタキセル点静注80mg/8mL「ホスピール」
	622285401	ドセタキセル点静注液120mg/12mL「ホスピール」
	622290401	ドセタキセル点静注20mg/1mL「HK」
	622290501	ドセタキセル点静注80mg/4mL「HK」
	622294901	ドセタキセル点静注20mg/1mL「ケミファ」
	622295001	ドセタキセル点静注80mg/4mL「ケミファ」
	622295501	ドセタキセル点静注20mg「サワイ」 0.5mL「溶解液」
	622295601	ドセタキセル点静注80mg「サワイ」 2mL「溶解液」
	622298401	リュープロレリン酢酸塩注射液キット3, 75mg「NP」
	622335601	アドセトリス点静注用50mg
	622337201	ブレドロン酸点静注4mg/5mL「ヤクルト」
	622337301	ブレドロン酸点静注4mg/100mLバッグ「ヤクルト」
	622338001	ブレドロン酸点静注4mg/100mLバッグ「トーワ」
	622342601	ブレドロン酸点静注4mg/5mL「テバ」
	622342701	ブレドロン酸点静注4mg/100mLバッグ「テバ」
	622344201	ブレドロン酸点静注液4mg/5mL「ファイザー」
	622344301	ブレドロン酸点静注液4mg/100mLバッグ「ファイザー」
	622351301	ブレドロン酸点静注4mg/5mL「F」
	622351401	ブレドロン酸点静注4mg/100mLバッグ「サノフィ」
	622352101	サンドスタチンLAR筋注用キット10mg「溶解液」
	622352201	サンドスタチンLAR筋注用キット20mg「溶解液」
	622352301	サンドスタチンLAR筋注用キット30mg「溶解液」
	622354601	ブレドロン酸点静注4mg/5mL「NK」
	622354701	ブレドロン酸点静注液4mg/5mL「NK」
	622354801	ドセタキセル点静注20mg/1mL「NK」
	622354901	ドセタキセル点静注80mg/4mL「NK」
	622355401	ブレドロン酸点静注4mg/5mL「サンド」
	622356301	ブレドロン酸点静注液4mg/5mL「サワイ」
	622356401	ドセタキセル点静注20mg/1mL「サワイ」
	622356501	ドセタキセル点静注80mg/4mL「サワイ」
	622358301	ブレドロン酸点静注4mg/5mL「ニプロ」
	622358401	ブレドロン酸点静注4mg/100mLバッグ「ニプロ」
	622360301	ブレドロン酸点静注液4mg/100mLバッグ「日医工」
	622360401	ブレドロン酸点静注4mg/5mL「日医工」
	622364601	ジェブタナ点静注60mg 1, 5mL「溶解液」
	622364801	オプジーボ点静注20mg 2mL
	622364901	オプジーボ点静注100mg 10mL
	622371101	オキサリプラチン点静注液50mg「DSEF」 10mL
	622371201	オキサリプラチン点静注液100mg「DSEF」 20mL
	622371801	オキサリプラチン点静注50mg「トーワ」 10mL
	622371901	オキサリプラチン点静注100mg「トーワ」 20mL
	622373201	オキサリプラチン点静注液50mg「FFP」 10mL
	622373301	オキサリプラチン点静注液100mg「FFP」 20mL
	622374501	ザノサー点静注用1g
	622374801	オキサリプラチン点静注液50mg/10mL「ホスピール」
	622374901	オキサリプラチン点静注液100mg/20mL「ホスピール」
	622375001	パクリタキセル点静注液30mg/5mL「ホスピール」
	622375101	パクリタキセル点静注液100mg/16.7mL「ホスピール」
	622381301	オキサリプラチン点静注液50mg/10mL「ファイザー」
	622381401	オキサリプラチン点静注液100mg/20mL「ファイザー」
	622383201	オキサリプラチン点静注液50mg/10mL「サンド」
	622383301	オキサリプラチン点静注液100mg/20mL「サンド」
	622385701	オキサリプラチン点静注液50mg「NK」 10mL
	622385801	オキサリプラチン点静注液100mg「NK」 20mL
	622385901	ブレドロン酸点静注液4mg/5mL「アタタビス」
	622388101	マブキヤンバス点静注30mg 1mL
	622388201	ブレドロン酸点静注4mg/5mL「SN」
	622388601	オキサリプラチン点静注液50mg/10mL「ケミファ」
	622388701	オキサリプラチン点静注液100mg/20mL「ケミファ」
	622389801	オキサリプラチン点静注液50mg「サワイ」 10mL
	622389901	オキサリプラチン点静注液100mg「サワイ」 20mL
	622391001	ブレドロン酸点静注液4mg/100mLバッグ「サワイ」
	622392001	オキサリプラチン点静注液50mg「ニプロ」 10mL
	622392101	オキサリプラチン点静注液100mg「ニプロ」 20mL

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	622393001	ゲムシタピン点滴静注用200mg「日医工」
	622393101	ゲムシタピン点滴静注用1g「日医工」
	622393201	オキザリプラチン点滴静注液50mg「日医工」10mL
	622393301	オキザリプラチン点滴静注液100mg「日医工」20mL
	622394701	オキザリプラチン点滴静注液50mg「デバ」10mL
	622394801	オキザリプラチン点滴静注液100mg「デバ」20mL
	622408501	ドセタキセル点滴静注20mg/4mL「ヤクルト」
	622408601	ドセタキセル点滴静注30mg/4mL「ヤクルト」
	622411901	オキザリプラチン点滴静注200mg「トーワ」40mL
	622412501	フルオロウラシル注250mg「トーワ」
	622412601	フルオロウラシル注1000mg「トーワ」1.000mg
	622414601	オキザリプラチン点滴静注200mg「F.F.P」40mL
	622417601	ドセタキセル点滴静注20mg/1mL「ファイザー」
	622417701	ドセタキセル点滴静注80mg/4mL「ファイザー」
	622417801	オキザリプラチン点滴静注200mg/40mL「ファイザー」
	622417901	サイラムザ点滴静注100mg10mL
	622418001	サイラムザ点滴静注500mg50mL
	622426801	オキザリプラチン点滴静注200mg「D.S.E.P」40mL
	622428001	オキザリプラチン点滴静注200mg/40mL「ケミファ」
	622429301	ドセタキセル点滴静注20mg/1mL「E.E」
	622429401	ドセタキセル点滴静注80mg/4mL「E.E」
	622431101	オキザリプラチン点滴静注200mg「サフイ」40mL
	622432401	オキザリプラチン点滴静注200mg「サフイ」40mL
	622434901	オキザリプラチン点滴静注200mg「NK」40mL
	622435001	ドセタキセル点滴静注20mg/1mL「ニプロ」
	622435101	ドセタキセル点滴静注80mg/4mL「ニプロ」
	622437001	オキザリプラチン点滴静注200mg「日医工」40mL
	622437201	オキザリプラチン点滴静注50mg/10mL「K.C.C」
	622437301	オキザリプラチン点滴静注100mg/20mL「K.C.C」
	622437401	オキザリプラチン点滴静注200mg/40mL「K.C.C」
	622439101	オキザリプラチン点滴静注200mg「ニプロ」40mL
	622440501	ヤーボイ点滴静注50mg10mL
	622444901	リユープリンPRO注射用キット22.5mg
	622449301	ヨンジリス点滴静注用0.25mg
	622449401	ヨンジリス点滴静注用1mg
	622460401	ゲムシタピン点滴静注液200mg/5.3mL「ホスピーラ」
	622460501	ゲムシタピン点滴静注液1g/26.3mL「ホスピーラ」
	622460601	オキザリプラチン点滴静注液200mg/40mL「ホスピーラ」
	622461701	オキザリプラチン点滴静注液200mg/40mL「サント」
	622470401	イリナテカン塩酸塩点滴静注40mg「ハルレイ」2mL
	622470501	イリナテカン塩酸塩点滴静注100mg「ハルレイ」5mL
	622476901	オキザリプラチン100mg20mL注射液
	622487701	ゲムシタピン点滴静注200mg/5mL「NK」
	622487801	ゲムシタピン点滴静注1g/25mL「NK」
	622489201	ゾーフィゴ静注
	622509501	カイプロリス点滴静注用10mg
	622509601	カイプロリス点滴静注用40mg
	640407072	アキラ静注用10mg
	640407073	アキラ静注用50mg
	640407074	アキラ静注用100mg
	640432004	ナベルピン注10.10mg1mL
	640432005	ナベルピン注40.40mg4mL
	640451006	アルケラン静注用50mg(溶解液付)
	640451030	リクササン注10mg/mL100mg10L
	640451031	リクササン注10mg/mL500mg50L
	640453024	イムノマックス注50.50万国際単位(溶解液付)
	640453025	イムノマックス注100.100万国際単位(溶解液付)
	640453027	イントロンA注射用300.300万国際単位(溶解液付)
	640453028	イントロンA注射用600.600万国際単位(溶解液付)
	640453029	イントロンA注射用1.000.1.000万国際単位(溶解液付)
	640453101	注射用エンドキサン100mg
	640454006	オンコピン注射用1mg
	640454012	ジェムザール注射用1g
	640454013	ジェムザール注射用200mg
	640454023	セロイク注射用40.40万国際単位(溶解液付)
	640454032	ノバントロン注20mg10mL
	640462004	プラデックスLA10.8mgデボ(ゴゼレリンとして)
	640462007	ロイスタチン注8mg8mL
	640462038	カルセド注射用20mg
	640462039	カルセド注射用50mg
	642490105	プラデックス3.6mgデボ(ゴゼレリンとして)
	644210020	ニドラン注射用25mg
	644210021	ニドラン注射用50mg
	644210037	注射用エンドキサン500mg
	644210046	注射用フトラフル400.400mg
	644210048	注射用メソトレキセート50mg
	644210049	注射用メソトレキセート5mg
	644210058	注射用イホマイド1g
	644210059	注射用フィルデシン1mg
	644210060	注射用フィルデシン3mg
	644210065	注射用サイメリン50mg
	644210066	注射用サイメリン100mg
	644240002	注射用ビンブラスチン硫酸塩10mg
	644290005	ノバントロン注10mg5mL
	646390065	イムネース注35.35万単位(溶解液付)
	622513101	ピノルビン注射用30mg
	622514701	エムアリテイ点滴静注用300mg
	622514801	エムアリテイ点滴静注用400mg
	622182701	ゴナックス皮下注用80mg
	622182801	ゴナックス皮下注用120mg
	622518501	トリアキシン点滴静注用25mg
	621385201	ベタフェロン皮下注用960万国際単位(溶解液付)
	622617800	オキザリプラチン50mg10mL注射液
	622617900	オキザリプラチン200mg40mL注射液
	622621900	プレドロン酸4mg100mL注射液
	130007510	抗悪性腫瘍剤局所持続注
	130010410	肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注
	610407022	フェアストン錠40.40mg
	610407023	フェアストン錠60.60mg
	610407122	メチルテストステロン錠10mg
	610433122	プログステロン錠200.200mg
	610461132	クロルマニフェン酢酸エステル25mg錠
	610462026	アレクサン錠25mg
	610462027	アレクサン錠250.250mg
	610463172	フルタミド錠125「KN」125mg
	610470009	ゼロータ錠300.300mg
	612460005	メチルテストステロン錠25mg
	612470008	エチニルエストラジオール錠0.5mg
	612470037	プロスター錠25.25mg
	612490039	オベプリム500mg
	614210003	5-FU錠100協和100mg
	614210004	5-FU錠50協和50mg
	614210098	メソトレキセート錠2.5mg
	614210128	フルツロンカプセル100.100mg
	614210129	フルツロンカプセル200.200mg
	614220010	ハイドレアカプセル500mg
	614220011	スタラシドカプセル50.50mg
	614220012	スタラシドカプセル100.100mg
	620001885	タモキシフェン酢酸塩10mg錠
	620002491	アムレイク錠2mg
	620002511	グリベック錠100mg
	620002680	塩酸アロカルバシンカプセル50mg「中外」
	620003467	フェマール錠2.5mg
	620003507	アリマテックス錠1mg
	620003534	カゾデックス錠80mg
	620003593	ノルパデックス錠10mg
	620003594	ノルパデックス錠20mg
	620003642	ラステットSカプセル25mg
	620003643	ラステットSカプセル50mg

A 7 専門的な治療・処置(②抗悪性腫瘍剤の内服の管理)

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	620004006	トレミフェン錠40mg「サワイ」
	620004353	デモダールカプセル20mg
	620004354	デモダールカプセル100mg
	620004493	サキオジール錠2.5mg
	620004566	フトラフルカプセル200mg
	620004573	フルスタット錠2.5mg
	620004870	フルクラ錠10mg
	620004939	エストラサイトカプセル156.7mg
	620005087	フトラフル腸溶顆粒50%
	620005101	ベサノイドカプセル10mg
	620005890	タルセバ錠2.5mg
	620005891	タルセバ錠100mg
	620005892	タルセバ錠150mg
	620005912	アルケラン錠2mg
	620005941	エンドキサン錠50mg
	620006119	ペパシドカプセル2.5mg
	620006120	ペパシドカプセル50mg
	620006565	エナルモン錠2.5mg
	620006778	ネクザバル錠200mg
	620006801	スーデントカプセル12.5mg
	620006876	オダイン錠12.5mg
	620006975	チオデロシカプセル5mg
	620007080	バスタチンカプセル10mg
	620007081	バスタチンカプセル30mg
	620007083	ペラゾリン細粒400mg
	620007084	ペラゾリン細粒800mg
	620008558	サレドカプセル100.100mg
	620008594	エフミン錠2.5mg
	620008693	ヒスロンH錠200mg
	620008778	ロイゲリン散10%
	620009095	スプリセル錠20mg
	620009096	スプリセル錠50mg
	620009097	タンジナカプセル200mg
	620009249	プロセキソール錠0.5mg
	620009353	ティーエスワン配合顆粒T20 20mg (テガフル相当量)
	620009354	ティーエスワン配合顆粒T25 25mg (テガフル相当量)
	620009409	ピカルタミド錠80mg「あすか」
	620009410	ピカルタミド錠80mg「アメル」
	620009411	ピカルタミド錠80mg「SN」
	620009412	ピカルタミド錠80mg「NK」
	620009413	ピカルタミド錠80mg「NP」
	620009414	ピカルタミド錠80mg「F」
	620009415	ピカルタミド錠80mg「KN」
	620009416	ピカルタミド錠80mg「サワイ」
	620009417	ピカルタミド錠80mg「サンド」
	620009420	ピカルタミド錠80mg「TCK」
	620009421	ピカルタミド錠80mg「日医工」
	620009422	ピカルタミド錠80mg「マイラン」
	620009423	ピカルタミド錠80mg「明治」
	620536509	クロルマジノン酢酸エステル錠2.5mg「日医工」
	620536512	クロルマジノン酢酸エステル錠2.5mg「タイヨー」
	620536524	クロルマジノン酢酸エステル錠2.5mg「KN」
	620536526	クロルマジノン酢酸エステル錠2.5mg「YD」
	620537001	ロニステロン錠2.5mg
	620904101	マプリン散1%
	620915501	ユーエフティE配合カプセルT100 100mg (テガフル相当量)
	620915501	ユーエフティE配合カプセルT20 20mg (テガフル相当量)
	620915501	ユーエフティE配合カプセルT25 25mg (テガフル相当量)
	620920504	タモキシフェン錠10mg「日医工」
	620921501	タモキシフェン錠10mg「明治」
	620921701	タモキシフェン錠10mg「サワイ」
	620925701	クレスチン細粒
	621484703	フルタミド錠12.5mg「ファイザー」
	621897501	ピカルタミド錠80mg「テバ」
	621911601	タイケルブ錠2.50mg
	621912301	ピカルタミド錠80mg「ケミファ」
	621927301	ピカルタミド錠80mg「オーハラ」
	621927401	レブラミドカプセル5mg
	621929901	ユーエフティE配合顆粒T100 100mg (テガフル相当量)
	621930001	ユーエフティE配合顆粒T150 150mg (テガフル相当量)
	621930101	ユーエフティE配合顆粒T200 200mg (テガフル相当量)
	621938701	ピカルタミド錠80mg「IG」
	621979301	ピカルタミド錠80mg「トーワ」
	621980901	アフィニール錠5mg
	621984001	サレドカプセル50.50mg
	621997701	レナデックス錠4mg
	622041701	タモキシフェン錠20mg「明治」
	622048101	タンジナカプセル150mg
	622053001	タモキシフェン錠20mg「サワイ」
	622075101	タモキシフェン錠20mg「日医工」
	622087401	プリンザカプセル100mg
	622087501	ピカルタミド錠80mg「ファイザー」
	622098003	ピカルタミド錠80mg「TYK」
	622115801	エキセメスタン錠2.5mg「NK」
	622118801	エキセメスタン錠2.5mg「マイラン」
	622149601	サーゴリカプセル200mg
	622149701	サーゴリカプセル250mg
	622158301	エキセメスタン錠2.5mg「テバ」
	622168001	トリスフェン錠0.0mg「サワイ」
	622180501	アナストロゾール錠1mg「明治」
	622181601	経口用エンドキサン原末100mg
	622183301	インライタ錠1mg
	622183401	インライタ錠5mg
	622192601	アナストロゾール錠1mg「EE」
	622195001	アナストロゾール錠1mg「トーワ」
	622195501	アナストロゾール錠1mg「テバ」
	622198501	アナストロゾール錠1mg「ケミファ」
	622201801	ヴォトリント錠200mg
	622202701	アナストロゾール錠1mg「KN」
	622204401	アナストロゾール錠1mg「IG」
	622208401	アナストロゾール錠1mg「日医工」
	622208701	アナストロゾール錠1mg「NK」
	622211201	アナストロゾール錠1mg「NP」
	622211301	アナストロゾール錠1mg「F」
	622211501	アナストロゾール錠1mg「サンド」
	622216801	アフィニール錠2.5mg
	622218301	アナストロゾール錠1mg「サワイ」
	622220301	アナストロゾール錠1mg「SN」
	622222601	アナストロゾール錠1mg「FFP」
	622222701	アナストロゾール錠1mg「マイラン」
	622225801	スチバール錠40mg
	622226301	アフィニール分散錠2mg
	622226401	アフィニール分散錠3mg
	622238501	アナストロゾール錠1mg「アメル」
	622243001	ティーエスワン配合OD錠T20 20mg (テガフル相当量)
	622243101	ティーエスワン配合OD錠T25 25mg (テガフル相当量)
	622254901	エスケーエスワン配合カプセルT20 20mg (テガフル相当量)
	622255001	エスケーエスワン配合カプセルT25 25mg (テガフル相当量)
	622256001	エスケーエスワン配合カプセルT20 20mg (テガフル相当量)
	622256101	エスケーエスワン配合カプセルT25 25mg (テガフル相当量)
	622265601	カゾデックスOD錠80mg
	622266701	テノックス配合カプセルT20 20mg (テガフル相当量)
	622266801	テノックス配合カプセルT25 25mg (テガフル相当量)
	622267801	サレドカプセル25.25mg
	622275701	テメラル配合カプセルT20 20mg (テガフル相当量)
	622275801	テメラル配合カプセルT25 25mg (テガフル相当量)
	622285701	エスワンメイジ配合カプセルT20 20mg (テガフル相当量)
	622285801	エスワンメイジ配合カプセルT25 25mg (テガフル相当量)
	622287101	イマチニブ錠100mg「NK」

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	622291501	イマチニブ錠100mg「E」
	622292801	イマチニブ錠100mg「KN」
	622294601	エスワンエヌビー配合カプセルT20 20mg (テガフル相当量)
	622294701	エスワンエヌビー配合カプセルT25 25mg (テガフル相当量)
	622298801	イマチニブ錠100mg「ヤクルト」
	622306801	シナトリア錠200mg「NSKK」
	622307101	シナトリア錠200mg
	622307201	シナトリア錠300mg
	622307301	シナトリア錠400mg
	622307401	シナトリア錠500mg
	622317900	タモキシフェンクエン酸塩200mg錠
	622335901	イクスタンジカプセル400mg
	622336001	ロンサーフ配合錠T15 15mg (トリフルリジン相当量)
	622336101	ロンサーフ配合錠T20 20mg (トリフルリジン相当量)
	622340201	イマチニブ錠100mg「明治」
	622340301	イマチニブ錠200mg「明治」
	622348701	イマチニブ錠100mg「DSEF」
	622357601	イマチニブ錠100mg「ニプロ」
	622357701	イマチニブ錠200mg「ニプロ」
	622359201	アレセンサカプセル20mg
	622359301	アレセンサカプセル40mg
	622363701	ファミリス錠1mg
	622363801	ファミリス錠250mg
	622365001	ジャコビ錠5mg
	622374701	ボシムラ錠100mg
	622375401	イマチニブ錠200mg「ヤクルト」
	622380201	イマチニブ錠100mg「オーハラ」
	622388501	イマチニブ錠100mg「ケミファ」
	622389601	イマチニブ錠100mg「サワイ」
	622394901	ゼルボラ錠240mg
	622397101	E/Eエスワン配合錠T20 20mg (テガフル相当量)
	622397201	E/Eエスワン配合錠T25 25mg (テガフル相当量)
	622397301	エスワンケーター配合錠T20 20mg (テガフル相当量)
	622397401	エスワンケーター配合錠T25 25mg (テガフル相当量)
	622411401	レトロゾール錠2.5mg「ヤクルト」
	622411601	イマチニブ錠100mg「トーワ」
	622411701	イマチニブ錠200mg「トーワ」
	622413801	レトロゾール錠2.5mg「トーワ」
	622413301	レトロゾール錠2.5mg「F/P」
	622414301	イマチニブ錠100mg「JG」
	622415001	ボマリスタカプセル1mg
	622415101	ボマリスタカプセル2mg
	622415201	ボマリスタカプセル3mg
	622415301	ボマリスタカプセル4mg
	622416001	レンビマカプセル4mg
	622416101	レンビマカプセル10mg
	622417401	レトロゾール錠2.5mg「ファイザー」
	622417501	イマチニブ錠100mg「ファイザー」
	622418401	レトロゾール錠2.5mg「アメル」
	622420001	レトロゾール錠2.5mg「明治」
	622422101	レトロゾール錠2.5mg「JG」
	622427401	レトロゾール錠2.5mg「DSEF」
	622427901	レトロゾール錠2.5mg「ケミファ」
	622429201	レトロゾール錠2.5mg「E」
	622439901	レトロゾール錠2.5mg「F」
	622430801	エスエーワン配合顆粒T20 20mg (テガフル相当量)
	622430901	エスエーワン配合顆粒T25 25mg (テガフル相当量)
	622431001	レトロゾール錠2.5mg「サワイ」
	622432001	レトロゾール錠2.5mg「テバ」
	622433901	レトロゾール錠2.5mg「KN」
	622434701	エスケーエスワン配合顆粒T20 20mg (テガフル相当量)
	622434801	エスケーエスワン配合顆粒T25 25mg (テガフル相当量)
	622435201	レトロゾール錠2.5mg「NK」
	622436501	イマチニブ錠100mg「日医工」
	622436601	イマチニブ錠200mg「日医工」
	622436701	レトロゾール錠2.5mg「日医工」
	622437501	イマチニブ錠100mg「TCK」
	622438901	レトロゾール錠2.5mg「ニプロ」
	622441001	カブレラ錠100mg
	622441601	フローダックカプセル10mg
	622441701	フローダックカプセル15mg
	622443801	アレセンサカプセル150mg
	622456401	レブラミドカプセル2.5mg
	622457401	イマチニブ錠200mg「サワイ」
	622472001	タグリゾ錠40mg
	622472101	タグリゾ錠80mg
	622475600	レトロゾール2.5mg錠
	622482001	ピカルタミドOD錠80mg「ケミファ」
	622483501	タルグレチンカプセル75mg
	622484901	タフィンラーカプセル50mg
	622485001	タフィンラーカプセル75mg
	622485101	メキニスト錠0.5mg
	622485201	メキニスト錠2mg
	622485301	シカディアカプセル150mg
	622487201	ピカルタミドOD錠80mg「NK」
	622487301	エスケーエスワン配合OD錠T20 20mg (テガフル相当量)
	622487401	エスケーエスワン配合OD錠T25 25mg (テガフル相当量)
	622487901	ムズルピカカプセル140mg
	622492601	ピカルタミドOD錠80mg「KN」
	622498001	イマチニブ錠100mg「テバ」
	622497901	エスエーワン配合OD錠T20 20mg (テガフル相当量)
	622498001	エスエーワン配合OD錠T25 25mg (テガフル相当量)
	622498101	ピカルタミドOD錠80mg「サワイ」
	622501501	ピカルタミドOD錠80mg「日医工」
	622502701	ピカルタミドOD錠80mg「明治」
	622502901	ピカルタミドOD錠80mg「あすか」
	622507101	ピカルタミドOD錠80mg「ニプロ」
	620921005	タモキシフェン錠10mg「MYL」
	620921905	タモキシフェン錠20mg「MYL」
	622483401	アイクルシグ錠15mg
	622513701	ピカルタミドOD錠80mg「トーワ」
	622610600	イマチニブメシル酸塩100mg錠
A 7 専門的な治療・処置(③麻薬の使用 注射剤のみ)	620001373	アンヘック注200mg 4%5mL
	620001377	塩酸ホルヒネ注射剤200mg「タナベ」 4%5mL
	620003067	アンヘック注10mg 1%1mL
	620003068	アンヘック注50mg 1%5mL
	620004180	プレベノン注50mgシリンジ 1%5mL
	620004181	プレベノン注100mgシリンジ 1%10mL
	620004422	アルチバ静注用2mg
	620004423	アルチバ静注用5mg
	620008363	オピアル皮下注20mg「タナベ」 2%1mL
	620009272	パンオピニン皮下注20mg 2%1mL
	620009277	モルヒネ塩酸塩注射液10mg「シノノギ」 1%1mL
	620009278	モルヒネ塩酸塩注射液50mg「シノノギ」 1%5mL
	620009279	モルヒネ塩酸塩注射液200mg「第一三共」 4%5mL
	620009577	フェンタニル注射液0.1mg「ヤンセン」 0.005%2mL
	620009578	フェンタニル注射液0.25mg「ヤンセン」 0.005%5mL
	620009579	フェンタニル注射液0.5mg「ヤンセン」 0.005%10mL
	621208201	タモキシフェン錠2mg
	621627101	フェンタニル注射液0.25mg「第一三共」 0.005%5mL
	622135601	オキファスト注10mg 1%1mL
	622135701	オキファスト注50mg 1%5mL
	628504000	モルヒネ塩酸塩注射液10mg「第一三共」 1%1mL
	628504304	モルヒネ塩酸塩注射液10mg「タケダ」 1%1mL
	628504405	モルヒネ塩酸塩注射液10mg「タナベ」 1%1mL
	628504500	モルヒネ塩酸塩注射液50mg「第一三共」 1%5mL
	628504804	モルヒネ塩酸塩注射液50mg「タケダ」 1%5mL
	628504905	モルヒネ塩酸塩注射液50mg「タナベ」 1%5mL

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	628505102	モルヒネ塩酸塩注射液 200mg 「シオノギ」 4% 5mL
	628505304	モルヒネ塩酸塩注射液 200mg 「タケダ」 4% 5mL
	628505405	モルヒネ塩酸塩注射液 200mg 「タナベ」 4% 5mL
	628511405	モヒアト注射液タナベ 1mL
	628512804	ベチジン塩酸塩注射液 3.5mg 「タケダ」 3.5% 1mL
	628513304	ベチジン塩酸塩注射液 5.0mg 「タケダ」 5% 1mL
	640407022	モルヒネ塩酸塩注射液 1% 5mL
	640453051	モルヒネ塩酸塩注射液 4% 5mL
	648110001	アヘンアルカロイド・アトロピン注射液 1mL
	648110002	アヘンアルカロイド・スコボラミン注射液 1mL
	648110006	モルヒネ・アトロピン注射液 1mL
	648110008	アヘンアルカロイド塩酸塩注射液 2% 1mL
	648110009	モルヒネ塩酸塩注射液 1% 1mL
	648110010	弱アヘンアルカロイド・スコボラミン注射液 1mL
	648110012	複方オキシコドン・アトロピン注射液 1mL
	648110014	複方オキシコドン注射液 1mL
	648110018	オピオイド注射液タナベ 1mL
	648110021	パンシド注 1mL
	648110022	オピスコ注射液タナベ 1mL
	648110024	パンスコ注 1mL
	648110025	弱オピスコ注射液タナベ 1mL
	648110027	弱パンスコ注 1mL
	648110028	パバコール注「タケダ」 1mL
	648110031	モヒアト注射液 1mL
	648110032	パバコール・アトロピン注 1mL
	648210004	ベチロルファン注射液 1mL
	648210005	ベチジン塩酸塩注射液 3.5% 1mL
	648210006	ベチジン塩酸塩注射液 5% 1mL
	648210007	弱ベチロルファン注射液 1mL
	648210008	オピスタン注射液 3.5mg 3.5% 1mL
	622486801	レミフェンタニル静注用 2mg 「第一三共」
	622486901	レミフェンタニル静注用 5mg 「第一三共」
	648210009	オピスタン注射液 5.0mg 5% 1mL
	130000310	麻薬注射計算
A 7 専門的な治療・処置(④ 麻薬の内服・貼付、坐剤の管理)	610406378	MSコドン錠 60mg
	610462034	コデインリン酸塩散 1%
	620392401	コデインリン酸塩散 1% 「イセイ」
	620005838	コデインリン酸塩散 1% 「シオノギ」
	620000182	コデインリン酸塩錠 5mg
	620000569	リン酸コデイン散 1% 「イワキ」
	610408594	リン酸コデイン散 1% 「コトブキ」
	620392429	リン酸コデイン散 1% 「日医工」
	612240008	リン酸コデイン散 1% 「ホエイ」
	610450010	リン酸コデイン散 1% 「メタル」
	621567604	リン酸コデイン錠 5mg 「ファイザー」
	610432049	カデアンカプセル 20mg
	610432050	カデアンカプセル 30mg
	610432051	カデアンカプセル 60mg
	610453027	MSツイスロンカプセル 10mg
	610453028	MSツイスロンカプセル 30mg
	610453029	MSツイスロンカプセル 60mg
	610453130	モルベス細粒 2%
	610453131	モルベス細粒 6%
	610462035	コデインリン酸塩散 10%
	610462037	ジヒドロコデインリン酸塩散 10%
	610470005	オキシコドン錠 3mg
	610470006	オキシコドン錠 10mg
	610470007	オキシコドン錠 20mg
	610470008	オキシコドン錠 40mg
	610470010	オプソ内服液 5mg 2.5mL
	610470011	オプソ内服液 10mg 5mL
	618110001	アヘン・トコ散
	618110002	アヘンチンキ 10%
	618110004	アヘン散 10%
	618110006	アヘン末
	618110009	コデインリン酸塩水和物
	618110011	コデインリン酸塩錠 20mg
	618110012	ジヒドロコデインリン酸塩
	618110014	アヘンアルカロイド塩酸塩水和物
	618110015	エチルモルヒネ塩酸塩水和物
	618110016	モルヒネ塩酸塩水和物
	618110017	モルヒネ塩酸塩錠 10mg
	618110023	MSコドン錠 10mg
	618110024	MSコドン錠 30mg
	618110025	パンオピン「タケダ」
	618110027	ドーフル散
	618210001	ベチジン塩酸塩
	620002425	ビーガード錠 20mg
	620002426	ビーガード錠 30mg
	620002427	ビーガード錠 60mg
	620002428	ビーガード錠 120mg
	620003165	パシーフカプセル 30mg
	620003166	パシーフカプセル 60mg
	620003167	パシーフカプセル 120mg
	620003630	メサパニール錠 2mg
	620006578	コデインリン酸塩錠 10% 「DSP」
	620006579	コデインリン酸塩錠 20mg 「DSP」
	620008346	モルヒネ塩酸塩水和物 「第一三共」 原末
	620009215	オピスタ原末
	620009225	コデインリン酸塩散 10% 「タケダ」
	620009226	コデインリン酸塩錠 20mg 「第一三共」
	620009227	コデインリン酸塩水和物 「タケダ」 原末
	620009228	コデインリン酸塩 「タナベ」 原末
	620009255	モルヒネ塩酸塩錠 10mg 「DSP」
	620009256	モルヒネ塩酸塩水和物 「タケダ」 原末
	622016901	オキノーム散 2.5mg
	622017001	オキノーム散 5mg
	622017101	オキノーム散 10mg
	622212701	メサパニール錠 5mg
	622212801	メサパニール錠 10mg
	622264901	イーフェンパツカル錠 50μg
	622265001	イーフェンパツカル錠 100μg
	622265101	イーフェンパツカル錠 200μg
	622265201	イーフェンパツカル錠 400μg
	622265301	イーフェンパツカル錠 600μg
	622265401	イーフェンパツカル錠 800μg
	622293501	アプストラル舌下錠 100μg
	622293601	アプストラル舌下錠 200μg
	622293701	アプストラル舌下錠 400μg
	622303501	オキシコドン徐放カプセル 5mg 「テルモ」
	622303601	オキシコドン徐放カプセル 10mg 「テルモ」
	622303701	オキシコドン徐放カプセル 20mg 「テルモ」
	622303801	オキシコドン徐放カプセル 40mg 「テルモ」
	622303901	オキノーム散 20mg
	622350501	タベンタ錠 25mg
	622350601	タベンタ錠 50mg
	622350701	タベンタ錠 100mg
	628500001	アヘン末 「第一三共」
	628500501	アヘン散 「第一三共」 10%
	628501001	アヘンチンキ 「第一三共」 10%
	628502001	エチルモルヒネ塩酸塩水和物 「第一三共」 原末
	628503102	モルヒネ塩酸塩水和物 「シオノギ」 原末
	628505602	コデインリン酸塩錠 20mg 「シオノギ」
	628505804	コデインリン酸塩錠 20mg 「タケダ」
	628506001	コデインリン酸塩水和物 「第一三共」 原末
	628506102	コデインリン酸塩水和物 「シオノギ」 原末
	628506500	コデインリン酸塩散 10% 「第一三共」
	628506602	コデインリン酸塩散 10% 「シオノギ」
	628506905	コデインリン酸塩散 10% 「タナベ」

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	628507001	ジヒドロコデインリン酸塩「第一三共」原末
	628507102	ジヒドロコデインリン酸塩「シオノギ」原末
	628507304	ジヒドロコデインリン酸塩「タケダ」原末
	628507501	ジヒドロコデインリン酸塩散1.0%「第一三共」
	628507602	ジヒドロコデインリン酸塩散1.0%「シオノギ」
	628507804	ジヒドロコデインリン酸塩散1.0%「タケダ」
	618150001	コカイン塩酸塩
	620007678	デュロテップMTパッチ2.1mg
	620007679	デュロテップMTパッチ4.2mg
	620007680	デュロテップMTパッチ8.4mg
	620007681	デュロテップMTパッチ12.6mg
	620007682	デュロテップMTパッチ16.8mg
	620009281	コカイン塩酸塩「タケダ」原末
	621988502	フェントステープ1mg
	621988602	フェントステープ2mg
	621988702	フェントステープ4mg
	621988802	フェントステープ6mg
	621988902	フェントステープ8mg
	622041901	ワンデュロパッチ0.84mg
	622042001	ワンデュロパッチ1.7mg
	622042101	ワンデュロパッチ3.4mg
	622042201	ワンデュロパッチ5.1mg
	622042301	ワンデュロパッチ6.8mg
	62217801	フェンタニル3日用テープ2.1mg「HMT」
	62217801	フェンタニル3日用テープ4.2mg「HMT」
	622178101	フェンタニル3日用テープ8.4mg「HMT」
	622178201	フェンタニル3日用テープ12.6mg「HMT」
	622178301	フェンタニル3日用テープ16.8mg「HMT」
	622228201	フェンタニル3日用テープ2.1mg「明治」
	622228301	フェンタニル3日用テープ4.2mg「明治」
	622228401	フェンタニル3日用テープ8.4mg「明治」
	622228501	フェンタニル3日用テープ12.6mg「明治」
	622228601	フェンタニル3日用テープ16.8mg「明治」
	622305201	フェンタニル3日用テープ2.1mg「テルモ」
	622305301	フェンタニル3日用テープ4.2mg「テルモ」
	622305401	フェンタニル3日用テープ8.4mg「テルモ」
	622305501	フェンタニル3日用テープ12.6mg「テルモ」
	622305601	フェンタニル3日用テープ16.8mg「テルモ」
	622505001	フェンタニル1日用テープ0.84mg「明治」
	622505101	フェンタニル1日用テープ1.7mg「明治」
	622505201	フェンタニル1日用テープ3.4mg「明治」
	622505301	フェンタニル1日用テープ5.1mg「明治」
	622505401	フェンタニル1日用テープ6.8mg「明治」
	628511602	コカイン塩酸塩「シオノギ」原末
	660432005	アンベック坐剤3.0mg
	668110001	アンベック坐剤1.0mg
	622521701	オキシコドン徐放錠5mg「第一三共」
	622521801	オキシコドン徐放錠10mg「第一三共」
	622521901	オキシコドン徐放錠20mg「第一三共」
	622522001	オキシコドン徐放錠40mg「第一三共」
	668110002	アンベック坐剤2.0mg
	622550001	ナルサス錠1.2mg
	622550101	ナルサス錠2.4mg
	622549801	ナルサス錠2mg
	622549901	ナルサス錠6mg
	622550201	ナルラビド錠1mg
	622550301	ナルラビド錠2mg
	622550501	ナルラビド錠4mg
A 7 専門的な治療・処置(5) 放射線治療)	180008810	体外照射(エックス線表在治療)(1回目)
	180019410	体外照射(エックス線表在治療)(2回目)
	180020710	体外照射(高エネルギー放射線治療)(1回目)(1門照射)
	180020810	体外照射(高エネルギー放射線治療)(1回目)(対向2門照射)
	180020910	体外照射(高エネルギー放射線治療)(1回目)(非対向2門照射)
	180021010	体外照射(高エネルギー放射線治療)(1回目)(3門照射)
	180021110	体外照射(高エネルギー放射線治療)(1回目)(4門以上の照射)
	180021210	体外照射(高エネルギー放射線治療)(1回目)(運動照射)
	180021310	体外照射(高エネルギー放射線治療)(1回目)(原体照射)
	180021410	体外照射(高エネルギー放射線治療)(2回目)(1門照射)
	180021510	体外照射(高エネルギー放射線治療)(2回目)(対向2門照射)
	180021610	体外照射(高エネルギー放射線治療)(2回目)(非対向2門照射)
	180021710	体外照射(高エネルギー放射線治療)(2回目)(3門照射)
	180021810	体外照射(高エネルギー放射線治療)(2回目)(4門以上の照射)
	180021910	体外照射(高エネルギー放射線治療)(2回目)(運動照射)
	180022010	体外照射(高エネルギー放射線治療)(2回目)(原体照射)
	180031910	体外照射(TMR)
	180025270	施設基準不適合減算(放射線)(100分の70)
	180043270	1回線量増加加算(全乳房照射)
	180054970	1回線量増加加算(前立腺照射)
	180009270	術中照射療法加算
	180016970	体外照射用固定器具加算
	180054870	画像誘導放射線治療加算(腫瘍の位置情報)
	180054770	画像誘導放射線治療加算(骨構造の位置情報)
	180054670	画像誘導放射線治療加算(体表面の位置情報)
	180035270	体外照射呼吸性移動対策加算
	180018910	カンマナイフによる定位放射線治療
	180019710	直線加速器による放射線治療(定位放射線治療)
	180055310	直線加速器による放射線治療(1以外)
	180026750	直線加速器による放射線治療(定位放射線治療・体幹部に対する)
	180035470	定位放射線治療呼吸性移動対策加算(動体追従法)
	180035570	定位放射線治療呼吸性移動対策加算(その他)
	180055110	粒子線治療(希少な疾病)(陽子線治療)
	180055010	粒子線治療(希少な疾病)(重粒子線治療)
	180055310	粒子線治療(1以外の特定の疾病)(陽子線治療)
	180055210	粒子線治療(1以外の特定の疾病)(重粒子線治療)
	180046970	粒子線治療適応判定加算
	180047070	粒子線治療医学管理加算
	180012710	全身照射
	180009410	密封小線源治療(外部照射)
	180017010	密封小線源治療(腔内照射)(高線量率イリジウム照射)
	180032110	密封小線源治療(腔内照射)(新型コバルト小線源治療装置)
	180009510	密封小線源治療(腔内照射)(その他)
	180027110	密封小線源治療(組織内照射)(前立腺癌に対する永久挿入療法)
	180018610	密封小線源治療(組織内照射)(高線量率イリジウム照射)
	180032310	密封小線源治療(組織内照射)(新型コバルト小線源治療装置)
	180009610	密封小線源治療(組織内照射)(その他)
	180009710	密封小線源治療(放射性粒子照射)
	180027270	線源使用加算(密封小線源治療)(前立腺癌に対する永久挿入療法)
	180018770	食道用アプリケーター加算(密封小線源治療)
	180018870	気管・気管支用アプリケーター加算(密封小線源治療)
	180047170	画像誘導密封小線源治療加算
A 7 専門的な治療・処置(6) 免疫抑制剤の管理)	620004279	アザニン錠5.0mg
	620006560	イムラン錠5.0mg
	620004854	サーディカン錠0.25mg
	620004855	サーディカン錠0.5mg
	620004856	サーディカン錠0.75mg
	620008850	スバニジン点滴静注用100mg
	613990085	サンディミュンカプセル25mg
	613990086	サンディミュンカプセル50mg
	620882601	サンディミュン内服液1.0%
	620894001	サンディミュン点滴静注用250mg 5%5mL
	610443018	ネオール10mgカプセル
	610443019	ネオール25mgカプセル
	610443020	ネオール50mgカプセル
	621326201	ネオール内服液1.0%
	620005941	エンドキサン錠5.0mg
	622181601	経口用エンドキサン原末100mg
	640453101	注射用エンドキサン100mg
	644210037	注射用エンドキサン500mg
	622363701	ラバリム錠1mg

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	610409342	プログラフカプセル0.5mg
	610443059	プログラフカプセル5mg
	610451009	プログラフ顆粒0.2mg
	610451010	プログラフ顆粒1mg
	613990096	プログラフカプセル1mg
	622047401	プログラフ注射液2mg 0.4mL
	643990141	プログラフ注射液3mg 1mL
	620008437	グラセプターカプセル0.5mg
	620008438	グラセプターカプセル1mg
	620008439	グラセプターカプセル5mg
	620008445	シムレクト小児用静注用10mg (溶解液付)
	620008829	シムレクト静注用20mg (溶解液付)
	610432045	セルセプトカプセル250 250mg
	622440801	セルセプト懸濁用散31.8% 200mg (懸濁後の内用液として)
	613990069	プレディニン錠25 25mg
	613990070	プレディニン錠50 50mg
	610432016	リウマトレックスカプセル2mg
	620000416	アラバ錠10mg
	620000417	アラバ錠20mg
	620000418	アラバ錠100mg
	621483603	シクロスボリンカプセル25mg「ファイザー」
	621483703	シクロスボリンカプセル50mg「ファイザー」
	621637802	シクロスボリンカプセル10mg「ファイザー」
	621674701	シクロスボリンカプセル25mg「日医工」
	621674801	シクロスボリンカプセル50mg「日医工」
	621677601	シクロスボリンカプセル25mg「TC」
	621677701	シクロスボリンカプセル50mg「TC」
	621685602	シクロスボリン細粒17%「ファイザー」
	621732201	シクロスボリンカプセル10mg「日医工」
	621738001	シクロスボリンカプセル10mg「TC」
	621743306	シクロスボリンカプセル25mg「BMD」
	621743406	シクロスボリンカプセル50mg「BMD」
	622043804	シクロスボリンカプセル10mg「BMD」
	622056201	シクロスボリンカプセル10mg「トーワ」
	622056301	シクロスボリンカプセル25mg「トーワ」
	622056401	シクロスボリンカプセル50mg「トーワ」
	622145501	タクロリムス軟膏0.1%「タカダ」
	622146301	タクロリムス軟膏0.1%「P」
	622166601	タクロリムス軟膏0.1%「SN」
	622181801	タクロリムス軟膏0.1%「イワキ」
	622232201	タクロリムスカプセル0.5mg「ファイザー」
	622232301	タクロリムスカプセル1mg「ファイザー」
	622232401	タクロリムスカプセル5mg「ファイザー」
	622270501	タクロリムス錠0.5mg「日医工」
	622270601	タクロリムス錠1mg「日医工」
	622270701	タクロリムス錠5mg「日医工」
	622280901	タクロリムス錠0.5mg「トーワ」
	622281001	タクロリムス錠1mg「トーワ」
	622281101	タクロリムス錠1.5mg「トーワ」
	622281201	タクロリムス錠3mg「トーワ」
	622281301	タクロリムス錠5mg「トーワ」
	622370001	タクロリムスカプセル0.5mg「JG」
	622370101	タクロリムスカプセル1mg「JG」
	622370201	タクロリムスカプセル5mg「JG」
	622384303	タクロリムス錠0.5mg「あゆみ」
	622384403	タクロリムス錠1mg「あゆみ」
	622384503	タクロリムス錠1.5mg「あゆみ」
	622384603	タクロリムス錠3mg「あゆみ」
	622384703	タクロリムス錠5mg「あゆみ」
	622437901	タクロリムスカプセル0.5mg「サンド」
	622438001	タクロリムスカプセル1mg「サンド」
	622438101	タクロリムスカプセル5mg「サンド」
	622438601	タクロリムスカプセル0.5mg「ニプロ」
	622438701	タクロリムスカプセル1mg「ニプロ」
	622438801	タクロリムスカプセル5mg「ニプロ」
	622272501	ミコフェノール酸モフェチルカプセル250mg「ファイザー」
	622283901	ミコフェノール酸モフェチルカプセル250mg「テバ」
	621993201	ミノリピン錠25mg「サワイ」
	621993301	ミノリピン錠50mg「サワイ」
	622008902	ミノリピン錠25mg「ファイザー」
	622009002	ミノリピン錠50mg「ファイザー」
	620004082	メトトレキサートカプセル2mg「サワイ」
	620004083	メトトレキサートカプセル2mg「トーワ」
	620004084	メトトレキサート錠2mg「タチキ」
	621642203	メトトレキサートカプセル2mg「サンド」
	621734801	メトトレキサートカプセル2mg「SN」
	612450096	プレドニゾン
	62000125	プレドニゾン錠2.5mg
	610422253	プレドニゾン錠1mg
	612450051	プレドニゾン錠5mg
	610431117	プレドニゾン錠1mg(旭化成)
	620000697	プレドニゾン錠1「ホエイ」1mg
	621559301	プレドニゾン錠2.5mg「NP」
	620000696	プレドニゾン錠5mg「NP」
	620005848	プレドニゾン錠5mg「YD」
	620000694	プレドニゾン錠5mg(旭化成)
	620004387	プレドニゾン錠5mg「トーワ」
	620004284	プレドニゾン錠5mg「S」
	610408661	プレドニゾン錠5「ホエイ」5mg
	620000695	プレドニゾン錠「タケダ」5mg
	612450118	プレドニン錠5mg
	620002613	リンデロン注2mg(0.4%)
	620002614	リンデロン注4mg(0.4%)
	620002615	リンデロン注20mg(0.4%)
	620002616	リンデロン注20mg(2%)1mL
	620002617	リンデロン注100mg(2%)5mL
	620003832	リメダゾン静注2.5mg 1mL
	620004578	ベタメタゾン錠0.5mg「サワイ」
	620004660	ケナコルト-A筋注用関節腔内用水懸注40mg/1mL
	620004661	ケナコルト-A皮内用関節腔内用水懸注50mg/5mL 10mg
	620005125	メドロール錠2mg
	620005126	メドロール錠4mg
	620005134	メドロール錠0.5mg
	620006903	コートリル錠10mg
	620006985	デカドロン注射液0.01%
	620006986	デカドロン錠0.5mg
	620007332	ゾル・コーデフ静注用250mg (溶解液付)
	620007333	ゾル・コーデフ静注用500mg (溶解液付)
	620007334	ゾル・コーデフ静注用1000mg 1g (溶解液付)
	620007335	ゾル・コーデフ注射用100mg (溶解液付)
	620007356	ゾル・メドロール静注用40mg (溶解液付)
	620007357	ゾル・メドロール静注用125mg (溶解液付)
	620007358	ゾル・メドロール静注用500mg (溶解液付)
	620007359	ゾル・メドロール静注用1000mg 1g (溶解液付)
	620007381	デボ・メドロール水懸注20mg 1mL
	620007382	デボ・メドロール水懸注40mg 1mL
	620008816	サクシゾン静注用500mg (溶解液付)
	620008817	サクシゾン静注用1000mg 1g (溶解液付)
	620008818	サクシゾン注射用100mg (溶解液付)
	620008819	サクシゾン注射用300mg (溶解液付)
	620009010	ステロネマ注射1.5mg 1.975mg
	620009011	ステロネマ注射3mg 3.95mg
	620525001	デカドロン注射液1.65mg 0.5mL
	620525201	オルガドロン注射液1.9mg 0.5mL
	620525301	デカドロン注射液3.3mg 1mL
	620525601	デカドロン注射液6.6mg 2mL
	620525801	オルガドロン注射液3.8mg 1mL
	620525901	オルガドロン注射液19mg 5mL
	620528103	メチルプレドニゾンコハク酸エステルNa注40mg「AFP」

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	620528502	メチルプレドニゾロンコハク酸エステルNa注12.5mgサワイ
	620528505	メチルプレドニゾロンコハク酸エステルNa注12.5mg「AFP」
	620528901	メチルプレドニゾロンコハク酸エステルNa注50.0mgサワイ
	620528905	メチルプレドニゾロンコハク酸エステルNa注50.0mg「AFP」
	620529204	メチルプレドニゾロンコハク酸エステルNa注100.0mgAFP1g
	620530402	プレドニゾロンコハク酸エステルNa注射液10mg「F」
	620530502	プレドニゾロンコハク酸エステルNa注射液20mg「F」
	622100401	メチルプレドニゾロンコハク酸エステルNa注40.0mgサワイ1g
	622100501	メチルプレドニゾロンコハク酸エステルNa注40.0mgサワイ
	622329500	メチルプレドニゾロンコハク酸エステルNa40.0mg注用 溶解液付
	642450115	注射用プレドニゾロンコハク酸エステルナトリウム 10mg
	642450116	注射用プレドニゾロンコハク酸エステルナトリウム 20mg
	642450117	注射用プレドニゾロンコハク酸エステルナトリウム 50mg
	642450169	水溶性プレドニン10mg
	642450170	水溶性プレドニン20mg
	642450171	水溶性プレドニン50mg
	642450087	リンデロン懸濁注 2.5mg
	662450002	リンデロン坐剤0.5mg
	662450003	リンデロン坐剤1.0mg 1mg
A 7 専門的な治療・処置(㉑ 昇圧剤の使用 注射剤のみ)	620002593	ネオンネジニョーフ注1mg 0.1%1mL
	620002594	ネオンネジニョーフ注5mg 0.5%1mL
	620002176	イノバン注50mg 2.5mL
	620002175	イノバン注100mg 5mL
	620002174	イノバン注200mg 10mL
	620002179	塩酸ドパミン注キット200 0.1%200mL
	620002180	塩酸ドパミン注キット600 0.3%200mL
	620002181	塩酸ドパミン注100mg
	620003194	イノバン注0.1%シリンジ 50mL
	620003195	イノバン注0.3%シリンジ 50mL
	620003205	カコージンD注0.1% 200mL
	620003207	カコージンD注0.3% 200mL
	620003208	カタボンHi注600mg 0.3%200mL
	620003209	カタボンLow注200mg 0.1%200mL
	620003225	ドブポン注0.1%シリンジ 50mL
	620003226	ドブポン注0.3%シリンジ 50mL
	620003427	カコージン注100mg 5mL
	620003769	ドミニオン点滴静注40mg 2mL
	620003770	ドミニオン点滴静注100mg 5mL
	620003771	ドミニオン点滴静注200mg 10mL
	620004105	イノバン注0.6%シリンジ 50mL
	620004160	ドパミン液600「トーワ」0.3%200mL
	620004161	ドブポン注0.6%シリンジ 50mL
	620004410	マートバーン静注100mg 5mL
	620005187	ドパミン点滴静注100mg「アイロム」
	620005188	ドブドレックス点滴静注200mg 0.1%200mL
	620005189	ドブドレックス点滴静注600mg 0.3%200mL
	620005804	ドパミン塩酸塩点滴静注100mg「アイロム」 5mL
	620005858	ドパミン塩酸塩点滴静注100mg「タイヨー」 5mL
	620006754	ドパミン塩酸塩100mg注射液
	620006830	ドパミン塩酸塩点滴静注50mg「KN」 2.5mL
	620006831	ドパミン塩酸塩点滴静注100mg「KN」 5mL
	620006832	ドパミン塩酸塩点滴静注200mg「KN」 10mL
	620006834	フルアドリナリン注1mg 0.1%1mL
	6200068402	マニスタ点滴静注100mg 5mL
	6200068805	エモチール注10mg 1%1mL
	6200069260	イブダクト点滴静注100mg 5mL
	620244718	ドパミン塩酸塩点滴静注100mg「NP」 5mL
	620244722	ツルドバミ点滴静注100mg 5mL
	620244732	ドパミン塩酸塩点滴静注100mg「ファイザー」 5mL
	620245102	ツルドバミ点滴静注200mg 10mL
	620246104	ドパミン塩酸塩点滴200mgキットファイザー 0.1%200mL
	620246404	ドパミン塩酸塩点滴600mgキットファイザー 0.3%200mL
	620247903	ドパミン点滴静注200mgキットファイザー 0.1%200mL
	620248003	ドパミン点滴静注600mgキットファイザー 0.3%200mL
	621365306	ドパミン点滴静注100mg「AFP」
	621365314	ドパミン塩酸塩点滴静注100mg「サワイ」
	621365316	ドパミン点滴静注100mg「F」
	621365321	ドパミン点滴静注100mg「ファイザー」
	621371901	アドレナリン注0.1%シリンジ「テルモ」 1mL
	621399005	イブダクト点滴静注50mg 2.5mL
	621399006	ドパミン塩酸塩点滴静注50mg「アイロム」 2.5mL
	621399007	マニスタ点滴静注50mg 2.5mL
	621399008	ドパミン塩酸塩点滴静注50mg「タイヨー」 2.5mL
	621399009	マートバーン静注50mg 2.5mL
	621399010	カコージン注50mg 2.5mL
	621399011	ツルドバミ点滴静注50mg 2.5mL
	621399013	ドパミン塩酸塩点滴静注50mg「NP」 2.5mL
	622014401	イブダクト点滴静注200mg 10mL
	622033602	ドパミン塩酸塩点滴静注200mg「NP」 10mL
	622043701	ドパミン塩酸塩点滴静注200mg「アイロム」 10mL
	622051801	マニスタ点滴静注200mg 10mL
	622060501	ドパミン塩酸塩点滴静注200mg「タイヨー」 10mL
	622067301	マートバーン静注200mg 10mL
	622084701	カコージン注200mg 10mL
	640461007	ドパミン塩酸塩50mg 2.5mL注射液
	640461008	ドパミン塩酸塩100mg 5mL注射液
	640461010	ドパミン塩酸塩200mg 10mL注射液
	642110084	ドブドレックス注射液100mg
	642450005	アドレナリン注射液 0.1%1mL
	642450071	フルアドレナリン注射液 0.1%1mL
	620004876	アンカロン注150 150mg 3mL
A 7 専門的な治療・処置(㉒ 抗不整脈剤の使用 注射剤のみ)	621958501	ヘルベッサ一注射用10 10mg
	621958601	ヘルベッサ一注射用50 50mg
	620002584	シンビット静注50mg
	620005243	ワソラン静注5mg 0.25%2mL
	620003707	塩酸ジルチアゼム注射用10「日医工」 10mg
	620003708	塩酸ジルチアゼム注射用50「日医工」 50mg
	620333501	ジルチアゼム塩酸塩注射用10mg「サワイ」
	620333601	ジルチアゼム塩酸塩注射用50mg「サワイ」
	620002610	リドカイン静注用2%シリンジ「テルモ」 5mL
	620004636	アスベノン静注用100 100mg 10mL
	620004782	タモタールP静注50mg 5mL
	620007361	タモタールP静注50mg 5mL
	620008227	ビルシカイニド塩酸塩静注50mg「イセイ」 5mL
	620008228	ビルシカイニド塩酸塩静注50mg「YD」 5mL
	620008355	アミサリン注100mg 10%1mL
	620008356	アミサリン注200mg 10%2mL
	620008940	メキシチール点滴静注125mg 5mL
	620262301	シペノール静注70mg 5mL
	621494801	オノアクト点滴静注用50mg
	622094701	コアベータ静注用12.5mg
	622422801	オノアクト点滴静注用150mg
	640443003	サンリズム注射液50 50mg 5mL
	640462042	プレビプロック注100mg 10mL
	642120006	インデラル注射液2mg 0.1%2mL
	642120014	フロカインアミド塩酸塩注射液 10%1mL
	642120015	フロカインアミド塩酸塩注射液 10%2mL
	620009200	ベラパミル塩酸塩静注5mg「タイヨー」 0.25%2mL
	641210105	静注用キシロカイン2% 5mL
A 7 専門的な治療・処置(㉓ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用)	620002948	スロウインシ注10mg 2mL
	620002974	ノバスタンH1注10mg 2mL
	620002932	チトラン液「フノー」4% 500mL
	620006789	リコモジュリン点滴静注用12800 12,800単位
	620003192	アルカトロバン注シリンジ10mg「NP」 20mL
	621734701	アルカトロバン注10mgシリンジ「SN」 20mL
	643950056	アクチバシン注600万 600万国際単位 (溶解液付)
	643950057	アクチバシン注1200万 1,200万国際単位 (溶解液付)
	643950058	アクチバシン注2400万 2,400万国際単位 (溶解液付)
	643950059	グルトバ注600万 600万国際単位 (溶解液付)

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	643950060	グルトバ注1200万 1, 200万国際単位(溶解液付)
	643950061	グルトバ注2400万 2, 400万国際単位(溶解液付)
	620006203	ウロナーゼ静注用6万単位 60, 000単位
	620006204	ウロナーゼ静注用24万単位 240, 000単位
	620007270	クラクター静注用40万 40万国際単位
	620007271	クラクター静注用80万 80万国際単位
	620007272	クラクター静注用160万 160万国際単位
	620006202	ウロナーゼ静注用12万単位 120, 000単位
	620006228	リザルミン静注5000単位/5mL 5千低分子ヘパリン国際単位
	620006725	ヘパリンナトリウム注射液 5, 000単位5mL
	620006728	ヘパリンナトリウム注射液 10, 000単位10mL
	620006734	ヘパリンナトリウム注射液 50, 000単位50mL
	620006739	ヘパリンナトリウム注射液 100, 000単位100mL
	620007360	ダルテパリンNa静注5千単位/5mLシリンジHK 5千低ヘパIU
	620812504	ヘパリンナトリウム注N5千単位/5mL「AY」 5, 000単位
	620812701	フラグミン静注5千単位/5mL 5千低分子ヘパリン国際単位
	621267001	アルガトロバン注射液10mg「日医工」 20mL
	621373901	オルガラン静注1250単位 1, 250抗第Xa因子活性単位1mL
	621405904	アルガトロバン注射液10mg「SN」 20mL
	621406001	アルガトロバン注射液10mg「サワイ」 20mL
	621671901	ダルテパリンNa静注5千U/5mL「タイヨー」 5千低ヘパIU
	621673102	ダルテパリンNa静注5千U/5mL「AFP」 5千低分子ヘパIU
	621673901	ダルテパリンNa静注5千U/5mL「日医工」 5千低ヘパIU
	621698702	ダルテパリンNa静注5千U/5mL「KCC」 5千低ヘパIU
	621701902	ダルテパリンNa静注5千U/5mL「日新」 5千低ヘパIU
	621702702	ダルテパリンNa静注5千U/5mL「サワイ」 5千低ヘパIU
	621757301	ダルテパリンNa静注5千U/5mL「HK」 5千低ヘパIU
	621757401	ダルテパリンNa静注5千U/5mL「日本臓器」 5千低ヘパIU
	621824702	ヘパリンカルシウム注1万単位/10mL「AY」 10, 000単位
	621824802	ヘパリンCa注射液2万単位/20mL「サワイ」 20, 000単位
	621824902	ヘパリンCa注射液5万単位/50mL「サワイ」 50, 000単位
	621825002	ヘパリンカルシウム注5万単位/50mL「AY」 50, 000単位
	621825102	ヘパリンCa注射液10万単位/100mL「サワイ」 10万単位
	621825302	ヘパリンNa注5千単位/5mL「モチダ」 5, 000単位
	621825502	ヘパリンNa注1万単位/10mL「モチダ」 10, 000単位
	621825602	ヘパリンナトリウム注N1万単位/10mL「AY」 1万単位
	621825704	ヘパリンナトリウム注1万単位/10mL「ニプロ」 1万単位
	621825802	ヘパリンナトリウム注1万単位/10mL「AY」 10, 000単位
	621826004	ヘパリンナトリウム注5万単位/50mL「ニプロ」 5万単位
	621826102	ヘパリンナトリウム注5万単位/50mL「AY」 50, 000単位
	621826402	ヘパリンナトリウム注10万単位/100mL「AY」 10万単位
	621994801	ダルテパリンNa静注2500U/10mLシリンジニプロ 低ヘパIU
	621994901	ダルテパリンNa静注3千U/2mLシリンジニプロ 3千低ヘパIU
	621995001	ダルテパリンNa静注4千U/16mLシリンジニプロ 4千低ヘパIU
	621995101	ダルテパリンNa静注5千U/20mLシリンジニプロ 5千低ヘパIU
	640463026	ウロキナーゼ注「フジ」60, 000 60, 000単位
	640463027	ウロキナーゼ注「フジ」24万 240, 000単位
	620006267	デファイラーゼ点滴静注10単位
A 7 専門的な治療・処置(⑩ ドレナージの管理)	140032310	ドレージ法(ドレナージ)(持続的吸引)
	140032410	ドレージ法(ドレナージ)(その他)
	140051810	局所陰圧閉鎖処置(入院)(100cm2未満)
	140051910	局所陰圧閉鎖処置(入院)(100cm2以上)
	140052010	局所陰圧閉鎖処置(入院)(200cm2以上)
	140052170	初回加算(局所陰圧閉鎖処置)(入院)(100cm2未満)
	140052270	初回加算(局所陰圧閉鎖処置)(入院)(100cm2以上)
	140052370	初回加算(局所陰圧閉鎖処置)(入院)(200cm2以上)
	140004110	持続的胸腔ドレナージ
	140004310	胃持続ドレナージ
	140004510	持続的胸腔ドレナージ
	140052710	持続的経腸性下痢便ドレナージ
A 7 専門的な治療・処置(⑪ 無菌治療室での治療)	140007010	イレウス用ロングチューブ挿入法
	190106570	無菌治療室管理加算1
	190146510	無菌治療室管理加算2
C 16 開頭手術(7日間)	150067010	頭蓋開蓋術
	150067210	試験開頭術
	150335610	減圧開頭術(キアリ奇形、脊髄空洞症)
	150067410	減圧開頭術(その他)
	150397510	後頭蓋蓋減圧術
	150067510	脳腫瘍摘出術
	150291010	広範囲開蓋底腫瘍切除・再建術
	150068010	機能的定位脳手術(片側)
	150314910	機能的定位脳手術(両側)
	150291110	顕微鏡使用によるてんかん手術(焦点切除術)
	150291210	顕微鏡使用によるてんかん手術(側頭葉切除術)
	150291310	顕微鏡使用によるてんかん手術(脳梁離断術)
	150068310	脳切蓋術(開頭)
	150068910	脳神経手術(開頭)
	150069050	頭蓋内微小血管減圧術
	150069110	頭蓋骨腫瘍摘出術
	150069210	頭皮、頭蓋骨悪性腫瘍手術
	150069410	頭蓋骨腫瘍摘出術
	150069510	頭蓋内血腫除去術(開頭)(硬膜外)
	150069610	頭蓋内血腫除去術(開頭)(硬膜下)
	150069710	頭蓋内血腫除去術(開頭)(脳内)
	150069850	脳血管萎縮摘出術
	150069950	脳血管血栓摘出術
	150070010	脳内異物摘出術
	150070110	脳内膿瘍摘出術
	150070210	脳内膿瘍摘出術
	150070310	脳切除術
	150070510	頭蓋内腫瘍摘出術(松果体部腫瘍)
	150284510	頭蓋内腫瘍摘出術(その他)
	150372470	脳腫瘍管理下マッピング加算
	150370470	原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算
	150071110	脳動脈瘤奇形摘出術
	150071310	脳・脳膜脱手術
	150243410	脳動脈瘤被覆術(1箇所)
	150243510	脳動脈瘤被覆術(2箇所以上)
	150243610	脳動脈瘤流入血管クリッピング(開頭)(1箇所)
	150243710	脳動脈瘤流入血管クリッピング(開頭)(2箇所以上)
	150243810	脳動脈瘤頸部クリッピング(1箇所)
	150243910	脳動脈瘤頸部クリッピング(2箇所以上)
	150344370	ローフローバイパス術併用加算
	150397670	ハイフローバイパス術併用加算
	150072010	髄液漏閉鎖術
	150072210	頭蓋骨形成手術(硬膜形成を伴う)
	150335810	頭蓋骨形成手術(骨移動を伴う)
	150067710	耳性頭蓋内合併症手術
	150067850	耳科の硬膜外膿瘍切開術
	150068410	延髄における脊髄根路切蓋術
	150068510	三叉神経節後線維切蓋術
	150068610	提神経管開放術
	150068710	顔面神経減圧手術(乳様突起経由)
	150068850	顔面神経管開放術
	150150310	動脈形成術、吻合術(頭蓋内動脈)
	150150310	動脈形成術、吻合術(頭蓋内動脈)
	150299250	脳新生血管造成術
	150152510	血管移植術、バイパス移植術(頭、頸部動脈)
	150152510	血管移植術、バイパス移植術(頭、頸部動脈)
	150123810	胸壁悪性腫瘍摘出術(胸壁形成手術を併用)
	150123910	胸壁悪性腫瘍摘出術(その他)
	150124150	胸骨悪性腫瘍摘出術(胸壁形成手術を併用)
	150124250	胸骨悪性腫瘍摘出術(その他)
	150124310	胸壁腫瘍摘出術
	150124410	胸壁腫瘍手術
	150124510	漏斗胸手術(胸骨牽上法)
	150124610	漏斗胸手術(胸骨翻転法)
	150124710	試験開胸術
	150127350	試験的開胸開腹術
C 17 開胸手術(7日間)		

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	150125910	胸腔内（胸膜内）血腫除去術
	150126610	膿瘍胸膜、胸膜肺膿瘍切除術（1肺葉に相当する範囲以内）
	150126710	膿瘍胸膜、胸膜肺膿瘍切除術（1肺葉に相当する範囲を超える）
	150116810	胸膜外肺剝皮術（1肺葉に相当する範囲以内）
	150116910	胸膜外肺剝皮術（1肺葉に相当する範囲を超える）
	150127210	膿瘍腔有茎筋肉弁置換術
	150357110	膿瘍腔有茎大動脈弁置換術
	150127510	胸壁形成手術（開胸手術）（肋骨切除を主とする）
	150127610	胸壁形成手術（開胸手術）（胸膜肺膿瘍切除を併施する）
	150127810	胸壁形成手術（肺切除後遺残腔を含む）
	150128210	乳癌胸手術
	150260550	胸腔・腹腔シャントバルブ設置術
	150128310	縦隔腫瘍、胸膜腫瘍摘出術
	150292710	縦隔切開術（経胸腔）
	150294710	縦隔切開術（経腹）
	150374110	拡大胸膜腫瘍摘出術
	150128510	縦隔郭清術
	150128610	縦隔悪性腫瘍手術（単純摘出）
	150357410	縦隔悪性腫瘍手術（広汎摘出）
	150129010	肺膿瘍切開排膿術
	150129310	気管支異物除去術（開胸手術）
	150374410	気管支瘻閉鎖術
	150129710	肺切除術（楔状部分切除）
	150129810	肺切除術（区切除）（1肺葉に満たない）
	150129910	肺切除術（肺葉切除）
	150130010	肺切除術（複合切除）（1肺葉を超える）
	150130110	肺切除術（1側肺全摘）
	150317110	肺切除術（気管支形成を伴う肺切除）
	150357810	肺悪性腫瘍手術（部分切除）
	150357910	肺悪性腫瘍手術（区域切除）
	150358010	肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は1肺葉を超える）
	150358110	肺悪性腫瘍手術（肺全摘）
	150358210	肺悪性腫瘍手術（隣接臓器合併切除を伴う肺切除）
	150358310	肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）
	150358410	肺悪性腫瘍手術（気管支分岐部切除を伴う肺切除）
	150358510	肺悪性腫瘍手術（気管支分岐部再建を伴う肺切除）
	150374510	肺悪性腫瘍手術（胸膜肺全摘）
	150358610	肺悪性腫瘍手術（壁胸・縦隔胸膜全切除、横膈膜心膈合併切除を伴う）
	150317510	両側肺移植術
	150392710	両側肺移植加算（生体部分肺移植術）
	150336510	移植用部分肺採取術（生体）
	150336610	生体部分肺移植術
	150336710	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算
	150131210	肺剝皮術
	150131310	気管支瘻閉鎖術
	150131610	肺線縮術
	150131710	気管支形成手術（楔状切除術）
	150131810	気管支形成手術（輪状切除術）
	150253410	先天性気管狭窄症手術
	150132210	食道吻合術（穿孔、損傷）（開胸手術）
	150132410	食道周囲膿瘍切開誘導術（開胸手術）
	150132510	食道周囲膿瘍切開誘導術（胸骨切開）
	150132610	食道周囲膿瘍切開誘導術（その他）
	150346310	食道空嚢ヘイバス作成術
	150133110	食道異物摘出術（開胸手術）
	150133710	食道瘻管切除術（開胸）
	150133810	食道切除再建術（頸部、胸部、腹部の操作）
	150133910	食道切除再建術（胸部、腹部の操作）
	150253610	食道腫瘍摘出術（開胸又は開腹手術）
	150134110	食道悪性腫瘍手術（単に切除のみ）（頸部食道）
	150134210	食道悪性腫瘍手術（単に切除のみ）（胸部食道）
	150135010	先天性食道閉鎖症根治手術
	150359010	先天性食道狭窄症根治手術
	150135110	食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術併施）（頸部、胸部、腹部の操作）
	150135210	食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術併施）（胸部、腹部の操作）
	150136610	横膈膜縫合術（経胸）
	150136810	横膈膜縫合術（経膈及び経腹）
	150136950	横膈膜レラクサチオ手術（経膈）
	150137150	横膈膜レラクサチオ手術（経膈及び経腹）
	150137210	胸腹裂孔ヘルニア手術（経膈）
	150137410	胸腹裂孔ヘルニア手術（経膈及び経腹）
	150137910	食道裂孔ヘルニア手術（経膈）
	150138110	食道裂孔ヘルニア手術（経膈及び経腹）
	150138210	心臓縫合術
	150138310	心筋縫合止血術（外傷性）
	150138410	心臓切開術
	150138510	心臓養腔、心臓腫瘍切除術
	150138710	取縮性心臓炎手術
	150140510	試験開心術
	150140610	心腔内異物除去術
	150140710	心房内血栓除去術
	150140810	心腫瘍摘出術（単独）
	150318010	心腔内粘液腫摘出術（単独）
	150317810	心腫瘍摘出術（冠動脈血行再建術（1吻合）を伴う）
	150318110	心腔内粘液腫摘出術（冠動脈血行再建術（1吻合）を伴う）
	150317910	心腫瘍摘出術（冠動脈血行再建術（2吻合以上））
	150140010	心腔内粘液腫摘出術（冠動脈血行再建術（2吻合以上））
	150145710	開胸心臓マッサージ
	150145810	冠動脈形成術（血腔内腔摘除）（1箇所）
	150145910	冠動脈形成術（血腔内腔摘除）（2箇所以上）
	150145910	冠動脈、大動脈バイパス移植術（1吻合）
	150146010	冠動脈、大動脈バイパス移植術（2吻合以上）
	150392770	冠動脈形成術（血腔内腔摘除）併施加算
	150318410	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心臓不使用）（1吻合）
	150318510	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心臓不使用）（2吻合以上）
	150392770	冠動脈形成術（血腔内腔摘除）併施加算
	150143010	心室瘻切除術（単独）
	150143110	心室瘻切除術（冠動脈血行再建術（1吻合）を伴う）
	150318610	心室瘻切除術（冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴う）
	150318710	左室形成術（単独）
	150319010	左室中隔穿孔閉鎖術（単独）
	150319310	左室自由壁破裂修復術（単独）
	150318810	左室形成術（冠動脈血行再建術（1吻合）を伴う）
	150319110	左室中隔穿孔閉鎖術（冠動脈血行再建術（1吻合）を伴う）
	150319410	左室自由壁破裂修復術（冠動脈血行再建術（1吻合）を伴う）
	150318910	左室形成術（冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴う）
	150319210	左室中隔穿孔閉鎖術（冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴う）
	150319510	左室自由壁破裂修復術（冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴う）
	150141010	弁形成術（1弁）
	150279510	弁形成術（2弁）
	150279610	弁形成術（3弁）
	150141410	弁置換術（1弁）
	150141610	弁置換術（2弁）
	150141710	弁置換術（3弁）
	150359470	心臓弁再置換術加算（弁置換術）
	150359470	心臓弁再置換術加算（弁置換術）
	150359470	心臓弁再置換術加算（弁置換術）
	150387210	経カテーテル大動脈弁置換術（経心尖大動脈弁置換術）
	150143610	大動脈弁狭窄直視下切開術
	150143710	大動脈弁下狭窄手術
	150143810	大動脈弁下狭窄切除術
	150141510	弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術
	150375570	心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（1弁）
	150375670	心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（2弁）
	150375770	心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（3弁）
	150319610	D K S吻合を伴う大動脈狭窄症手術
	150292910	ロス手術（自己肺動脈弁組織による大動脈基部置換術）
	150139310	閉鎖式僧帽弁交連切開術
	150244910	大動脈瘤切除術（上行）（弁置換術又は形成術）

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	150359510	大動脈瘤切除術（上行）（人工弁置換を伴う基部置換術）
	150359610	大動脈瘤切除術（上行）（自己弁置換を伴う基部置換術）
	150245010	大動脈瘤切除術（上行）（その他）
	150150010	大動脈瘤切除術（弓部）
	150359710	大動脈瘤切除術（上行・弓部同時）（弁置換術又は形成術）
	150359810	大動脈瘤切除術（上行・弓部同時）（人工弁置換を伴う基部置換術）
	150359910	大動脈瘤切除術（上行・弓部同時）（人工弁置換を伴う基部置換術）
	150275910	大動脈瘤切除術（上行・弓部同時）（その他）
	150150110	大動脈瘤切除術（下行）
	150264810	大動脈瘤切除術（胸腹部大動脈）
	150375870	心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術（吻合又は移植含む））（1弁）
	150375970	心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術（吻合又は移植含む））（2弁）
	150376070	心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術（吻合又は移植含む））（3弁）
	150381650	オープン型ステントグラフト内挿術（弓部）
	150381750	オープン型ステントグラフト内挿術（上行・弓部同時、弁置換・形成）
	150381850	オープン型ステントグラフト内挿術（上行・弓部同時、弁・基部置換）
	150381950	オープン型ステントグラフト内挿術（上行・弓部同時、その他）
	150382050	オープン型ステントグラフト内挿術（下行）
	150151810	動脈管閉存症手術（動脈管閉存閉鎖術（直視下））
	150139110	肺動脈絞扼術
	150319810	血管吻合又は重複大動脈弓離断手術
	150319910	巨大側副血管手術（肺内肺動脈吻合術）
	150138810	体動脈肺動脈吻合手術（フロッグ手術、ウォーダーストン手術）
	150151910	大動脈縮窄（離断）瘻手術（単独）
	150320010	大動脈縮窄（離断）瘻手術（心室中隔欠損症手術を伴う）
	150320110	大動脈縮窄（離断）瘻手術（複雑心奇形手術を伴う）
	150144110	大動脈肺動脈中隔欠損症手術（単独）
	150320210	大動脈肺動脈中隔欠損症手術（心内奇形手術を伴う）
	150320310	三尖弁手術（エプスタイン氏奇形、ウル氏病手術）
	150139410	肺動脈狭窄症手術（肺動脈弁切開術（単独））
	150320410	純型肺動脈弁閉鎖症手術（肺動脈弁切開術（単独））
	150142910	肺動脈狭窄症手術（右室流出路形成又は肺動脈形成を伴う）
	150320510	純型肺動脈弁閉鎖症手術（右室流出路形成又は肺動脈形成を伴う）
	150145110	肺静脈還流異常症手術（部分肺静脈還流異常）
	150376210	肺静脈還流異常症手術（総肺静脈還流異常）（心臓型）
	150376310	肺静脈還流異常症手術（総肺静脈還流異常）（その他）
	150144910	肺静脈形成術
	150142410	心室中隔欠損作成術（心室中隔欠損作成術）
	150141810	心室中隔欠損閉鎖術（単独）
	150141910	心室中隔欠損閉鎖術（肺動脈弁狭窄を合併する）
	150142050	二心房心手術
	150142110	心室中隔欠損閉鎖術（単独）
	150142210	心室中隔欠損閉鎖術（肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴う）
	150142310	心室中隔欠損閉鎖術（大動脈弁形成を伴う）
	150142810	心室中隔欠損閉鎖術（右室流出路形成を伴う）
	150144010	バルサルバ洞動脈瘤手術（単独）
	150320710	バルサルバ洞動脈瘤手術（大動脈閉鎖不全症手術を伴う）
	150144550	右室二腔症手術
	150147410	不完全型房室中隔欠損症手術（心房中隔欠損パッチ閉鎖術（単独））
	150147510	不完全型房室中隔欠損症手術（心房中隔欠損パッチ閉鎖及び弁形成術）
	150320810	完全型房室中隔欠損症手術（心房及び心室中隔欠損パッチ閉鎖術）
	150320910	完全型房室中隔欠損症手術（ファロー四徴症手術を伴う）
	150146510	フロー四徴症手術（右室流出路形成術を伴う）
	150146610	フロー四徴症手術（未指肺動脈形成術を伴う）
	150321010	肺動脈閉鎖症手術（単独）
	150321110	肺動脈閉鎖症手術（ラステリ手術を伴う）
	150376470	人工血管等再置換術加算（肺動脈閉鎖症手術）
	150321210	肺動脈閉鎖症手術（巨大側副血管を伴う）
	150146910	胸大血管右室起始症手術（単独）
	150146810	胸大血管右室起始症手術（右室流出路形成を伴う）
	150321310	胸大血管右室起始症手術（タウシヒ・ビンク奇形手術）
	150142510	大血管転位症手術（マスタートド・セニング手術）
	150145310	大血管転位症手術（ジャチーン手術）
	150139510	大血管転位症手術（心室中隔欠損閉鎖術を伴う）
	150147010	大血管転位症手術（ラステリ手術を伴う）
	150376570	人工血管等再置換術加算（大血管転位症手術）
	150321410	修正大血管転位症手術（心室中隔欠損パッチ閉鎖術）
	150321510	修正大血管転位症手術（根治手術（ダブルスウィッチ手術））
	150376670	人工血管等再置換術加算（修正大血管転位症手術）
	150147310	総動脈幹手術
	150321810	単心室瘻手術（前方向きグレン手術）
	150141310	二尖弁閉鎖症手術（前方向きグレン手術）
	150321910	単心室瘻手術（フォンタン手術）
	150376770	人工血管等再置換術加算（単心室症又は三尖弁閉鎖症手術）
	150321610	三尖弁閉鎖症手術（フォンタン手術）
	150376770	人工血管等再置換術加算（単心室症又は三尖弁閉鎖症手術）
	150146710	単心室症手術（心室中隔造成術）
	150321710	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）
	150293010	左心低形成症候群手術（ノルウッド手術）
	150145510	冠動脈連開胸の遮断術
	150145410	冠動脈起始異常症手術
	150322010	心室憩室切除術
	150322110	心臓脱手術
	150144310	肺動脈萎縮除去術
	150346610	肺動脈血栓内腔摘除術
	150144810	肺静脈血栓除去術
	150253810	大動脈手術（動脈瘤切除術）
	150253910	大動脈手術（心臓移植手術）
	150275610	大動脈手術（メイス手術）
	150322310	移植用心臓取術
	150322410	同種心移植術
	150322510	移植用心臓採取術
	150322610	同種心臓移植術
	150387710	骨格筋由来細胞シート心表面移植術
	150175810	肝臓瘻切開術（開胸）
	150107210	気管異物除去術（開胸手術）
	150109910	気管形成手術（開胸又は胸骨正中切開）
	150109910	気管形成手術（開胸又は胸骨正中切開）
	150287750	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（楔状部分切除）
	150147610	人工心臓（初日）
	150266110	補助人工心臓（初日）
	150360110	臨床型補助人工心臓（非拍動型）（初日）
	150148310	血管移植術（開胸を伴う）
	150149010	動脈瘻除去術（開胸を伴う）
	150150410	動脈形成術、吻合術（胸腔内動脈）（大動脈を除く）
	150150410	動脈形成術、吻合術（胸腔内動脈）（大動脈を除く）
	150152210	血管移植術、バイパス移植術（大動脈）
	150152210	血管移植術、バイパス移植術（大動脈）
	150152310	血管移植術、バイパス移植術（胸腔内動脈）
	150152310	血管移植術、バイパス移植術（胸腔内動脈）
	150154610	胸腔内肺静脈吻合術
	150154710	静脈形成術、吻合術（胸腔内静脈）
	150154710	静脈形成術、吻合術（胸腔内静脈）
C 18 開腹手術（4日間）	150158010	腹壁瘻手術（腹腔に漏らす）
	150158410	腹壁瘻ヘルニア手術
	150158510	半月状線ヘルニア手術
	150158610	白線ヘルニア手術
	150158710	腹直筋離断手術
	150158810	膈ヘルニア手術
	150158910	膈ヘルニア手術
	150159010	鼠径ヘルニア手術
	150159110	大腿ヘルニア手術
	150159210	腰ヘルニア手術
	150159310	閉鎖孔ヘルニア手術
	150251110	坐骨ヘルニア手術
	150251210	会陰ヘルニア手術
	150159410	内ヘルニア手術
	150160010	試験開腹術

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	150347410	ダメージコントロール手術
	150160110	限局性腹腔腫瘍手術（腹腔鏡下腫瘍）
	150160210	限局性腹腔腫瘍手術（ダグラス窩腫瘍）
	150160310	限局性腹腔腫瘍手術（虫垂周囲腫瘍）
	150160410	限局性腹腔腫瘍手術（その他）
	150160610	骨盤腹腔外腫瘍切開排膿術
	150160810	急性汎発性腹膜炎手術
	150160950	慢性汎発性腹膜炎手術
	150161110	腸間膜損傷手術（縫合、修復のみ）
	150161310	腸間膜損傷手術（腸管切除を伴う）
	150161410	大網切除術
	150161510	大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術（腸切除を伴わない）
	150161610	大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術（腸切除を伴う）
	150162310	後腹膜悪性腫瘍手術
	150162610	膈膵管瘻手術（腸管切除を伴わない）
	150162710	膈膵管瘻手術（腸管切除を伴う）
	150245310	骨盤内臓全摘術
	150162910	胃血管結紮術（急性胃出血手術）
	150163010	胃縫合術（大網充填術又は被覆術を含む）
	150163110	胃切開術
	150163710	胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）
	150164110	胃捻転症手術
	150164210	胃、十二指腸憩室切除術・ポリープ切除術（開腹）
	150323210	胃全摘除術
	150165210	胃切除術（単純切除術）
	150168010	胃切除術（悪性腫瘍手術）
	150347770	有茎腸管移植加算
	150165650	十二指腸瘻（内方）憩室摘出術
	150337210	噴門側胃切除術（単純切除術）
	150337310	噴門側胃切除術（悪性腫瘍切除術）
	150347770	有茎腸管移植加算
	150165910	胃縮小術
	150166110	胃全摘術（単純全摘術）
	150168110	胃全摘術（悪性腫瘍手術）
	150347770	有茎腸管移植加算
	150170110	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（単独）
	150170210	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（ドレナージを併施）
	150170310	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（胃切除術を併施）
	150170610	食道下部迷走神経選択的切除術（単独）
	150170710	食道下部迷走神経選択的切除術（ドレナージを併施）
	150170810	食道下部迷走神経選択的切除術（胃切除術を併施）
	150171210	胃近状静脈結紮及び切除術
	150171310	胃腸吻合術（フ라운吻合を含む）
	150171510	十二指腸空腸吻合術
	150171810	幽門形成術（粘膜炎幽門筋切開術を含む）
	150171910	噴門形成術
	150172010	胃横断術（静脈留手術）
	150172110	胆管切開術
	150172210	胆嚢切開結石摘出術
	150296610	胆管切開結石摘出術（胆嚢摘出を含む）
	150172310	胆管切開結石摘出術（胆嚢摘出を含まない）
	150172410	胆嚢摘出術
	150173110	胆管形成手術（胆管切除術を含む）
	150173210	総胆管拡張症手術
	150169950	胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢に局限するもの（リンパ節郭清を含む））
	150362210	胆嚢悪性腫瘍手術（肝切除（亜区域切除以上））
	150324010	胆嚢悪性腫瘍手術（肝切除（葉以上）を伴う）
	150324110	胆嚢悪性腫瘍手術（嚢頭十二指腸切除を伴う）
	150324210	胆嚢悪性腫瘍手術（嚢頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴う）
	150388410	胆嚢悪性腫瘍手術（嚢頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴う）
	150388510	胆嚢悪性腫瘍手術（その他）
	150347810	肝門部胆管悪性腫瘍手術（血行再建あり）
	150347910	肝門部胆管悪性腫瘍手術（血行再建なし）
	150173710	胆嚢胃（腸）吻合術
	150173910	総胆管胃（腸）吻合術
	150174110	胆嚢外嚢造設術
	150174210	胆管外嚢造設術（開腹）
	150174810	先天性胆道閉鎖症手術
	150175610	肝縫合術
	150175710	肝嚢嚢切開術（開腹）
	150175910	肝嚢嚢切開又は縫合術
	150176110	肝内結石摘出術（開腹）
	150176210	肝嚢嚢、肝嚢嚢摘出術
	150362610	肝切除術（部分切除）
	150362710	肝切除術（亜区域切除）
	150362810	肝切除術（外側区域切除）
	150362910	肝切除術（1区域切除（外側区域切除を除く））
	150363010	肝切除術（2区域切除）
	150363110	肝切除術（3区域切除以上）
	150363210	肝切除術（2区域切除以上で血行再建）
	150177210	肝内胆管（肝管）胃（腸）吻合術
	150177310	肝内胆管外嚢造設術（開腹）
	150284410	移植用部分肝採取術（生体）
	150284810	生体部分肝移植術
	150284910	生体部分肝移植術（提供者の療養上の費用）加算
	150324410	同種死体肝移植術
	150348210	急性膵炎手術（壊死性壊死部切除を伴う）
	150277310	急性膵炎手術（その他）
	150177810	膵十二指腸手術（膵切開）
	150177910	膵結石手術（膵十二指腸乳頭）
	150348310	膵中央切除術
	150389110	膵腫瘍摘出術
	150296810	膵破裂縫合術
	150178110	膵体尾部腫瘍切除術（膵尾部切除術）（膵同時切除）
	150348410	膵体尾部腫瘍切除術（膵尾部切除術）（膵温存）
	150178210	膵体尾部腫瘍切除術（リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術）
	150277410	膵体尾部腫瘍切除術（周辺臓器の合併切除を伴う腫瘍切除術）
	150277510	膵体尾部腫瘍切除術（血行再建を伴う腫瘍切除術）
	150178410	膵頭部腫瘍切除術（嚢頭十二指腸切除術）
	150296910	膵頭部腫瘍切除術（リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術）
	150297010	膵頭部腫瘍切除術（十二指腸温存膵頭切除術）
	150297110	膵頭部腫瘍切除術（周辺臓器の合併切除を伴う腫瘍切除術）
	150297210	膵頭部腫瘍切除術（血行再建を伴う腫瘍切除術）
	150178710	膵全摘術
	150179010	膵嚢嚢胃（腸）吻合術
	150179110	膵管空腸吻合術
	150179310	膵嚢嚢外嚢造設術（開腹）
	150179410	膵管外嚢造設術
	150179550	膵管疎導手術
	150179610	膵嚢嚢閉鎖術
	150324610	同種死体膵移植術
	150324810	同種死体膵移植術
	150179710	膵縫合術（部分切除を含む）
	150179810	膵摘出術
	150180010	破裂膵管縫合術
	150180110	膵切開術
	150180210	膵管狭窄症手術（観血的）
	150181210	膵重積症整復術（観血的）
	150181310	膵全摘除術（悪性腫瘍手術以外の切除術）
	150297310	膵全摘除術（悪性腫瘍手術）
	150181310	小腸腫瘍、小腸憩室摘出術（メックェル憩室炎手術を含む）
	150181610	虫垂切除術（虫垂周囲腫瘍を伴わないもの）
	150337510	虫垂切除術（虫垂周囲腫瘍を伴うもの）
	150181710	結腸切除術（小腸開切除）
	150181810	結腸切除術（結腸半側切除）
	150181910	結腸切除術（全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術）
	150363810	全結腸・直腸切除術（回盲部吻合術）
	150183110	結腸腫瘍摘出術（回盲部腫瘍摘出術を含む）
	150297410	結腸憩室摘出術

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	150183510	結腸ポリープ切除術（開腹）
	150184110	腸吻合術
	150184310	腸瘻造設術
	150184410	虫垂瘻造設術
	150184510	人工肛門造設術
	150184610	腹壁外腸管前置術
	150184710	腹壁外腸管前置術（腸管切除を伴わない）
	150184810	腸閉鎖症手術（腸管切除を伴わない）
	150184910	腸閉鎖症手術（腸管切除を伴う）
	150364110	多発性小腸閉鎖症手術
	150185210	小腸瘻閉鎖術（腸管切除を伴わない）
	150185310	小腸瘻閉鎖術（腸管切除を伴う）
	150185410	結腸瘻閉鎖術（腸管切除を伴わない）
	150185510	結腸瘻閉鎖術（腸管切除を伴う）
	150185610	人工肛門閉鎖術（腸管切除を伴わない）
	150185710	人工肛門閉鎖術（腸管切除を伴う）
	150185810	盲腸結紮術
	150185910	腸回転異常症手術
	150186010	先天性巨大結腸症手術
	150402310	腸管延長術
	150186110	人工肛門形成術（開腹を伴う）
	150186710	直腸異物除去術（開腹）
	150187010	直腸腫瘍摘出術（経膈及び経肛）
	150187110	直腸切除・切断術（切断術）
	150245410	直腸切除・切断術（低位前方切断術）
	150297510	直腸切除・切断術（低位前方切断術）（経肛門的結腸直腸吻合術）
	150187210	直腸切除・切断術（切断術）
	150187510	直腸狭窄形成手術
	150187710	直腸脱手術（直腸上固定）
	150187810	直腸脱手術（骨盤底形成）
	150187910	直腸脱手術（腹会陰（腸切除を含む））
	150264010	肛門悪性腫瘍手術（直腸切断を伴うもの）
	150191610	鎖肛手術（腹会陰式）
	150191710	鎖肛手術（腹仙骨式）
	150192310	副腎摘出術
	150245510	副腎腫瘍摘出術（皮質腫瘍）
	150245610	副腎腫瘍摘出術（髄質腫瘍（褐色細胞腫））
	150192810	副腎悪性腫瘍手術
	150193010	腎破裂縫合術
	150193150	腎裂傷手術
	150193210	腎周膿瘍切開術
	150193410	腎切半術
	150193510	縮小腎摘出術
	150193610	腎被膜剥離術
	150193710	腎固定術
	150193810	腎切右術
	150194410	腎全切右術
	150194610	腎部分切除術
	150194810	腎囊摘除縮小術
	150195010	腎摘出術
	150195210	腎（尿管）悪性腫瘍手術
	150195910	腎（腎盂）皮膚瘻閉鎖術
	150402910	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（その他）
	150196110	腎盂形成手術
	150196210	移植用腎採取術（生体）
	150196310	同種生体腎移植術
	150196570	死体腎移植加算
	150338610	生体腎移植術
	150196410	生体腎移植術（提供者の療養上の費用）加算
	150196810	尿管切右術（上部及び中部）
	150196910	尿管切右術（膀胱近接部）
	150197110	残存尿管摘出術
	150248950	尿管剥離術
	150197210	尿管膀胱吻合術
	150197310	尿管尿管吻合術
	150197410	尿管腸吻合術
	150197510	尿管膀胱腸吻合術
	150197810	尿管皮膚瘻造設術
	150197910	尿管皮膚瘻閉鎖術
	150403210	尿管瘻閉鎖術（その他）
	150198110	尿管結紮閉鎖術
	150198310	尿管成形手術
	150198410	膀胱裂傷閉鎖術
	150198510	膀胱周囲膿瘍切開術
	150198610	膀胱内結石除去術
	150198810	膀胱結石摘出術（膀胱高位切開術）
	150199010	膀胱異物摘出術（膀胱高位切開術）
	150199210	膀胱壁切除術
	150199310	膀胱憩室切除術
	150199510	膀胱単純摘除術（尿管利用の尿路変更を行う）
	150199610	膀胱単純摘除術（その他）
	150245810	膀胱腫瘍摘出術
	150348910	膀胱脱手術（メッシュ使用）
	150200450	膀胱脱手術（その他）
	150162150	膀胱後腫瘍摘出術（腸管切除を伴わない）
	150162250	膀胱後腫瘍摘出術（腸管切除を伴う）
	150200610	膀胱悪性腫瘍手術（切除）
	150245910	膀胱悪性腫瘍手術（全摘（尿路変更を行わない））
	150246010	膀胱悪性腫瘍手術（全摘（尿管又は結腸吻合利用で尿路変更を行う））
	150246110	膀胱悪性腫瘍手術（全摘（回腸又は結腸吻合利用で尿路変更を行う））
	150201010	尿管摘出術
	150403910	膀胱皮膚瘻造設術
	150404010	導尿管造設術
	150201510	膀胱皮膚瘻閉鎖術
	150201610	膀胱瘻閉鎖術
	150404210	膀胱腸瘻閉鎖術（その他）
	150201810	膀胱子宮瘻閉鎖術
	150201950	膀胱尿管逆流手術
	150202010	ボアリー氏手術
	150202110	尿管利用膀胱拡大術
	150264310	回腸（結腸）導管造設術
	150349010	排泄経外反流手術（外反膀胱閉鎖術）
	150349110	排泄経外反流手術（切開膀胱閉鎖術）
	150246310	尿道悪性腫瘍摘出術（摘出）
	150246510	尿道悪性腫瘍摘出術（尿路変更を行う場合）
	150206010	尿失禁手術（恥骨固定式膀胱頸部吊上げを行うもの）
	150365610	人工尿道括約筋植込・置換術
	150214810	子宮位置矯正術（アレキサンダー手術）
	150214910	子宮位置矯正術（開腹による位置矯正術）
	150215010	子宮位置矯正術（縮小剥離矯正術）
	150215410	子宮脱手術（膈壁形成手術及び子宮全摘術）（膈式、腹式）
	150216910	子宮筋腫摘出（核出）術（膈式）
	150217050	痕跡副角子宮手術（膈式）
	150217410	子宮膈上部切断術
	150217510	子宮全摘術
	150409010	子宮全摘術（性同一性障害）
	150217610	広範囲内腫瘍摘出術
	150218210	膈壁不全癒手術
	150219410	子宮付属器全摘除術（両側）（開腹）
	150219710	卵巣部分切除術（開腹）
	150219850	卵管結紮術（両側）（開腹）
	150219650	卵管口切開術（開腹）
	150220010	子宮付属器腫瘍摘出術（両側）（開腹）
	150409410	子宮付属器腫瘍摘出術（両側）（開腹）（性同一性障害）
	150220150	卵管全摘除術（両側）（開腹）
	150220250	卵管腫瘍全摘除術（両側）（開腹）
	150220450	子宮卵管留血腫手術（両側）（開腹）

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	150220710	子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）
	150220910	卵管形成手術（卵管・卵巣移植、卵管架橋等）
	150222110	帝王切開術（緊急帝王切開）
	150222210	帝王切開術（選択帝王切開）
	150222810	子宮破裂手術（子宮全摘除を行う）
	150222910	子宮破裂手術（子宮翻上部切断を行う）
	150223010	子宮破裂手術（その他）
	150223110	妊娠子宮摘出術（ホラー手術）
	150223310	子宮内反症修復手術（腹式）（観血的）
	150132310	食道縫合術（穿孔、損傷）（開腹手術）
	150133210	食道異物摘出術（開腹手術）
	150134010	食道切除再建術（腹部の操作）
	150271050	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）
	150267550	胸壁外皮膚管形成吻合術（パイパスのみ作成）
	150374610	非開胸食道抜去術（消化管再建手術を併施）
	150135310	食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術併施）（腹部の操作）
	150328650	右主腸管移植加算（食道悪性腫瘍手術）
	150386970	血行再建加算（食道悪性腫瘍手術）
	150135510	食道アカラシア形成手術
	150135710	食道切除後2次的再建術（皮弁形成）
	150135810	食道切除後2次的再建術（消化管利用）
	150136110	食道・胃静脈瘤手術（血行遮断術を主とする）
	150136210	食道・肝静脈瘤手術（食道遮断術を主とする）
	150136350	食道静脈瘤手術（開腹）
	150136710	横隔膜縫合術（経腹）
	150137050	横隔膜シラクサチオ手術（経腹）
	150137310	胸腹裂孔ヘルニア手術（経腹）
	150137810	後胸骨ヘルニア手術
	150138010	食道裂孔ヘルニア手術（経腹）
	150245110	大動脈瘤切除術（腹部大動脈（分枝血管の再建））
	150245210	大動脈瘤切除術（腹部大動脈（その他））
	150148410	血管結紮術（開腹を伴う）
	150148910	動脈塞栓除去術（開腹を伴う）
	150150510	動脈形成術、吻合術（腹腔内動脈）（大動脈を除く）
	150150510	動脈形成術、吻合術（腹腔内動脈）（大動脈を除く）
	150152410	血管移植術、パイパス移植術（腹腔内動脈）
	150152410	血管移植術、パイパス移植術（腹腔内動脈）
	150154210	静脈血栓摘出術（開腹を伴う）
	150154810	静脈形成術、吻合術（腹腔内静脈）
	150154810	静脈形成術、吻合術（腹腔内静脈）
	150156910	カフ・カテーテル置入術（後腹膜）
	150306650	先天性胆管拡張症に対する手術（胃切除、総胆管切除等併施）
	150165850	胆嚢摘出術と十二指腸空腸吻合術
	150180350	腸閉塞症手術（腸管癒着症手術）
	150180550	腸閉塞症手術（腸重積症修復術）（観血的）
	150180650	腸閉塞症手術（小腸切除術）（悪性腫瘍手術以外の切除術）
	150299350	腸閉塞症手術（小腸切除術）（悪性腫瘍手術）
	150401610	移植用部分小腸採取術（生体）
	150401710	生体部分小腸移植術
	150401810	生体部分小腸移植術（提供者の療養上の費用）加算
	150180750	腸閉塞症手術（結腸切除術）（小範囲切除）
	150180850	腸閉塞症手術（結腸切除術）（結腸半側切除）
	150180950	腸閉塞症手術（結腸切除術）（全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術）
	150197750	腎部分切除術（腎空洞開術・腎盂尿管移行形成術併施）
	150208810	前立腺腫瘍切除術
	150209010	前立腺腫瘍摘出術
	150209310	前立腺悪性腫瘍手術
	150326910	陰嚢増大手術（腹式、腹式）
	150218310	重複子宮手術
	150218410	双角子宮手術
	150219010	奇形子宮形成手術（ストラスマン手術）
	150349310	性腺摘出術（開腹）
C 19 骨の手術（5日間）	150019410	骨折観血的手術（下腿）
	150019610	骨折観血的手術（膝蓋骨）
	150019810	骨折観血的手術（足）
	150352210	観血的修復固定術（インプラント周囲骨折）（大腿）
	150352410	観血的修復固定術（インプラント周囲骨折）（下腿）
	150352610	観血的修復固定術（インプラント周囲骨折）（足）
	150021410	骨部分切除術（肩甲骨）
	150021510	骨部分切除術（上腕）
	150021610	骨部分切除術（大腿）
	150021710	骨部分切除術（前腕）
	150021810	骨部分切除術（下腿）
	150021910	骨部分切除術（鎖骨）
	150022010	骨部分切除術（膝蓋骨）
	150022110	骨部分切除術（手）
	150022210	骨部分切除術（足）
	150289410	骨部分切除術（その他）
	150022510	腸骨摘出術（肩甲骨）
	150022610	腸骨摘出術（上腕）
	150022710	腸骨摘出術（大腿）
	150022810	腸骨摘出術（前腕）
	150022910	腸骨摘出術（下腿）
	150023010	腸骨摘出術（鎖骨）
	150023110	腸骨摘出術（膝蓋骨）
	150023210	腸骨摘出術（手）
	150023310	腸骨摘出術（足その他）
	150023410	骨全摘術（肩甲骨）
	150023510	骨全摘術（上腕）
	150023610	骨全摘術（大腿）
	150023710	骨全摘術（前腕）
	150023810	骨全摘術（下腿）
	150023910	骨全摘術（鎖骨）
	150024010	骨全摘術（膝蓋骨）
	150024110	骨全摘術（手）
	150024210	骨全摘術（足その他）
	150024710	骨腫瘍切除術（肩甲骨）
	150024810	骨腫瘍切除術（上腕）
	150024910	骨腫瘍切除術（大腿）
	150025010	骨腫瘍切除術（前腕）
	150025110	骨腫瘍切除術（下腿）
	150025210	骨腫瘍切除術（鎖骨）
	150025310	骨腫瘍切除術（膝蓋骨）
	150025410	骨腫瘍切除術（手）
	150025510	骨腫瘍切除術（足）
	150289510	骨腫瘍切除術（その他）
	150026510	骨悪性腫瘍手術（肩甲骨）
	150026610	骨悪性腫瘍手術（上腕）
	150026710	骨悪性腫瘍手術（大腿）
	150026810	骨悪性腫瘍手術（前腕）
	150026910	骨悪性腫瘍手術（下腿）
	150027010	骨悪性腫瘍手術（鎖骨）
	150027110	骨悪性腫瘍手術（膝蓋骨）
	150027210	骨悪性腫瘍手術（手）
	150027310	骨悪性腫瘍手術（足その他）
	150027510	骨切り術（肩甲骨）
	150027610	骨切り術（上腕）
	150027710	骨切り術（大腿）
	150027810	骨切り術（前腕）
	150027910	骨切り術（下腿）
	150028010	骨切り術（鎖骨）
	150028110	骨切り術（膝蓋骨）
	150028210	骨切り術（手）
	150028310	骨切り術（足）
	150289710	骨切り術（その他）
	150372170	患者適合型変形矯正ガイド加算（骨切り術）
	150308810	大腿骨頭回転骨切り術
	150308910	大腿骨近位部（転子間を含む）骨切り術
	150028610	偽関節手術（肩甲骨）

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	150028710	偽関節手術（上腕）
	150028810	偽関節手術（大腿）
	150028910	偽関節手術（前腕）
	150029010	偽関節手術（下腿）
	150029110	偽関節手術（手舟状骨）
	150029210	偽関節手術（鎖骨）
	150029310	偽関節手術（膝蓋骨）
	150029410	偽関節手術（手（舟状骨を除く））
	150029510	偽関節手術（足）
	150029610	偽関節手術（その他）
	150029810	変形治療骨折矯正手術（大腿）
	150030010	変形治療骨折矯正手術（下腿）
	150030210	変形治療骨折矯正手術（膝蓋骨）
	150030410	変形治療骨折矯正手術（足）
	150031410	骨長調整手術（骨端軟骨発育抑制術）
	150031510	骨長調整手術（骨短縮術）
	150031610	骨長調整手術（骨延長術）（指以外）
	150295010	骨移植術（軟骨移植術を含む、自家骨移植）
	150383710	骨移植術（軟骨移植術を含む、同種骨移植、生体）
	150383810	骨移植術（軟骨移植術を含む、同種骨移植、非生体、特殊）
	150389450	骨移植術（軟骨移植術を含む、自家培養軟骨移植術）
	150033110	関節鏡下自家骨軟骨移植術
	150041710	関節切除術（肩）
	150041810	関節切除術（肘）
	150041910	関節切除術（腕）
	150042010	関節切除術（胸鎖）
	150042110	関節切除術（肘）
	150042210	関節切除術（手）
	150042310	関節切除術（足）
	150042410	関節切除術（肩鎖）
	150042710	関節内骨折観血の手術（股）
	150042810	関節内骨折観血の手術（膝）
	150043210	関節内骨折観血の手術（足）
	150048210	関節形成手術（肩）
	150048310	関節形成手術（股）
	150048410	関節形成手術（膝）
	150048510	関節形成手術（胸鎖）
	150048610	関節形成手術（肘）
	150048710	関節形成手術（手）
	150048810	関節形成手術（足）
	150048910	関節形成手術（肩鎖）
	150049410	人工骨頭挿入術（肩）
	150049510	人工骨頭挿入術（股）
	150049810	人工骨頭挿入術（肘）
	150049910	人工骨頭挿入術（手）
	150050010	人工骨頭挿入術（足）
	150050210	人工骨頭挿入術（指）
	150050310	人工関節置換術（肩）
	150050410	人工関節置換術（股）
	150050510	人工関節置換術（膝）
	150050610	人工関節置換術（胸鎖）
	150050710	人工関節置換術（肘）
	150050810	人工関節置換術（手）
	150050910	人工関節置換術（足）
	150051010	人工関節置換術（肩鎖）
	150051110	人工関節置換術（指）
	150300210	人工関節抜去術（肩）
	150300310	人工関節抜去術（股）
	150300410	人工関節抜去術（膝）
	150300510	人工関節抜去術（胸鎖）
	150300610	人工関節抜去術（肘）
	150300710	人工関節抜去術（手）
	150300810	人工関節抜去術（足）
	150300910	人工関節抜去術（指）
	150301010	人工関節再置換術（肩）
	150255910	人工関節再置換術（股）
	150256010	人工関節再置換術（膝）
	150256110	人工関節再置換術（胸鎖）
	150256210	人工関節再置換術（肘）
	150256310	人工関節再置換術（手）
	150256410	人工関節再置換術（足）
	150256510	人工関節再置換術（肩鎖）
	150256610	人工関節再置換術（指）
	150256710	人工関節再置換術（指）
	150397010	自家肋骨助軟骨関節全置換術
	150051310	四肢切断術（上腕）
	150051410	四肢切断術（前腕）
	150051510	四肢切断術（手）
	150051610	四肢切断術（大腿）
	150051710	四肢切断術（下腿）
	150051810	四肢切断術（足）
	150052110	四肢関節離断術（肩）
	150052210	四肢関節離断術（股）
	150052310	四肢関節離断術（膝）
	150052410	四肢関節離断術（肘）
	150052510	四肢関節離断術（手）
	150052610	四肢関節離断術（足）
	150053310	断端形成術（骨形成を要する）（その他）
	150053910	切断四肢再接合術（四肢）
	150059310	骨盤骨接合術
	150059410	骨盤骨接合術
	150059810	脊椎・骨盤脱臼観血の手術
	150060210	仙腸関節脱臼観血の手術
	150060310	恥骨結合離開観血の手術
	150060810	腸骨翼骨折観血の手術
	150384510	寛骨臼骨折観血の手術
	150060910	骨盤骨折観血の手術（腸骨翼及び寛骨臼骨折観血の手術を除く）
	150314210	内視鏡下椎弓切除術
	150063710	脊椎腫瘍切除術
	150063810	骨盤腫瘍切除術
	150063910	脊椎悪性腫瘍手術
	150064010	骨盤悪性腫瘍手術
	150354810	腫瘍脊椎骨全摘術
	150064210	脊椎切断術
	150064610	脊椎骨切り術
	150064710	脊椎骨切り術
	150064810	白蓋形成手術
	150314510	寛骨臼移動術
	150354910	脊椎制動術
	150282510	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（前方椎体固定）
	150368870	多椎間又は多椎弓実質加算（前方椎体固定）
	150282610	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（後方又は後側方固定）
	150368970	多椎間又は多椎弓実質加算（後方又は後側方固定）
	150314610	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（後方椎体固定）
	150369070	多椎間又は多椎弓実質加算（後方椎体固定）
	150314710	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（前方後方同時固定）
	150369170	多椎間又は多椎弓実質加算（前方後方同時固定）
	150355010	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（椎弓切除）
	150369270	多椎間又は多椎弓実質加算（椎弓切除）
	150355110	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（椎弓形成）
	150369370	多椎間又は多椎弓実質加算（椎弓形成）
	150282750	脊椎側彎症手術（固定術）
	150343910	脊椎側彎症手術（矯正術）（初回挿入）
	150344010	脊椎側彎症手術（矯正術）（交換術）
	150344110	脊椎側彎症手術（矯正術）（伸展術）
	150314810	内視鏡下脊椎固定術（胸椎又は腰椎前方固定）
	150397210	内視鏡下椎弓形成術
	150397310	椎突起骨折接合術

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	150397410	腰椎分離部修復術
	150066110	仙腸関節固定術
	150095010	中耳・側頭骨腫瘍摘出術
	150095210	中耳悪性腫瘍手術（切除）
	150095310	中耳悪性腫瘍手術（側頭骨摘出術）
	150098210	アース骨可動手術
	150096350	顎頭悪性腫瘍手術
	150104210	副鼻腔間隙腫瘍摘出術（経側頭下窩（下顎離断を含む））
	150344810	副鼻腔間隙悪性腫瘍摘出術（経側頭下窩（下顎離断を含む））
	150345010	副鼻腔間隙悪性腫瘍摘出術（経側頭下窩（下顎離断を含む））
	150115110	顎粘膜悪性腫瘍手術
	150113610	口腔・顎・顔面悪性腫瘍切除術
	150115410	顎骨腫瘍摘出術（長径3cm未満）
	150115510	顎骨腫瘍摘出術（長径3cm以上）
	150115610	下顎骨部分切除術
	150115710	下顎骨腫瘍術
	150115810	下顎骨悪性腫瘍手術（切除）
	150115910	下顎骨悪性腫瘍手術（切断）
	150116110	上顎骨切除術
	150116210	上顎骨全摘術
	150116310	上顎骨悪性腫瘍手術（摘除）
	150116410	上顎骨悪性腫瘍手術（切除）
	150116510	上顎骨悪性腫瘍手術（全摘）
	150123610	胸骨切除術
	150356910	胸腔鏡下試験開胸術
	150357010	胸腔鏡下試験切除術
	150292410	胸腔鏡下腫瘍摘除又は胸膜肺腫瘍摘除術
	150317010	胸腔鏡下腫瘍摘除術
	150357210	胸腔鏡下胸管結紮術（乳磨胸手術）
	150357310	胸腔鏡下縦隔切開術
	150374210	胸腔鏡下拡大胸腺摘出術
	150374310	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術
	150405910	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器使用）
	150266610	胸腔鏡下肺切除術（肺葉肺手術（楔状部分切除））
	150357710	胸腔鏡下肺切除術（その他）
	150270750	胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術
	150406010	胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器使用）
	150270850	胸腔鏡下肺結核術
	150298750	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（部分切除）
	150358610	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除）
	150358710	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は1肺葉を超える）
	150358810	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除、1肺葉超え、手術用支援機器使用）
	150406110	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除、1肺葉超え、手術用支援機器使用）
	150358910	胸腔鏡下食道鏡室切除術
	150399510	胸腔鏡下食道鏡室切除術
	150386710	胸腔鏡下先天性食道閉鎖症根治手術
	150374710	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（頸部、胸部、腹部の操作）
	150406210	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（頸、胸、腹部操作・手術用支援機器使用）
	150374810	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（胸部、腹部の操作）
	150406310	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（胸部、腹部の操作・手術用支援機器使用）
	150387070	右乳腺管移植加算（胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術）
	150399610	縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術
	150296310	縦隔鏡下食道アフラシア形成手術
	150369910	縦隔鏡下食道静脈瘤手術（胃上部血管遮断術）
	150359110	縦隔鏡下（胸腔鏡下を含む）横隔膜縫合術
	150275110	縦隔鏡下食道後ヘルニア手術
	150359210	縦隔鏡下心臓開窓術
	150399710	胸腔鏡下弁形成術（1弁）
	150406410	胸腔鏡下弁形成術（1弁）（内視鏡手術用支援機器使用）
	150399810	胸腔鏡下弁形成術（2弁）
	150406510	胸腔鏡下弁形成術（2弁）（内視鏡手術用支援機器使用）
	150399910	胸腔鏡下弁置換術（1弁）
	150400010	胸腔鏡下弁置換術（2弁）
	150376110	胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術
	150361110	胸腔鏡下骨盤内リンパ節群清浄術
	150377010	胸腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群清浄術
	150377110	胸腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群清浄術
	150361210	胸腔鏡下ヘルニア手術（腹壁瘻ヘルニア）
	150361310	胸腔鏡下ヘルニア手術（大線ヘルニア）
	150388010	胸腔鏡下ヘルニア手術（半月状線ヘルニア、白線ヘルニア）
	150388110	胸腔鏡下ヘルニア手術（膈ヘルニア）
	150388210	胸腔鏡下ヘルニア手術（閉鎖孔ヘルニア）
	150263610	胸腔鏡下胃径ヘルニア手術（筒状）
	150361410	胸腔鏡下試験開腹術
	150361510	胸腔鏡下試験切除術
	150361710	胸腔鏡下大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術
	150377210	胸腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術
	150377310	胸腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術
	150271650	胸腔鏡下胃、十二指腸瘻穿孔縫合術
	150377410	胸腔鏡下胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）
	150377510	胸腔鏡下胃捻転症手術
	150377610	胸腔鏡下胃局所切除術（内視鏡処置を併施）
	150377710	胸腔鏡下胃局所切除術（その他）
	150232410	胸腔鏡下胃切除術（単純切除術）
	150406610	胸腔鏡下胃切除術（単純切除術）（内視鏡手術用支援機器使用）
	150232510	胸腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術）
	150406710	胸腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術）（内視鏡手術用支援機器使用）
	150377810	胸腔鏡下噴門胃切除術（単純切除術）
	150377910	胸腔鏡下噴門胃切除術（悪性腫瘍切除術）
	150378010	胸腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除術）
	150232610	胸腔鏡下胃全摘術（単純全摘術）
	150232710	胸腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術）
	150361910	胸腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷走切）
	150276610	胸腔鏡下食道下部迷走神経選択的切除術
	150362010	胸腔鏡下胃腸吻合術
	150233810	胸腔鏡下幽門形成術
	150276710	胸腔鏡下噴門形成術
	150276810	胸腔鏡下胆管切開結石摘出術（胆嚢摘出を含む）
	150276910	胸腔鏡下胆管切開結石摘出術（胆嚢摘出を含まない）
	150254110	胸腔鏡下胆嚢摘出術
	150388310	胸腔鏡下総胆管拡張術
	150277710	胸腔鏡下胆嚢切開術
	150401210	胸腔鏡下胆嚢切開術
	150348010	胸腔鏡下肝切除術（部分切除）
	150348110	胸腔鏡下肝切除術（外側区域切除）
	150388710	胸腔鏡下肝切除術（亜区域切除）
	150388810	胸腔鏡下肝切除術（1区域切除（外側区域切除を除く））
	150388910	胸腔鏡下肝切除術（2区域切除）
	150389010	胸腔鏡下肝切除術（3区域切除以上）
	150401510	胸腔鏡下脾腫瘍摘出術
	150389210	胸腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術（脾同時切除）
	150389310	胸腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術（脾温存）
	150271850	胸腔鏡下脾摘出術
	150271950	胸腔鏡下小腸切除術（悪性腫瘍手術以外の切除術）
	150363710	胸腔鏡下小腸切除術（悪性腫瘍手術）
	150376710	胸腔鏡下虫垂切除術（虫垂周囲膿瘍を伴わないもの）
	150270250	胸腔鏡下虫垂切除術（虫垂周囲膿瘍を伴うもの）
	150277810	胸腔鏡下結腸切除術（小範囲切除、結腸半側切除）
	150324910	胸腔鏡下結腸切除術（全切除、亜全切除）
	150364010	胸腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術
	150389610	胸腔鏡下腸癌・虫垂膿瘍設術
	150389710	胸腔鏡下人工肛門造設術
	150364210	胸腔鏡下腸閉鎖症手術
	150364310	胸腔鏡下腸回転異常症手術
	150325110	胸腔鏡下先天性巨大結腸症手術
	150325210	胸腔鏡下直腸切除・切断術（切除術）
	150337810	胸腔鏡下直腸切除・切断術（低位前方切除術）
	150337910	胸腔鏡下直腸切除・切断術（切断術）
	150279210	胸腔鏡下副腎摘出術

C 20 胸腔鏡・腹腔鏡の手術（3日間）

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	150338110	腹腔鏡下小切開副腎摘出術
	150378910	腹腔鏡下副腎髄質腫瘍摘出術（褐色細胞腫）
	150364710	腹腔鏡下副腎悪性腫瘍手術
	150325710	腹腔鏡下腎部分切除術
	150338210	腹腔鏡下小切開腎部分切除術
	150325810	腹腔鏡下腎囊腫切除縮小術
	150364810	腹腔鏡下腎囊腫切除術
	150325910	腹腔鏡下腎摘出術
	150338310	腹腔鏡下小切開腎摘出術
	150326010	腹腔鏡下腎（尿管）悪性腫瘍手術
	150338410	腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術
	150389910	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる）
	150326110	腹腔鏡下腎盂形成手術
	150338510	腹腔鏡下移植用腎採取術（生体）
	150379010	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術
	150379110	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術
	150379210	腹腔鏡下膀胱部分切除術
	150379310	腹腔鏡下膀胱摘出術
	150407510	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（腸管等利用し尿路変更なし・通則18）
	150403310	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（全摘、腸管等利用し尿路変更なし）
	150407610	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（回腸等導管利用し尿路変更あり・通則18）
	150403410	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（全摘、回腸結腸導管利用し尿路変更あり）
	150403510	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（全摘、代用膀胱利用し尿路変更あり）
	150407710	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（代用膀胱利用し尿路変更あり・通則18）
	150403610	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術（全摘、腸管等利用し尿路変更なし）
	150403710	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術（全摘、回腸等利用し尿路変更あり）
	150403810	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術（全摘、代用膀胱利用し尿路変更あり）
	150379510	腹腔鏡下尿管摘出術
	150365310	腹腔鏡下膀胱内手術
	150326510	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
	150338810	腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術
	150390310	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる）
	150264510	腹腔鏡下子宮内腺症病巣除去術
	150390410	腹腔鏡下仙骨腫瘍摘出術
	150294110	腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術
	150366010	腹腔鏡下子宮腫上部切断術
	150272250	腹腔鏡下経式子宮全摘術
	150327210	腹腔鏡下広範囲内腫瘍摘出術
	150329810	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術
	150408310	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る・手術用支援機器使用）
	150298510	腹腔鏡下多発性卵巣癌摘出術
	150366110	腹腔鏡下卵管形成術
	150273810	胸腔鏡下交感神経節切除術（両側）
	150336310	漏斗胸手術（胸腔鏡）
	150274710	食道腫瘍摘出術（腹腔鏡下）
	150317710	食道腫瘍摘出術（胸腔鏡下）
	150361610	腹腔鏡下汎発性腹膜炎手術
	150389410	腹腔鏡下頸項十二指腸切除術
	150271550	腹腔鏡下腸管癒着剥離術
	150389510	腹腔鏡下腸重複症修復術
	150365510	腹腔鏡下尿失禁手術
	150264610	子宮付属器癒着剥離術（両側）（腹腔鏡）
	150264710	卵巣部分切除術（腹腔鏡）
	150267650	卵管結紮術（両側）（腹腔鏡）
	150270010	子宮筋腫腫瘍摘出術（両側）（腹腔鏡）
	150268250	子宮筋腫腫瘍摘出術（両側）（腹腔鏡）
	150268150	卵管腫瘍全摘除術（両側）（腹腔鏡）
	150268050	卵管全摘除術（両側）（腹腔鏡）
C 21 全身麻酔・脊髄麻酔の手術（2日間）	150232910	脊髄麻酔
	150332510	閉鎖循環式全身麻酔1（麻酔困難な患者）
	150332610	閉鎖循環式全身麻酔1
	150332710	閉鎖循環式全身麻酔2（麻酔困難な患者）
	150332810	閉鎖循環式全身麻酔2
	150332910	閉鎖循環式全身麻酔3（麻酔困難な患者）
	150333010	閉鎖循環式全身麻酔3
	150333110	閉鎖循環式全身麻酔4（麻酔困難な患者）
	150333210	閉鎖循環式全身麻酔4
	150328210	閉鎖循環式全身麻酔5（麻酔困難な患者）
	150233410	閉鎖循環式全身麻酔5
	150247470	硬膜外麻酔併加算（頸・胸部）
	150247570	硬膜外麻酔併加算（腰部）
	150247670	硬膜外麻酔併加算（仙骨部）
	150342470	術中経食道心エコー連続監視加算（心臓手術又は冠動脈疾患・弁膜症）
	150395670	術中経食道心エコー連続監視加算（カテーテル使用経皮的な心臓手術）
	150350670	臓器移植術加算
	150391070	神経ブロック併加算
	150391170	非侵襲的行動態モニタリング加算
C 22 救命等に係る内科的治療（2日間）（①経皮的血管内治療）	190126810	超急性期脳卒中加算
	150254910	脳血管内手術（1箇所）
	150344410	脳血管内手術（2箇所以上）
	150355410	脳血管内手術（脳血管内ステント）
	150273510	経皮的脳血管形成術
	150301110	経皮的選択的脳血栓・血栓溶解術（頭蓋内脳血管）
	150301210	経皮的選択的脳血栓・血栓溶解術（頸部脳血管）（内頸、椎骨動脈）
	150372510	経皮的脳血栓回収術
	150380850	経皮的脳血管ステント留置術
	150374910	経皮的冠動脈形成術（急性心筋梗塞）
	150375010	経皮的冠動脈形成術（不安定狭心症）
	150375110	経皮的冠動脈形成術（その他）
	150260350	経皮的冠動脈狭窄切除術
	150284310	経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮的経管アテレクトミーカテーテル）
	150359310	経皮的冠動脈形成術（エキシマレーザー血管形成用カテーテル）
	150375210	経皮的冠動脈ステント留置術（急性心筋梗塞）
	150375310	経皮的冠動脈ステント留置術（不安定狭心症）
	150375410	経皮的冠動脈ステント留置術（その他）
	160107550	冠動脈内血栓溶解療法
	150318310	経皮的冠動脈血栓吸引術
	150400410	ステントグラフト内挿術（血管損傷）
	150301310	ステントグラフト内挿術（胸部大動脈）
	150301410	ステントグラフト内挿術（腹部大動脈）
	150301510	ステントグラフト内挿術（腸骨動脈）
	150360610	血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）（止血術）
	150376810	血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）（選択的動脈化学塞栓術）
	150360710	血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）（その他）
	150387310	経カテーテル大動脈弁置換術（経皮的な大動脈弁置換術）
C 22 救命等に係る内科的治療（2日間）（②経皮的な心筋梗塞等の治療）	150253810	不整脈手術（副交感神経切断術）
	150253910	不整脈手術（心室細動症手術）
	150275610	不整脈手術（メイズ手術）
	150400510	肺静脈隔離術
	150346710	経皮的カテーテル心筋焼灼術（心房中隔穿刺、心外膜アプローチ）
	150262810	経皮的カテーテル心筋焼灼術（その他）
	150346870	三次元カラーマッピング加算
	150370050	磁気ナビゲーション加算
	150303310	経皮的な心筋焼灼術
	150267310	体外ペースメーカー置入術
	150140110	ペースメーカー移植術（心筋電極）
	150140210	ペースメーカー移植術（経静脈電極）
	150346910	植込型心電図記録計移植術
	150347010	植込型心電図記録計摘出術
	150303210	両心室ペースメーカー移植術
	150387410	植込型除細動器移植術（経静脈リード）
	150383250	植込型除細動器移植術（皮下植込型リード）
	150336910	両室ペースメーカー機能付き植込型除細動器移植術
	150347210	経皮的な大動脈遮断術
C 22 救命等に係る内科的治療（2日間）（③侵襲的な消化器治療）	150336810	内視鏡的食道粘膜切除術（早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術）
	150323010	内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術（早期悪性腫瘍粘膜下層）
	150362310	内視鏡的経鼻胆管ドレナージ術（ENBD）
	150174910	内視鏡的胆道結石除去術（胆道碎石術を伴う）
	150362510	内視鏡的胆道結石除去術（その他）

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	150175310	内視鏡的胆道拡張術
	150175410	内視鏡的乳頭切開術（乳頭括約筋切開のみ）
	150296710	内視鏡的乳頭切開術（胆道結石術を伴う）
	150254410	内視鏡的胆道ステント留置術
	150363610	内視鏡的膵管ステント留置術
	150378410	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（2cm以内）（腹腔鏡）
	150378510	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（2cm以内）（その他）
	150378610	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（2cmを超える）（腹腔鏡）
	150378710	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（2cmを超える）（その他）
	150363910	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
	150164850	内視鏡的消化管止血術
	150263950	小腸結腸内視鏡的止血術
	150341450	内視鏡的乳頭拡張術

別紙 8

医療区分・ADL区分等に係る評価票 評価の手引き

「医療区分・ADL区分等に係る評価票」の記入に当たっては、各項目の「項目の定義」に該当するか否かを判定すること。また、各項目の評価の単位については、「評価の単位」及び「留意点」に従うこと。

なお、「該当する」と判定した場合には、診療録にその根拠を記載すること。ただし、判定以降に患者の状態等の変化がない場合には、診療録に記載しなくても良いが、状態等の変化が見られた場合には診療録にその根拠を記載すること。

I. 算定期間に限りがある区分

(1) 【医療区分3(別表第五の二)】

1. 24時間持続して点滴を実施している状態

項目の定義

24時間持続して点滴を実施している状態

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう24時間持続して点滴を実施している状態とは、経口摂取が困難な場合、循環動態が不安定な場合又は電解質異常が認められるなど体液の不均衡が認められる場合に限るものとする。(初日を含む。)

また、連続した7日間を超えて24時間持続して点滴を行った場合は、8日目以降は該当しないものとする。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当する。

(2) 【医療区分2(別表第五の三)】

2. 尿路感染症に対する治療を実施している状態

項目の定義

尿沈渣で細菌尿が確認された場合、もしくは白血球尿(>10/HPF)であって、尿路感染症に対する治療を実施している状態

評価の単位

1日毎

留意点

連続する14日間を限度とし、15日目以降は該当しない。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当する。

3. 傷病等によりリハビリテーションが必要な状態(原因となる傷病等の発症後、30日以内の場合で、実際にリハビリテーションを行っている場合に限る。)

項目の定義

傷病等によりリハビリテーションが必要な状態(原因となる傷病等の発症後、30日以内の場合で、実際にリハビリテーションを行っている場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

実施されるリハビリテーションは、医科点数表上のリハビリテーションの部に規定されるものであること。リハビリテーションについては、継続的に適切に行われていれば、毎日行われている必要はないものとする。

4. 脱水に対する治療を実施している状態、かつ、発熱を伴う状態

項目の定義

脱水に対する治療を実施している状態、かつ、発熱を伴う状態

評価の単位

1日毎

留意点

発熱に対する治療を行っている場合に限る。
尿量減少、体重減少、BUN/Cre比の上昇等が認められ、脱水に対する治療を実施している状態。
連続した7日間を超えて脱水に対する治療を行った場合は、8日目以降は該当しない。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当する。

5. 消化管等の体内からの出血が反復継続している状態

項目の定義

消化管等の体内からの出血が反復継続している状態

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう消化管等の体内からの出血が反復継続している状態とは、例えば、黒色便、コーヒー残渣様嘔吐、喀血、痔核を除く持続性の便潜血が認められる状態をいう。出血を認めた日から7日間まで、本項目に該当するものとする。

6. 頻回の嘔吐に対する治療を実施している状態、かつ、発熱を伴う状態

項目の定義

頻回の嘔吐に対する治療を実施している状態(1日に複数回の嘔吐がある場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

発熱に対する治療が行われている場合に限る。
嘔吐のあった日から3日間は、本項目に該当する。

7. せん妄に対する治療を実施している状態

項目の定義

せん妄に対する治療を実施している状態(せん妄の症状に対応する治療を行っている場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

「せん妄の兆候」は、以下の6項目のうち「この7日間は通常の状態と異なる」に該当する項目が1つ以上ある場合、本項目に該当するものとする。

- a. 注意がそらされやすい
- b. 周囲の環境に関する認識が変化する
- c. 支離滅裂な会話が時々ある
- d. 落ち着きがない
- e. 無気力
- f. 認知能力が1日の中で変動する

7日間を限度とし、8日目以降は該当しないものとする。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当する。

8. 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われており、かつ、発熱又は嘔吐を伴う状態

項目の定義

経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われており、かつ、発熱又は嘔吐を伴う状態

評価の単位

1日毎

留意点

発熱又は嘔吐に対する治療を行っている場合に限る。
連続する7日間を限度とし、8日目以降は該当しないものとする。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当する。

9. 頻回の血糖検査を実施している状態

項目の定義

頻回の血糖検査を実施している状態(1日3回以上の血糖検査が必要な場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

糖尿病に対するインスリン製剤又はソマトメジンC製剤の注射を1日1回以上行い、1日3回以上の頻回の血糖検査が必要な状態に限る。なお、検査日から3日間まで、本項目に該当するものとする。

II. 算定期間に限りがない区分

(1) 【医療区分3(別表第五の二)】

10. スモン

項目の定義

スモン(「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日衛発第242号)に定めるものを対象とする。)に罹患している状態

評価の単位

—

留意点

特定疾患医療受給者証の交付を受けているもの又は過去に当該疾患の公的な認定を受けたことが確認できる場合等をいう。

11. 欠番

12. 医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態

項目の定義

循環動態および呼吸状態が不安定なため、常時、動脈血酸素飽和度、血圧、心電図、呼吸等のバイタルサインを観察する必要がある等、医師及び看護職員により、24時間体制での監視及び管理を必要とする状態

評価の単位

1日毎

留意点

少なくとも連続して24時間以上「項目の定義」に該当する状態にあること。（初日を含む。）
動脈血酸素飽和度、血圧、心電図、呼吸等のバイタルサインが、少なくとも4時間以内の間隔で観察されていること。ただし、医師による治療方針に関する確認が行われていない場合は該当しない。
なお、当該項目は、当該項目を除く医療区分3又は医療区分2の項目に、1つ以上の該当項目がある場合に限り医療区分3として取り扱うものとし、それ以外の場合は医療区分2として取り扱うものとする。

13. 中心静脈栄養を実施している状態

項目の定義

中心静脈栄養を実施している状態

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう中心静脈栄養とは、消化管の異常、悪性腫瘍等のため消化管からの栄養摂取が困難な場合に行うものに限るものとし、単に末梢血管確保が困難であるために行うものはこれに含まない。ただし、経管栄養のみでカロリー不足の場合については、離脱についての計画を作成し実施している場合に限り、経管栄養との一部併用の場合も該当するものとする。

14. 人工呼吸器を使用している状態

項目の定義

人工呼吸器を使用している状態

評価の単位

1日毎

留意点

診療報酬の算定方法の別表第一第二章第9部の「J045 人工呼吸」の「3 5時間を超えた場合(1日につき)」を算定している場合に限る。

15. ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態

項目の定義

ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態

評価の単位

1日毎

留意点

胸腔または腹腔のドレーン又は洗浄を実施しているものに限る。

16. 気管切開又は気管内挿管が行われており、かつ、発熱を伴う状態

項目の定義

気管切開又は気管内挿管が行われており、かつ、発熱を伴う状態

評価の単位

1日毎

留意点

投薬、処置等、発熱に対する治療が行われている場合に限る。

17. 酸素療法を実施している状態(密度の高い治療を要する状態に限る。)

項目の定義

酸素療法を実施している状態であって、次のいずれかに該当するもの

- ・常時流量3L/分以上を必要とする場合
- ・肺炎等急性増悪により点滴治療を実施した場合
- ・NYHA 重症度分類のⅢ度又はⅣ度の心不全の状態である場合

評価の単位

1日毎

留意点

酸素非投与下において、安静時、睡眠時、運動負荷いずれかで動脈血酸素飽和度が 90%以下となる状態であって、以下の(1)又は(2)の状態。

(1) 安静時に3L/分未満の酸素投与下で動脈血酸素飽和度 90%以上を維持できないが、3L/分以上で維持できる状態。

(2) 安静時に3L/分未満の酸素投与下で動脈血酸素飽和度 90%以上を維持できる状態であって、肺炎等急性増悪により点滴治療を実施した場合又は NYHA 重症度分類のⅢ度若しくはⅣ度の心不全の状態である場合。なお、肺炎等急性増悪により点滴治療を実施した場合については、点滴を実施した日から30日間まで、本項目に該当するものとする。

なお、毎月末において当該酸素療法を必要とする状態に該当しているか確認を行い、その結果を診療録等に記載すること。

18. 感染症の治療の必要性から隔離室での管理を実施している状態

項目の定義

感染症の治療の必要性から隔離室での管理を実施している状態

評価の単位

1日毎

留意点

感染症に対する治療又は管理が行われている期間に限る。

(2) 医療区分2(別表第五の三)

19. 筋ジストロフィー

項目の定義

筋ジストロフィー(難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病(同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。))に係るものに限る。)として定めるものを対象とする。)に罹患している状態

評価の単位

—

留意点

筋ジストロフィーに罹患している患者であって、医療受給者証を交付されているもの、又は、特定医療費の支給認定に係る基準を満たす状態にあることを医療機関において確実に診断されるものに限る。

20. 多発性硬化症

項目の定義

多発性硬化症(難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病(同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。))に係るものに限る。))として定めるものを対象とする。)に罹患している状態

評価の単位

—

留意点

多発性硬化症に罹患している患者であって、医療受給者証を交付されているもの、又は、特定医療費の支給認定に係る基準を満たす状態にあることを医療機関において確実に診断されるものに限る。

21. 筋萎縮性側索硬化症

項目の定義

筋萎縮性側索硬化症(難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病(同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。))に係るものに限る。))として定めるものを対象とする。)に罹患している状態

評価の単位

—

留意点

筋萎縮性側索硬化症に罹患している患者であって、医療受給者証を交付されているもの、又は、特定医療費の支給認定に係る基準を満たす状態にあることを医療機関において確実に診断されるものに限る。

22. パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。))

項目の定義

パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))に罹患している状態。

進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病については、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病(同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。))に係るものに限る。))として定めるものを対象とする。

評価の単位

—

留意点

進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症又はパーキンソン病に罹患している患者であって、医療受給者証を交付されているもの、又は、特定医療費の支給認定に係る基準を満たす状態にあることを医療機関において確実に診断されるものに限る。また、パーキンソン症候群は含まない。

23. その他の指定難病等

項目の定義

以下の(1)、(2)又は(3)に掲げる疾患に罹患している状態。
(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病(同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。)に係るものに限る。)。ただし、筋ジストロフィー、多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症及びパーキンソン病関連疾患を除く。
(2) 「特定疾患治療研究事業について」(昭和 48 年4月 17 日衛発第 242 号)に掲げる疾患(当該疾患に罹患している患者として都道府県知事から受給者証の交付を受けているものに限る。)。ただし、スモンを除く。
(3) 「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱について」(平成元年7月 24 日健医発第 896 号)に掲げる疾患(当該疾患に罹患している患者として都道府県知事から受給者証の交付を受けているものに限る。)

評価の単位

—

留意点

(1)については、指定難病に罹患している患者であって、医療受給者証を交付されているもの、又は、特定医療費の支給認定に係る基準を満たす状態にあることを医療機関において確実に診断されるものに限る。
(2)及び(3)については、受給者証の交付を受けているものに限る。

24. 脊髄損傷(頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。)

項目の定義

脊髄損傷(頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。)

評価の単位

—

留意点

頰椎損傷の場合に限り該当するものとする。

25. 慢性閉塞性肺疾患(ヒュー・ジョーンズ分類がV度の状態に該当する場合に限る。)

項目の定義

慢性閉塞性肺疾患(ヒュー・ジョーンズ分類がV度の状態に該当する場合に限る。)

評価の単位

—

留意点

—

26. 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法を実施している状態

項目の定義

人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法を実施している状態

評価の単位

月1回

留意点

人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法について、継続的に適切に行われていれば、毎日行われている必要はないものとする。

27. 欠番

28. 省略

29. 悪性腫瘍(医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。)

項目の定義

悪性腫瘍(医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

ここでいう医療用麻薬等とは、WHO's pain ladder に定められる第2段階以上のものをいう。

30. 肺炎に対する治療を実施している状態

項目の定義

肺炎に対し画像診断及び血液検査を行い、肺野に明らかな浸潤影を認め、血液検査上炎症所見を伴い、治療が必要な状態

評価の単位

1日毎

留意点

—

31. 褥瘡に対する治療を実施している状態 (DESIGN-R 分類d2以上の場合又は褥瘡が2カ所以上に認められる場合に限る。)

項目の定義

褥瘡に対する治療を実施している状態 (DESIGN-R 分類d2以上に該当する場合若しくは褥瘡が2カ所以上に認められる状態に限る。)

- d0: 皮膚損傷・発赤無し
- d1: 持続する発赤
- d2: 真皮までの損傷
- D3: 皮下組織までの損傷
- D4: 皮下組織を超える損傷
- D5: 関節腔、体腔に至る損傷
- DU: 深さ判定が不能の場合

評価の単位

1日毎

留意点

部位、大きさ、深度等の褥瘡の程度について診療録に記載し、それぞれについての治療計画を立て治療を実施している場合に該当するものとする。

ただし、入院又は転院時既に発生していた褥瘡に限り、治癒又は軽快後も30日間に限り、引き続き医療区分2として取り扱うことができる。ただし、当該取り扱いを行う場合については、入院している患者に係る褥瘡の発生割合について、患者または家族の求めに応じて説明を行うこと。

32. 末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療を実施している状態

項目の定義

末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療を実施している状態 (以下の分類にて第2度以上に該当する場合に限る。)

- 第1度: 皮膚の発赤が持続している部位があり、圧迫を取り除いても消失しない (皮膚の損傷はない)
- 第2度: 皮膚層の部分的喪失: びらん、水疱、浅いくぼみとして表れる
- 第3度: 皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いくぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれば、及んでいないこともある
- 第4度: 皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している

評価の単位

1日毎

留意点

—

33. うつ症状に対する治療を実施している状態

項目の定義

うつ症状に対する治療を実施している状態(精神保健指定医の処方によりうつ症状に対する薬を投与している場合、入院精神療法、精神科作業療法及び心身医学療法など、「診療報酬の算定方法」別表第一第二章第8部の精神科専門療法のいずれかを算定している場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

「うつ症状」は、以下の7項目のそれぞれについて、うつ症状が初めてみられた日以降において、3日間のうち毎日観察された場合を2点、1日又は2日観察された場合を1点として評価を行う。

- a. 否定的な言葉を言った
- b. 自分や他者に対する継続した怒り
- c. 現実には起こりそうもないことに対する恐れを表現した
- d. 健康上の不満を繰り返した
- e. たびたび不安、心配事を訴えた
- f. 悲しみ、苦悩、心配した表情
- g. 何回も泣いたり涙もろい

本評価によって、3日間における7項目の合計が4点以上であり、かつ、うつ症状に対する治療が行われている場合に限る。

なお、医師を含めた当該病棟(床)の医療従事者により、原因や治療方針等について検討を行い、治療方針に基づき実施したケアの内容について診療録等に記載すること。

34. 他者に対する暴行が毎日認められる状態

項目の定義

他者に対する暴行が毎日認められる状態

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう他者に対する暴行が毎日認められる状態とは、例えば、他者を打つ、押す、ひっかく等が認められる状態をいう。なお、医師又は看護師の合計2名以上(ただし、少なくとも1名は医師であることとする)により「他者に対する暴行が毎日認められる」との判断の一致がある場合に限る。

なお、医師を含めた当該病棟(床)の医療従事者により、原因や治療方針等について検討を行い、治療方針に基づき実施したケアの内容について診療録等に記載すること。

35. 1日8回以上の喀痰吸引を実施している状態

項目の定義

1日8回以上の喀痰吸引を実施している状態

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう1日8回以上の喀痰吸引とは、夜間を含め3時間に1回程度の喀痰吸引を行っていることをいう。

36. 気管切開又は気管内挿管が行われている状態(発熱を伴う状態を除く。)

項目の定義

気管切開又は気管内挿管が行われている状態(発熱を伴う状態を除く。)

評価の単位

1日毎

留意点

—

37. 創傷(手術創や感染創を含む。)、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療を実施している状態

項目の定義

創傷(手術創や感染創を含む。)、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療を実施している状態(1日2回以上、ガーゼや創傷被覆材の交換が必要な場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

—

38. 酸素療法を実施している状態(密度の高い治療を要する状態を除く。)

項目の定義

酸素療法を実施している状態

評価の単位

1日毎

留意点

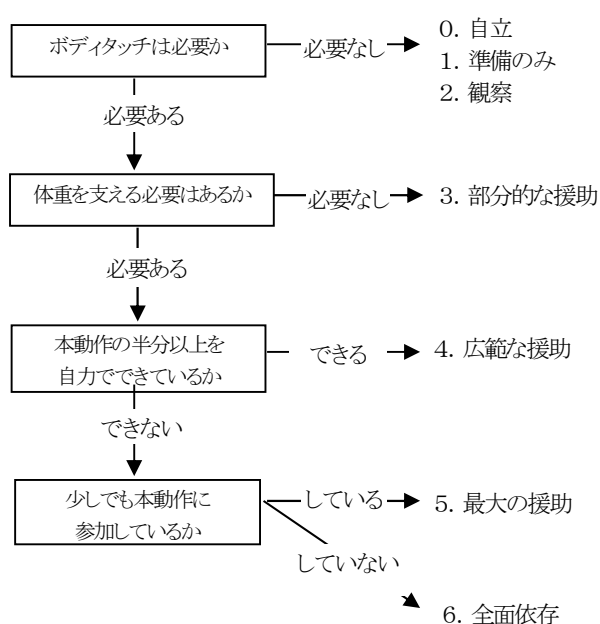
酸素非投与下において、安静時、睡眠時、運動負荷いずれかで動脈血酸素飽和度が 90%以下となる状態であって、医療区分3に該当する状態を除く。すなわち、安静時に3L/分未満の酸素投与下で動脈血酸素飽和度90%以上を維持できる状態(肺炎等急性増悪により点滴治療を要した状態(点滴を実施した日から 30 日間までに限る。)及び NYHA 重症度分類のⅢ度又はⅣ度の心不全の状態を除く。)をいう。なお、毎月末において当該酸素療法を必要とする状態に該当しているか確認を行い、その結果を診療録等に記載すること。

III. ADL区分

当日を含む過去3日間の全勤務帯における患者に対する支援のレベルについて、下記の4項目(a. ~d.)に0~6の範囲で最も近いものを記入し合計する。新入院(転棟)の場合は、入院(転棟)後の状態について評価する。

項目	内容	支援のレベル
a. ベッド上の可動性	横になった状態からどのように動くか、寝返りをうったり、起き上がったたり、ベッド上の身体の位置を調整する	
b. 移乗	ベッドからどのように、いすや車いすに座ったり、立ち上がるか(浴槽や便座への移乗は除く)	
c. 食事	どのように食べたり、飲んだりするか。 (上手、下手に関係なく)経管や経静脈栄養も含む	
d. トイレの使用	どのようにトイレ(ポータブルトイレ、便器、尿器を含む)を使用するか。 排泄後の始末、おむつの替え、人工肛門またはカテーテルの管理、衣服を整える(移乗は除く)	
(合計点)		

0 自立 :手助け、準備、観察は不要または1~2回のみ
1 準備のみ :物や用具を患者の手の届く範囲に置くことが3回以上
2 観察 : 見守り、励まし、誘導が3回以上
3 部分的な援助 :動作の大部分(50%以上)は自分でできる・四肢の動きを助けるなどの体重(身体)を支えない援助を3回以上
4 広範な援助 : 動作の大部分(50%以上)は自分でできるが、体重を支える援助(たとえば、四肢や体幹の重みを支える)を3回以上
5 最大の援助 :動作の一部(50%未満)しか自分でできず、体重を支える援助を3回以上
6 全面依存 :まる3日間すべての面で他者が全面援助した(および本動作は一度もなかった場合)



IV. その他

91. 身体抑制を実施している

項目の定義

次のいずれかの行為を1つでも行った場合

- ・四肢の抑制
- ・体幹部の抑制
- ・ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ・介護衣(つなぎ服)の着用
- ・車いすや椅子から立ち上がることができないようにする(抑制のための腰ベルトや立ち上がることができない椅子の使用)
- ・ミトンの着用(手指の機能抑制)
- ・自分の意思で開けることのできない居室等への隔離

留意点

身体抑制を実施する場合は、身体抑制実施に係る3つの要件(切迫性・非代替性・一時性)に該当すること。また、3つの要件の該当状況、実施した身体抑制の行為、目的、理由及び抑制時間に関して、診療録等に記録すること。

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（抜粋）

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について（平成18年4月3日老発第0403003号） 厚生省老人保健福祉局長通知

障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準（抜粋）

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1 交通機関等を利用して外出する 2 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ 1 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2 介助により車椅子に移乗する
	ランク C	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1 自力で寝返りをうつ 2 自力で寝返りもうたない

※判定に当たっては補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。

「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の活用について（平成3年11月18日 老健第102-2号） 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知

超重症児（者）・準超重症児（者）の判定基準

以下の各項目に規定する状態が 6 か月以上継続する場合^{※1}に、それぞれのスコアを合算する。

1. 運動機能：座位まで	
2. 判定スコア	(スコア)
(1) レスピレーター管理 ^{※2}	=10
(2) 気管内挿管, 気管切開	= 8
(3) 鼻咽頭エアウェイ	= 5
(4) O ₂ 吸入又は SpO ₂ 90%以下の状態が 10%以上	= 5
(5) 1 回/時間以上の頻回の吸引	= 8
6 回/日以上以上の頻回の吸引	= 3
(6) ネブライザー 6 回/日以上または継続使用	= 3
(7) IVH	=10
(8) 経口摂取（全介助） ^{※3}	= 3
経管（経鼻・胃ろう含む） ^{※3}	= 5
(9) 腸ろう・腸管栄養 ^{※3}	= 8
持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	= 3
(10) 手術・服薬にても改善しない過緊張で、 発汗による更衣と姿勢修正を 3 回/日以上	= 3
(11) 継続する透析（腹膜灌流を含む）	=10
(12) 定期導尿（3 回/日以上） ^{※4}	= 5
(13) 人工肛門	= 5
(14) 体位交換 6 回/日以上	= 3

〈判定〉

1 の運動機能が座位までであり、かつ、2 の判定スコアの合計が 25 点以上の場合を超重症児（者）、10 点以上 25 点未満である場合を準超重症児（者）とする。

^{※1} 新生児集中治療室を退室した児であって当該治療室での状態が引き続き継続する児については、当該状態が 1 か月以上継続する場合とする。ただし、新生児集中治療室を退室した後の症状増悪、又は新たな疾患の発生についてはその後の状態が 6 か月以上継続する場合とする。

^{※2} 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシ・NIPPV・CPAP などは、レスピレーター管理に含む。

^{※3} (8) (9) は経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択。

^{※4} 人工膀胱を含む

強度行動障害児(者)の医療度判定基準

I 強度行動障害スコア

行動障害の内容	行動障害の目安の例示	1点	3点	5点
1 ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、つめをはぐなど。	週1回以上	日1回以上	1日中
2 ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	噛みつき、蹴り、なぐり、髪ひき、頭突きなど、相手が怪我をしかねないような行動など。	月1回以上	週1回以上	1日に頻回
3 激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐとか、どうしても外出を拒みとおす、何百メートルも離れた場所に戻り取りに行く、などの行為で止めても止めきれないもの。	週1回以上	日1回以上	1日に頻回
4 激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などをこわし、その結果危害が本人にもまわりにも大きいもの、服をなんとしてでも破ってしまうなど。	月1回以上	週1回以上	1日に頻回
5 睡眠障害	昼夜が逆転してしまっている、ベッドについていられず人や物に危害を加えるなど。	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
6 食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	テーブルごとひっくり返す、食器ごと投げるとか、椅子に座っていれず、皆と一緒に食事できない。便や釘・石などを食べ体に異常をきたした偏食など。	週1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
7 排泄つに関する強度の障害	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁面になすりつける。強迫的に排尿排便行為を繰り返すなど。	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
8 著しい多動	身体・生命の危険につながる飛び出しをする。目を離すと一時も座れず走り回る。ベランダの上など高く危険なところに入る。	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
9 通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	たえられない様な大声を出す。一度泣き始めると大泣きが何時間も続く。	ほぼ毎日	1日中	絶えず
10 パニックへの対応が困難	一度パニックが出ると、体力的にもとてもおさめられずつきあつていかれない状態を呈する。			困難
11 他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、かかわっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある。			困難

II 医療度判定スコア

1 行動障害に対する専門医療の実施の有無	
① 向精神薬等による治療	5点
② 行動療法、動作法、TEACCHなどの技法を取り入れた薬物療法以外の専門医療	5点
2 神経・精神疾患の合併状態	
① 著しい視聴覚障害（全盲などがあり、かつ何らかの手段で移動する能力をもつ）	5点
② てんかん発作が週1回以上、または6ヶ月以内のてんかん重積発作の既往	5点
③ 自閉症等によりこだわりが著しく対応困難	5点
④ その他の精神疾患や不眠に対し向精神薬等による治療が必要	5点
3 身体疾患の合併状態	
① 自傷・他害による外傷、多動・てんかん発作での転倒による外傷の治療（6ヶ月以内に）	3点
② 慢性擦過傷・皮疹などによる外用剤・軟膏処置（6ヶ月以内に1ヶ月以上継続）	3点
③ 便秘のため週2回以上の浣腸、または座薬（下剤は定期内服していること）	3点
④ 呼吸器感染のための検査・処置・治療（6ヶ月以内にあれば）	3点
⑤ その他の身体疾患での検査・治療 （定期薬内服による副作用チェックのための検査以外、6ヶ月以内にあれば）	3点
4 自傷・他害・事故による外傷等のリスクを有する行動障害への対応	
① 行動障害のため常に1対1の対応が必要	3点
② 行動障害のため個室対応等が必要（1対1の対応でも開放処遇困難）	5点
③ 行動障害のため個室対応でも処遇困難（自傷、多動による転倒・外傷の危険） ※) いずれか一つを選択	10点
5 患者自身の死亡に繋がるリスクを有する行動障害への対応	
① 食事（異食、他害につながるような盗食、詰め込みによる窒息の危険など）	3. 5点
② 排泄（排泄訓練が必要、糞食やトイレの水飲み、多動による転倒・外傷の危険）	3. 5点
③ 移動（多動のためどこへ行くか分からない、多動による転倒・外傷の危険）	3. 5点
④ 入浴（多動による転倒・外傷・溺水の危険、多飲による水中毒の危険）	3. 5点
⑤ 更衣（破衣・脱衣のための窒息の危険、異食の危険）	3. 5点
※) 次により配点 ・常時1対1で医療的観察が必要な場合及び入院期間中の生命の危機回避のため個室対応や個別の時間での対応を行っている場合（5点） ・時に1対1で医療的観察が必要な場合（3点）	

注) 「強度行動障害児(者)の医療度判定基準 評価の手引き」に基づき評価を行うこと。
「I」が10点以上、かつ「II」が24点以上。

「強度行動障害児(者)の医療度判定基準」評価の手引き

I 強度行動障害スコア

- 1 行動障害は、過去半年以上その行動が続いている場合を評価する。周期性のある行動障害についても半年を基準に、その行動の出現有無でチェックする。例えば、情緒不安定でパニックを起こしても評価時から6カ月以前の行動であれば該当しない。
- 2 定期薬服用者は服用している状態で評価する（向精神薬・抗てんかん薬など）。
- 3 頓服の不穏時薬・不眠時薬・注射等は使用しない状態で評価する。
- 4 現在身体疾患で一時的にベッド安静などの場合は、半年以内であれば治癒・回復を想定して評価する。半年以上継続していれば現在の状態で評価する。
- 5 評価は年1回以上定期的に行い、複数職種（医師、児童指導員、看護師など）でチェックを行う。
- 6 項目別留意点
 - (1) 「1 ひどい自傷」は、自傷行為を防ぐための装具（ヘッドギアなど）は着用していない状態を想定して評価する。
 - (2) 「4 はげしい物壊し」は、器材や玩具などを自由に使用できる環境を想定して評価する。
 - (3) 「5 睡眠の大きな乱れ」は、問題行動があつて個室使用している場合は大部屋を想定して評価する。
 - (4) 「6 食事関係の強い障害」は、離席や盗食防止のための身体拘束があれば、開放状態を想定して評価する。問題行動のために食事場所を変える・時間をずらすなどの状態であれば本来の場所・時間を想定して評価する。
 - (5) 「7 排泄関係の著しい障害」は、オムツ使用であればその状態で評価する。つなぎなどの予防衣使用者は着用していない状態を想定して評価する。
 - (6) 「8 著しい多動」の項目は、開放病棟・行動制限なしの状況で評価する。

II 医療度判定スコア

- 1 患者特性に応じた個別の治療をチームとして統一性と一貫性のある計画的な診療を行うため、次を実施することを前提として配点
 - (1) 多面的な治療を計画的に提供するため、医師、看護師、児童指導員、保育士、臨床心理士、作業療法士等から構成されるチームにより、カンファレンスを実施し、患者の治療・観察必要性の評価、治療目標の共有化を図り、各職種の専門性を生かした診療計画を立案。
 - (2) 当該診療計画の実施について、当該チームによる定期的なカンファレンスを実施し、評価を

行い、診療録に記載。

- (3) 患者の状態に応じ、当該診療計画に見直しも行いつつ、評価、計画、実施、再評価のサイクルを重ねる。

2 行動障害に対する専門医療の実施有無

- (1) ①の「向精神薬等」とは、抗精神病薬、抗うつ薬、抗躁薬、抗てんかん薬、気分安定薬 (mood stabilizers)、抗不安薬、睡眠導入剤のほか、漢方薬なども含む。
- (2) ②は行動療法・動作法・TEACCHなどの技法を取り入れた薬物療法以外の治療的アプローチによる行動修正を行う専門医療。

3 神経・精神疾患の合併状態

- (1) ③の「自閉症等」とは広汎性発達障害全般（自閉症スペクトラム障害全般）を指す。
- (2) ④の「その他の精神疾患」とは、統合失調症、気分障害などを指す。「向精神薬等」は2-①と同様。

4 身体疾患の合併状態

- (1) ①は抗生剤等の内服・点滴、創部処置、縫合を含む。
- (2) ④は胸部レントゲン検査や抗生剤内服または点滴治療などを含む。
- (3) ⑤の「その他の身体疾患」とは、低体温、GER・反すうを繰り返すことによる嘔吐・誤嚥、眼科・耳鼻科疾患、婦人科的疾患、循環器疾患、骨折やその他の整形外科的疾患、機能悪化・維持・改善のためのリハビリなども含む。

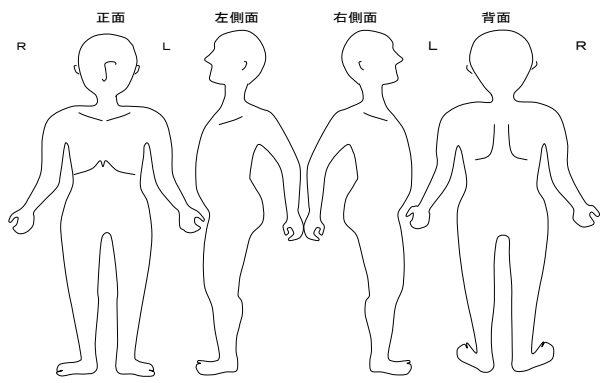
5 自傷・他害・事故による外傷等のリスクを有する行動障害への対応

- (1) ①、②、③はいずれか一つをチェックする。
- (2) ②の「個室対応等」とは、個別の環境設定やスケジュール調整などにより、本来は個室使用が必要な患者を個室以外で保護・重点観察している場合も含める。

6 患者自身の死亡に繋がるリスクを有する行動障害への対応

現在患者が生活している環境で評価するが、各項目に関連する理由で個室対応や個別の時間での対応を行っている場合は5点とみなす。

褥瘡リスクアセスメント票・褥瘡予防治療計画書

氏名： _____ 様	病棟 _____	評価日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
生年月日： _____ (_____ 歳)	性別 男・女 _____	評価者名 _____
診断名： _____	褥瘡の有無(現在) 有・無 _____	褥瘡の有無(過去) 有・無 _____
褥瘡ハイリスク項目 [該当すべてに○] ベッド上安静、ショック状態、重度の末梢循環不全、麻薬等の鎮痛・鎮静剤の持続的な使用が必要、6時間以上の手術(全身麻酔下、特殊体位)、強度の下痢の持続、極度な皮膚の脆弱(低出生体重児、GVHD、黄疸等)、医療関連機器の長期かつ持続的な使用(医療用弾性ストッキング、シーネ等)、褥瘡の多発と再発		
その他の危険因子 [該当すべてに○] 床上で自立体位変換ができない、いす上で座位姿勢が保持できない、病的骨突出、関節拘縮、栄養状態低下、皮膚の湿潤(多汗、尿失禁、便失禁)、浮腫(局所以外の部位)		
褥瘡の発生が予測される部位及び褥瘡の発生部位 		リスクアセスメント結果 重点的な褥瘡ケアの必要性 要 ・ 不要 _____
褥瘡予防治療計画 [褥瘡ハイリスク患者ケアの開始年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日]		褥瘡管理者名 _____
褥瘡ケア結果の評価 [褥瘡ハイリスク患者ケアの終了年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日]		

特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票

(配点)

A	モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1	心電図モニターの管理	なし	あり	/
2	輸液ポンプの管理	なし	あり	/
3	動脈圧測定（動脈ライン）	なし	/	あり
4	シリンジポンプの管理	なし	あり	/
5	中心静脈圧測定（中心静脈ライン）	なし	/	あり
6	人工呼吸器の管理	なし	/	あり
7	輸血や血液製剤の管理	なし	/	あり
8	肺動脈圧測定（スワンガンツカテーテル）	なし	/	あり
9	特殊な治療法等（CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP測定, ECMO）	なし	/	あり
				A得点

B	患者の状況等	0点	1点	2点
10	寝返り	できる	何かにつかまればできる	できない
11	移乗	介助なし	一部介助	全介助
12	口腔清潔	介助なし	介助あり	/
13	食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
14	衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助
15	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ	/
16	危険行動	ない	/	ある
				B得点

注) 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票の記入にあたっては、
「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき
行うこと。
Aについては、評価日において実施されたモニタリング及び処置等の合計点数を記載する。
Bについては、評価日の患者の状況等に基づき判断した点数を合計して記載する。

<特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る基準>

モニタリング及び処置等に係る得点（A得点）が4点以上かつ患者の状況等に係る得点（B得点）が3点以上。

特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き

アセスメント共通事項

1. 評価の対象

評価の対象は、救命救急入院料及び特定集中治療室管理料を届け出ている治療室に入院している患者であり、短期滞在手術等基本料を算定する患者及びD P C対象病院において短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った患者（入院した日から起算して5日までに退院した患者に限る。）は評価の対象としない。

2. 評価日及び評価項目

評価は、患者に行われたモニタリング及び処置等（A項目）、患者の状況等（B項目）について、毎日評価を行うこと。

3. 評価対象時間

評価対象時間は、0時から24時の24時間であり、重複や空白時間を生じさせないこと。

外出・外泊や検査・手術等の理由により、全ての評価対象時間の観察を行うことができない患者の場合であっても、当該治療室に在室していた時間があつた場合は、評価の対象とすること。ただし、評価対象日の0時から24時の間、外泊している患者は、当該外泊日については、評価対象とならない。

退室日は、当日の0時から退室時までを評価対象時間とする。退室日の評価は行うが、基準を満たす患者の算出にあたり延べ患者数には含めない。ただし、入院した日に退院（死亡退院を含む）した患者は、延べ患者数に含めるものとする。

4. 評価対象場所

当該治療室内を評価の対象場所とし、当該治療室以外で実施された治療、処置、看護及び観察については、評価の対象場所に含めない。

5. 評価対象の処置・介助等

当該治療室で実施しなければならない処置・介助等の実施者、又は医師の補助の実施者は、当該治療室に所属する看護職員でなければならない。ただし、一部の評価項目において、薬剤師、理学療法士等が治療室内において実施することを評価する場合は、治療室所属の有無は問わない。

なお、A項目の評価において、医師が単独で処置等を行った後に、当該治療室の看護職員が当該処置等を確認し、実施記録を残す場合も評価に含めるものとする。

A項目の処置の評価においては、訓練や退院指導等の目的で実施する行為は評価の対象に含めないが、B項目の評価においては、患者の訓練を目的とした行為であっても評価の対象に含めるものとする。

A項目の薬剤の評価については、臨床試験であっても評価の対象に含めるものとする。

6. 評価者

評価は、院内研修を受けた者が行うこと。院内研修の指導者は、関係機関あるいは評価に習熟した者が行う指導者研修を概ね2年以内に受けていることが望ましい。

医師、薬剤師、理学療法士等が一部の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

7. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項、B項目共通事項及び項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

8. 評価の根拠

評価は、観察と記録に基づいて行い、推測は行わないこと。当日の実施記録が無い場合は評価できないため、A項目では「なし」、B項目では自立度の一番高い評価とする。評価においては、後日、第三者が検証を行う際に、記録から同一の評価を導く根拠とな

る記録を残しておく必要がある。

項目ごとの記録を残す必要はなく、モニタリング及び処置等（A項目）や患者の状況等（B項目）について診療録及び看護記録等に記載すること。

記録は、媒体の如何を問わず、当該医療機関において正式に承認を得て保管されているものであること。また、原則として医師及び当該治療室の看護職員による記録が評価の対象となるが、評価項目によっては、医師及び治療室の看護職員以外の職種の記録も評価の根拠となり得るため、記録方法について院内規定を設ける等、工夫すること。

A モニタリング及び処置等

1 心電図モニターの管理

項目の定義

心電図モニターの管理は、持続的に看護職員が心電図のモニタリングを実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

持続的な心電図のモニタリングを実施しなかった場合をいう。

「あり」

持続的な心電図のモニタリングを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

心電図の誘導の種類や誘導法の種類は問わない。

機器の設置・準備・後片付けは含めない。心電図モニターの装着時間や回数は問わないが、医師の指示により、心機能や呼吸機能障害を有する患者等に対して常時観察を行っている場合であって、看護職員による心電図の評価の記録が必要である。心電図の機器による自動的な記録のみの場合は心電図モニターの管理の対象に含めない。

心電図検査として一時的に測定を行った場合は含めない。ホルター心電図は定義に従い、看護職員による持続的な評価の記録がある場合に限り含める。

2 輸液ポンプの管理

項目の定義

輸液ポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプを使用し、看護職員が使用状況（投与時間、投与量等）を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプの管理をしなかった場合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプの管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプにセットしていても、作動させていない場合や、灌流等患部の洗浄に使用している場合には使用していないものとする。

携帯用であっても輸液ポンプの管理に含めるが、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

3 動脈圧測定（動脈ライン）

項目の定義

動脈圧測定は、動脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に動脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

動脈圧測定を実施していない場合をいう。

「あり」

動脈圧測定を実施している場合をいう。

4 シリンジポンプの管理

項目の定義

シリンジポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプを使用し、看護職員が使用状況（投与時間、投与量等）を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をしなかった場合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプにセットしていても、作動させていない場合には使用していないものとする。

携帯用であってもシリンジポンプの管理の対象に含めるが、PCA（自己調節鎮痛法）によるシリンジポンプは、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

5 中心静脈圧測定（中心静脈ライン）

項目の定義

中心静脈圧測定は、中心静脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に中心静脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
中心静脈圧測定（中心静脈ライン）を実施していない場合をいう。
「あり」
中心静脈圧測定（中心静脈ライン）を実施している場合をいう。

判断に際しての留意点

スワンガンツカテーテルによる中心静脈圧測定についても中心静脈圧測定（中心静脈ライン）の対象に含める。
中心静脈圧の測定方法は、水柱による圧測定、圧トランスデューサーによる測定のいずれでもよい。

6 人工呼吸器の管理

項目の定義

人工呼吸器の管理は、人工換気が必要な患者に対して、人工呼吸器を使用し管理した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
人工呼吸器を使用していない場合をいう。
「あり」
人工呼吸器を使用している場合をいう。

判断に際しての留意点

人工呼吸器の種類や設定内容、あるいは気道確保の方法については問わないが、看護職員等が、患者の人工呼吸器の装着状態の確認、換気状況の確認、機器の作動確認等の管理を実施している必要がある。また、人工呼吸器の使用に関する医師の指示が必要である。
NPPV（非侵襲的陽圧換気）の実施は含める。

7 輸血や血液製剤の管理

項目の定義

輸血や血液製剤の管理は、輸血（全血、濃厚赤血球、新鮮凍結血漿等）や血液製剤（アルブミン製剤等）の投与について、血管を通して行った場合、その投与後の状況を看護職員が管理した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
輸血や血液製剤の使用状況の管理をしなかった場合をいう。
「あり」
輸血や血液製剤の使用状況の管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

輸血、血液製剤の種類及び単位数については問わないが、腹膜透析や血液透析は輸血や血液製剤の管理の対象に含めない。自己血輸血、腹水を濾過して輸血する場合は

含める。

8 肺動脈圧測定（スワンガンツカテーテル）

項目の定義

肺動脈圧測定は、スワンガンツカテーテルを挿入し、そのカテーテルを介して直接的に肺動脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
肺動脈圧測定を実施していない場合をいう。
「あり」
肺動脈圧測定を実施している場合をいう。

判断に際しての留意点

スワンガンツカテーテル以外の肺動脈カテーテルによる肺動脈圧測定についても肺動脈圧測定の評価に含める。

9 特殊な治療法等（CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP 測定, ECMO）

項目の定義

特殊な治療法等は、CHDF（持続的血液濾過透析）、IABP（大動脈バルーンパンピング）、PCPS（経皮的心肺補助法）、補助人工心臓、ICP（頭蓋内圧）測定、ECMO（経皮的肺補助法）を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
特殊な治療法等のいずれも行っていない場合をいう。
「あり」
特殊な治療法等のいずれかを行っている場合をいう。

B 患者の状況等

B項目共通事項

1. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
2. 評価時間帯のうちに状態が変わり、異なる状態の記録が存在する場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
3. 医師の指示によって、当該動作が制限されていることが明確である場合には、「できない」又は「全介助」とする。この場合、医師の指示に係る記録があること。
4. 当該動作が制限されていない場合には、可能であれば動作を促し、観察した結果を評価すること。動作の確認をしなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は「介助なし」とする。
5. ただし、動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」又は「介助なし」とする。

10 寝返り

項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。
ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から（左右どちらかの）側臥位になる動作である。

選択肢の判断基準

「できる」
何にもつかまらず、寝返り（片側だけでよい）が1人でできる場合をいう。
「何かにつかまればできる」
ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。
「できない」
介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護職員等が事前に環境を整えておくことによって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかまらせる等の介助を看護職員等が行っている場合は「できない」となる。

1 1 移乗 項目の定義

移乗時の介助の状況を評価する項目である。
ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、「ベッドからストレッチャーへ」、「車椅子からポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

「介助なし」
介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が1人でできる場合も含む。
「一部介助」
患者の心身の状態等の理由から、事故等がないように見守る場合、あるいは1人では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が行われている場合をいう。
「全介助」
1人では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が行われている場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が1人では動けず、スライド式の移乗用補助具を使用する場合は「全介助」となる。
車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も行い（力が出せており）、看護職員等が介助を行っている場合は、「一部介助」となる。
医師の指示により、自力での移乗を制限されていた場合は「全介助」とする。
移乗が制限されていないにもかかわらず、看護職員等が移乗を行わなかった場合は「介助なし」とする。

1 2 口腔清潔

項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が1人でできるかどうか、あるいは看護職員等が見守りや介助を行っているかどうかを評価する項目である。
一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。
口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

「介助なし」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが1人でできる場合をいう。

「介助あり」

口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が行われている場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。

また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

ただし、口腔清潔が制限されていないにもかかわらず、看護職員等による口腔清潔がされなかった場合は、「介助なし」とする。

1.3 食事摂取

項目の定義

食事介助の状況の評価する項目である。

ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。

食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食事環境を整える食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子への移乗の介助、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助・見守りなしに1人で食事が摂取できる場合をいう。また、箸やスプーンのほかに、自助具等を使用する場合も含まれる。

食止めや絶食となっている場合は、食事の動作を制限しているとはいえ、介助は発生しないため「介助なし」とする。

「一部介助」

必要に応じて、食事摂取の行為の一部を介助する場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為（小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等）が行われている場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

1人では全く食べることができず全面的に介助されている場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要した場合は「全介助」とする。

判断に際しての留意点

食事の種類は問わず、一般（普通）食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護職員等が行っている場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行った場合は「介助なし」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含めない。また、看護職員等が行う、パンの袋切り、食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等は「一部介助」とする。

セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「介助なし」とする。

1.4 衣服の着脱

項目の定義

衣服の着脱を看護職員等が介助する状況の評価する項目である。衣服とは、患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助なしに1人で衣服を着たり脱いだりしている場合をいう。また、当日、衣服の着脱の介助が発生しなかった場合をいう。

自助具等を使って行っている場合も含む。

「一部介助」

衣服の着脱に一部介助が行われている場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護職員等がズボン・パンツ等を上げている場合等は、「一部介助」に含む。看護職員等が手を出して介助はしていないが、患者の心身の状態等の理由から、転倒の防止等のために、見守りや指示が行われている場合等も「一部介助」とする。

「全介助」

衣服の着脱の行為すべてに介助が行われている場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行っても、着脱行為そのものを患者が行わず、看護職員等がすべて介助した場合も「全介助」とする。

判断に際しての留意点

衣服の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。

通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状況で評価する。

靴や帽子は、衣服の着脱の評価に含めない。

1.5 診療・療養上の指示が通じる

項目の定義

指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、指示通りに実行できるかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「はい」

診療・療養上の指示に対して、指示通りの行動が常に行われている場合をいう。

「いいえ」

診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合をい

う。

判断に際しての留意点

精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、あくまでも診療・療養上で必要な指示であり、評価日当日の指示であること、及びその指示が適切に行われた状態で評価することを前提とする。

医師や看護職員等の話を理解したように見えても、意識障害等により指示を理解できない場合や自分なりの解釈を行い結果的に、診療・療養上の指示から外れた行動をした場合は「いいえ」とする。

1.6 危険行動

項目の定義

患者の危険行動の有無を評価する項目である。

ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、転倒・転落、自傷行為」の発生又は「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する行動」を過去1週間以内の評価対象期間に看護職員等が確認した場合をいう。

選択肢の判断基準

「ない」

過去1週間以内に危険行動がなかった場合をいう。

「ある」

過去1週間以内に危険行動があった場合をいう。

判断に際しての留意点

危険行動の評価にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の危険行動への対策を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生している危険行動を評価するものではない。対策がもたれている状況下で発生した危険行動が確認でき、評価当日にも当該対策がもたれている場合に評価の対象に含める。

認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この項目での定義における「危険行動」には含めない。

他施設からの転院、他病棟からの転棟の際は、看護職員等が記載した記録物により評価対象期間内の「危険行動」が確認できる場合は、評価の対象に含める。

ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票

(配点)

A	モニタリング及び処置等	0点	1点
1	創傷処置 (①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、②褥瘡の処置)	なし	あり
2	蘇生術の施行	なし	あり
3	呼吸ケア(喀痰吸引のみの場合及び人工呼吸器の装着の場合を除く)	なし	あり
4	点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり
5	心電図モニターの管理	なし	あり
6	輸液ポンプの管理	なし	あり
7	動脈圧測定(動脈ライン)	なし	あり
8	シリンジポンプの管理	なし	あり
9	中心静脈圧測定(中心静脈ライン)	なし	あり
10	人工呼吸器の管理	なし	あり
11	輸血や血液製剤の管理	なし	あり
12	肺動脈圧測定(スワンガンツカテーテル)	なし	あり
13	特殊な治療法等(CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP測定, ECMO)	なし	あり
			A得点

B	患者の状況等	0点	1点	2点
14	寝返り	できる	何かにつかまればできる	できない
15	移乗	介助なし	一部介助	全介助
16	口腔清潔	介助なし	介助あり	/
17	食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
18	衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助
19	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ	/
20	危険行動	ない	/	ある
			B得点	

注) ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票の記入にあたっては、「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき行うこと。
 Aについては、評価日において実施されたモニタリング及び処置等の合計点数を記載する。
 Bについては、評価日の患者の状況等に基づき判断した点数を合計して記載する。

<ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る基準>
 モニタリング及び処置等に係る得点(A得点)が3点以上かつ患者の状況等に係る得点(B得点)が4点以上。

アセスメント共通事項

1. 評価の対象

評価の対象は、ハイケアユニット入院医療管理料を届け出ている治療室に入院している患者であり、短期滞在手術等基本料を算定する患者及びDPC対象病院において短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った患者（入院した日から起算して5日までに退院した患者に限る。）は評価の対象としない。

2. 評価日及び評価項目

評価は、患者に行われたモニタリング及び処置等（A項目）、患者の状況等（B項目）について、毎日評価を行うこと。

3. 評価対象時間

評価対象時間は、0時から24時の24時間であり、重複や空白時間を生じさせないこと。

外出・外泊や検査・手術等の理由により、全ての評価対象時間の観察を行うことができない患者の場合であっても、当該治療室に在室していた時間があつた場合は、評価の対象とすること。ただし、評価対象日の0時から24時の間、外泊している患者は、当該外泊日については、評価対象とならない。

退室日は、当日の0時から退室時までを評価対象時間とする。退室日の評価は行いが、基準を満たす患者の算出にあたり延べ患者数には含めない。ただし、入院した日に退院（死亡退院を含む）した患者は、延べ患者数に含めるものとする。

4. 評価対象場所

当該治療室内を評価の対象場所とし、当該治療室以外で実施された治療、処置、看護及び観察については、評価の対象場所に含めない。

5. 評価対象の処置・介助等

当該治療室で実施しなければならない処置・介助等の実施者、又は医師の補助の実施者は、当該治療室に所属する看護職員でなければならない。ただし、一部の評価項目において、薬剤師、理学療法士等が治療室内において実施することを評価する場合は、治療室所属の有無は問わない。

なお、A項目の評価において、医師が単独で処置等を行った後に、当該治療室の看護職員が当該処置等を確認し、実施記録を残す場合も評価に含めるものとする。

A項目の処置の評価においては、訓練や退院指導等の目的で実施する行為は評価の対象に含めないが、B項目の評価においては、患者の訓練を目的とした行為であっても評価の対象に含めるものとする。

A項目の薬剤の評価については、臨床試験であっても評価の対象に含めるものとする。

6. 評価者

評価は、院内研修を受けた者が行うこと。院内研修の指導者は、関係機関あるいは評価に習熟した者が行う指導者研修を概ね2年以内に受けていることが望ましい。

医師、薬剤師、理学療法士等が一部の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

7. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項、B項目共通事項及び項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

8. 評価の根拠

評価は、観察と記録に基づいて行い、推測は行わないこと。当日の実施記録が無い場合は評価できないため、A項目では「なし」、B項目では自立度の一番高い評価とする。評価においては、後日、第三者が検証を行う際に、記録から同一の評価を導く根拠とな

る記録を残しておく必要がある。

項目ごとの記録を残す必要はなく、モニタリング及び処置等（A項目）や患者の状況等（B項目）について診療録及び看護記録等に記載すること。

記録は、媒体の如何を問わず、当該医療機関において正式に承認を得て保管されているものであること。また、原則として医師及び当該治療室の看護職員による記録が評価の対象となるが、評価項目によっては、医師及び当該治療室の看護職員以外の職種の記録も評価の根拠となり得るため、記録方法について院内規定を設ける等、工夫すること。

A モニタリング及び処置等

1 創傷処置

項目の定義

創傷処置は、①創傷の処置（褥瘡の処置を除く）、②褥瘡の処置のいずれかの処置について、看護職員が医師の介助をした場合、あるいは医師又は看護職員が自ら処置を実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
創傷処置のいずれも実施しなかった場合をいう。
「あり」
創傷処置のいずれかを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

創傷処置に含まれる内容は、各定義及び留意点に基づいて判断すること。

① 創傷の処置（褥瘡の処置を除く）

【定義】

創傷の処置（褥瘡の処置を除く）は、創傷があり、創傷についての処置を実施した場合に評価する項目である。

【留意点】

ここでいう創傷とは、皮膚又は粘膜が破綻をきたした状態であり、その数、深さ、範囲の程度は問わない。

縫合創は創傷処置の対象に含めるが、縫合のない穿刺創は含めない。粘膜は、鼻、口腔、膣及び肛門の粘膜であって、外部から粘膜が破綻をきたしている状態であることが目視できる場合に限り含める。気管切開口、胃瘻及びストーマ等については、造設から抜糸までを含め、抜糸後は、滲出液が見られ処置を必要とする場合を含める。

ここでいう処置とは、創傷の治癒を促し感染を予防する目的で、洗浄、消毒、止血、薬剤の注入及び塗布、ガーゼやフィルム材等の創傷被覆材の貼付や交換等の処置を実施した場合をいい、診察、観察だけの場合やガーゼを剥がすだけの場合は含めない。

また、陰圧閉鎖療法、眼科手術後の点眼及び排泄物の処理に関するストーマ処置は含めない。

② 褥瘡の処置

【定義】

褥瘡の処置は、褥瘡があり、褥瘡についての処置を実施した場合に評価する項目である。

【留意点】

ここでいう褥瘡とは、NPUAP分類Ⅱ度以上又はDESIGN-R分類d2以上の状態をいう。この状態に達していないものは、褥瘡の処置の対象に含めない。
ここでいう処置とは、褥瘡に対して、洗浄、消毒、止血、薬剤の注入及び塗布、ガーゼやフィルム材等の創傷被覆材の貼付や交換等の処置を実施した場合をいい、診察、観察だけの場合やガーゼを剥がすだけの場合は含めない。また、陰圧閉鎖療法は含めない。

【参考】

NPUAP分類 (National Pressure Ulcer of Advisory Panel) Ⅱ度以上
DESIGN-R分類 (日本褥瘡学会によるもの) d2 以上

2 蘇生術の施行

項目の定義

蘇生術の施行は、気管内挿管・気管切開術・人工呼吸器装着・除細動・心マッサージのいずれかが、蘇生を目的に施行されたかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
蘇生術の施行がなかった場合をいう。
「あり」
蘇生術の施行があった場合をいう。

判断に際しての留意点

当該治療室以外での評価は含まないため、手術室、救急外来等で蘇生術が行われたとしても、当該治療室で行われていなければ蘇生術の施行の対象に含めない。
蘇生術の施行に含まれている人工呼吸器の装着とは、いままで装着していない患者が蘇生のために装着したことであり、蘇生術以外の人工呼吸器管理は、「A-10 人工呼吸器の装着」の項目において評価される。

3 呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合及び人工呼吸器の装着の場合を除く）

項目の定義

呼吸ケアは、酸素吸入、痰を出すための体位ドレナージ、スクウィーピングのいずれかの処置に対して、看護職員等が自ら行うか医師の介助を行った場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
呼吸ケアを実施しなかった場合をいう。
「あり」
呼吸ケアを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

喀痰吸引のみの場合は呼吸ケアの対象に含めない。
呼吸ケアにおける時間の長さや回数は問わない。酸素吸入の方法は問わない。
なお、気管切開の患者が喀痰吸引を行っているだけの場合は含めない。また、エアウェイ挿入、ネブライザー吸入は呼吸ケアには含めない。

4 点滴ライン同時3本以上の管理

項目の定義

点滴ライン同時3本以上の管理は、持続的に点滴ライン（ボトル、バッグ、シリンジ等から末梢静脈、中心静脈、動静脈シャント、硬膜外、動脈、皮下に対する点滴、持続注入による薬液、輸血・血液製剤の流入経路）を3本以上同時に使用し、看護職員が管理を行った場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
同時に3本以上の点滴の管理を実施しなかった場合をいう。
「あり」
同時に3本以上の点滴の管理を実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

施行の回数や時間の長さ、注射針の刺入個所の数は問わない。
2つのボトルを連結管で連結させて1つのルートで滴下した場合は、点滴ラインは1つとして数える。1カ所に刺入されていても三方活栓等のコネクタで接続された点滴ラインは本数に数える。これら点滴ラインを利用して、側管から持続的に点滴する場合は数えるが、手動で注射を実施した場合は、持続的に使用しているといえないため本数に数えない。
スワングンツカテールの加圧バッグについては、薬液の注入が目的ではないため本数に数えない。PCA（自己調節鎮痛法）による点滴ライン（携帯用を含む）は、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ本数に数える。

5 心電図モニターの管理

項目の定義

心電図モニターの管理は、持続的に看護職員が心電図のモニタリングを実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
持続的な心電図のモニタリングを実施しなかった場合をいう。
「あり」
持続的な心電図のモニタリングを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

心電図の誘導の種類や誘導法の種類は問わない。
機器の設置・準備・後片付けは含めない。心電図モニターの装着時間や回数は問わないが、医師の指示により、心機能や呼吸機能障害を有する患者等に対して常時観察を行っている場合であって、看護職員による心電図の評価の記録が必要である。心電図の機器による自動的な記録のみの場合は心電図モニターの管理の対象に含めない。
心電図検査として一時的に測定を行った場合は含めない。ホルター心電図は定義に従い、看護職員による持続的な評価の記録がある場合に限り含める。

6 輸液ポンプの管理

項目の定義

輸液ポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプを使用し、看護職員が使用状況（投与時間、投与量等）を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプの管理をしなかった場合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプの管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプにセットしていても、作動させていない場合や、灌流等患部の洗浄に使用している場合には使用していないものとする。

携帯用であっても輸液ポンプの管理に含めるが、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

7 動脈圧測定（動脈ライン）

項目の定義

動脈圧測定は、動脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に動脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

動脈圧測定を実施していない場合をいう。

「あり」

動脈圧測定を実施している場合をいう。

8 シリンジポンプの管理

項目の定義

シリンジポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプを使用し、看護職員が使用状況（投与時間、投与量等）を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をしなかった場合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプにセットしていても、作動させていない場合には使用していないものとする。

携帯用であってもシリンジポンプの管理の対象に含めるが、PCA（自己調節鎮痛法）によるシリンジポンプは、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

9 中心静脈圧測定（中心静脈ライン）

項目の定義

中心静脈圧測定は、中心静脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に中心静脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
中心静脈圧測定（中心静脈ライン）を実施していない場合をいう。
「あり」
中心静脈圧測定（中心静脈ライン）を実施している場合をいう。

判断に際しての留意点

スワングアンツカテーテルによる中心静脈圧測定についても中心静脈圧測定（中心静脈ライン）の対象に含める。
中心静脈圧の測定方法は、水柱による圧測定、圧トランスデューサーによる測定のいずれでもよい。

10 人工呼吸器の管理

項目の定義

人工呼吸器の管理は、人工換気が必要な患者に対して、人工呼吸器を使用した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
人工呼吸器を使用していない場合をいう。
「あり」
人工呼吸器を使用している場合をいう。

判断に際しての留意点

人工呼吸器の種類や設定内容、あるいは気道確保の方法については問わないが、看護職員等が、患者の人工呼吸器の装着状態の確認、換気状況の確認、機器の作動確認等の管理を実施している必要がある。また、人工呼吸器の使用に関する医師の指示が必要である。
NPPV（非侵襲的陽圧換気）の実施は含める。

11 輸血や血液製剤の管理

項目の定義

輸血や血液製剤の管理は、輸血（全血、濃厚赤血球、新鮮凍結血漿等）や血液製剤（アルブミン製剤等）の投与について、血管を通して行った場合、その投与後の状況を看護職員が管理した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
輸血や血液製剤の使用状況の管理をしなかった場合をいう。
「あり」
輸血や血液製剤の使用状況の管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

輸血、血液製剤の種類及び単位数については問わないが、腹膜透析や血液透析は輸血や血液製剤の管理の対象に含めない。自己血輸血、腹水を濾過して輸血する場合は含める。

1 2 肺動脈圧測定（スワンガンツカテーテル）

項目の定義

肺動脈圧測定は、スワンガンツカテーテルを挿入し、そのカテーテルを介して直接的に肺動脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

- 「なし」
肺動脈圧測定を実施していない場合をいう。
- 「あり」
肺動脈圧測定を実施している場合をいう。

判断に際しての留意点

スワンガンツカテーテル以外の肺動脈カテーテルによる肺動脈圧測定についても肺動脈圧測定の評価に含める。

1 3 特殊な治療法等（CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP測定, ECMO）

項目の定義

特殊な治療法等は、CHDF（持続的血液濾過透析）、IABP（大動脈バルーンパンピング）、PCPS（経皮的心肺補助法）、補助人工心臓、ICP（頭蓋内圧）測定、ECMO（経皮的肺補助法）を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

- 「なし」
特殊な治療法等のいずれも行っていない場合をいう。
- 「あり」
特殊な治療法等のいずれかを行っている場合をいう。

B 患者の状況等

B項目共通事項

1. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
2. 評価時間帯のうちに状態が変わり、異なる状態の記録が存在する場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
3. 医師の指示によって、当該動作が制限されていることが明確である場合には、「できない」又は「全介助」とする。この場合、医師の指示に係る記録があること。
4. 当該動作が制限されていない場合には、可能であれば動作を促し、観察した結果を評価すること。動作の確認をしなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は「介助なし」とする。
5. ただし、動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」又は「介助なし」とする。

1 4 寝返り

項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。
ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から（左右どちらかの）側臥位になる動作である。

選択肢の判断基準

「できる」
何にもつかまらず、寝返り（片側だけでよい）が1人でできる場合をいう。
「何かにつかまればできる」
ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。
「できない」
介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護職員等が事前に環境を整えておくことによって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかませる等の介助を看護職員等が行っている場合は「できない」となる。

1.5 移乗 項目の定義

移乗時の介助の状況の評価する項目である。
ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、「ベッドからストレッチャーへ」、「車椅子からポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

「介助なし」
介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が1人でできる場合も含む。
「一部介助」
患者の心身の状態等の理由から、事故等がないように見守る場合、あるいは1人では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が行われている場合をいう。
「全介助」
1人では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が行われている場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が1人では動けず、スライド式の移乗用補助具を使用する場合は「全介助」となる。
車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も行い（力が出せており）、看護職員等が介助を行っている場合は、「一部介助」となる。
医師の指示により、自力での移乗を制限されていた場合は「全介助」とする。
移乗が制限されていないにもかかわらず、看護職員等が移乗を行わなかった場合は「介助なし」とする。

1.6 口腔清潔 項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が1人でできるかどうか、あるいは看護職員

等が見守りや介助を行っているかどうかを評価する項目である。
一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。
口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

「介助なし」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが1人でできる場合をいう。

「介助あり」

口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が行われている場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。

また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

ただし、口腔清潔が制限されていないにもかかわらず、看護職員等による口腔清潔がされなかった場合は、「介助なし」とする。

1.7 食事摂取

項目の定義

食事介助の状況の評価する項目である。

ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。

食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食事環境を整える食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子への移乗の介助、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助・見守りなしに1人で食事が摂取できる場合をいう。また、箸やスプーンのほかに、自助具等を使用する場合も含まれる。

食止めや絶食となっている場合は、食事の動作を制限しているとはいえ、介助は発生しないため「介助なし」とする。

「一部介助」

必要に応じて、食事摂取の行為の一部を介助する場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為（小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等）が行われている場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

1人では全く食べることができず全面的に介助されている場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要した場合は「全介助」とする。

判断に際しての留意点

食事の種類は問わず、一般（普通）食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護職員等が行っている場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行った場合は「介助なし」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い

方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含めない。また、看護職員等が行う、パンの袋切り、食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等は「一部介助」とする。

セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「介助なし」とする。

1.8 衣服の着脱

項目の定義

衣服の着脱を看護職員等が介助する状況の評価する項目である。衣服とは、患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助なしに1人で衣服を着たり脱いだりしている場合をいう。また、当日、衣服の着脱の介助が発生しなかった場合をいう。

自助具等を使って行っている場合も含む。

「一部介助」

衣服の着脱に一部介助が行われている場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護職員等がズボン・パンツ等を上げている場合等は、「一部介助」に含む。看護職員等が手を出して介助はしていないが、患者の心身の状態等の理由から、転倒の防止等のために、見守りや指示が行われている場合等も「一部介助」とする。

「全介助」

衣服の着脱の行為すべてに介助が行われている場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行っても、着脱行為そのものを患者が行わず、看護職員等がすべて介助した場合も「全介助」とする。

判断に際しての留意点

衣服の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。

通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状況で評価する。

靴や帽子は、衣服の着脱の評価に含めない。

1.9 診療・療養上の指示が通じる

項目の定義

指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、指示通りに実行できるかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「はい」

診療・療養上の指示に対して、指示通りの行動が常に行われている場合をいう。

「いいえ」

診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合をいう。

判断に際しての留意点

精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、あくまでも診療・療養上で必要な指示であり、評価日当日の指示であること、及びその指示が適切に行われた状態で評価することを前提とする。

医師や看護職員等の話を理解したように見えても、意識障害等により指示を理解できない場合や自分なりの解釈を行い結果的に、診療・療養上の指示から外れた行動を

した場合は「いいえ」とする。

20 危険行動

項目の定義

患者の危険行動の有無を評価する項目である。
ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、転倒・転落、自傷行為」の発生又は「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する行動」を過去1週間以内の評価対象期間に看護職員等が確認した場合をいう。

選択肢の判断基準

「ない」

過去1週間以内に危険行動がなかった場合をいう。

「ある」

過去1週間以内に危険行動があった場合をいう。

判断に際しての留意点

危険行動の評価にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の危険行動への対策を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生している危険行動を評価するものではない。対策がもたれている状況下で発生した危険行動が確認でき、評価当日にも当該対策がもたれている場合に評価の対象に含める。

認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この項目での定義における「危険行動」には含めない。

他施設からの転院、他病棟からの転棟の際は、看護職員等が記載した記録物により評価対象期間内の「危険行動」が確認できる場合は、評価の対象に含める。

リハビリテーション総合実施計画書

計画評価実施日 年 月 日

患者氏名	男・女	生年月日(明・大・昭・平)	年	月	日(歳)	利き手	右・右(矯正)・左									
主治医	リハ担当医	PT	OT	ST	看護	SW等										
原因疾患(発症・受傷日)		合併疾患・コントロール状態 (高血圧, 心疾患, 糖尿病等)		廃用症候群 <input type="checkbox"/> 軽度 <input type="checkbox"/> 中等度 <input type="checkbox"/> 重度 <input type="checkbox"/> 起立性低血圧 <input type="checkbox"/> 静脈血栓		リハビリテーション歴										
日常生活自立度: J1, J2, A1, A2, B1, B2, C1, C2				認知症高齢者の日常生活自立度判定基準: I, IIa, IIb, IIIa, IIIb, IV, M												
評価項目・内容(コロン(:)の後に具体的内容を記入)																
心身機能・構造	<input type="checkbox"/> 意識障害:(3-3-9:) <input type="checkbox"/> 認知症: <input type="checkbox"/> 知的障害: <input type="checkbox"/> 精神障害: <input type="checkbox"/> 中枢性麻痺 (ステージ・グレード)右上肢: 右手指: 右下肢: 左上肢: 左手指: 左下肢: <input type="checkbox"/> 筋力低下(部位, MMT:) <input type="checkbox"/> 不随意運動・協調運動障害:			<input type="checkbox"/> 知覚障害(<input type="checkbox"/> 視覚, <input type="checkbox"/> 表在覚, <input type="checkbox"/> 深部覚, <input type="checkbox"/> その他:) <input type="checkbox"/> 音声・発話障害(<input type="checkbox"/> 構音障害, <input type="checkbox"/> 失語症)(種類:) <input type="checkbox"/> 失行・失認: <input type="checkbox"/> 摂食機能障害: <input type="checkbox"/> 排泄機能障害: <input type="checkbox"/> 呼吸・循環機能障害: <input type="checkbox"/> 拘縮: <input type="checkbox"/> 褥瘡: <input type="checkbox"/> 疼痛:												
	基本動作 立位保持(装具:) <input type="checkbox"/> 手放し, <input type="checkbox"/> つかまり, <input type="checkbox"/> 不可 平行棒内歩行(装具:) <input type="checkbox"/> 独立, <input type="checkbox"/> 一部介助, <input type="checkbox"/> 全介助 訓練室内歩行(装具:) <input type="checkbox"/> 独立, <input type="checkbox"/> 一部介助, <input type="checkbox"/> 全介助															
活動	自立度		日常生活(病棟)実行状況:「している“活動”」					訓練時能力:「できる“活動”」								
	ADL・ASL等		自	監	一	全	非	独	監	一	全	非	使用用具	姿勢・実行場所	使用用具	姿勢・実行場所
			立	視	助	助	施	立	視	助	助	施	杖・装具	介助内容	杖・装具	介助内容
	屋外歩行												杖・装具:		杖・装具:	
	階段昇降												杖・装具:		杖・装具:	
	廊下歩行												杖・装具:		杖・装具:	
	病棟トイレへの歩行												杖・装具:		杖・装具:	
	病棟トイレへの車椅子駆動(昼)												装具:		装具:	
	車椅子・ベッド間移乗												装具:		装具:	
	椅子座位保持												装具:		装具:	
ベッド起き上がり																
食事												用具:		用具:		
排尿(昼)												便器:		便器:		
排尿(夜)												便器:		便器:		
整容												移動方法・姿勢:		移動方法・姿勢:		
更衣												姿勢:		姿勢:		
装具・靴の着脱												姿勢:		姿勢:		
入浴												浴槽:		浴槽:		
コミュニケーション																
活動度		日中臥床: <input type="checkbox"/> 無, <input type="checkbox"/> 有(時間帯:) 理由					日中座位: <input type="checkbox"/> 椅子(背もたれなし), <input type="checkbox"/> 椅子(背もたれあり), <input type="checkbox"/> 椅子(背もたれ, 肘うけあり), <input type="checkbox"/> 車椅子, <input type="checkbox"/> ベッド上, <input type="checkbox"/> キャッチアップ									
栄養	身長 ^{#1} : ()cm, 体重: ()kg, BMI ^{#1} : ()kg/m ² #1 身長測定が困難な場合は省略可 栄養補給方法(複数選択可): <input type="checkbox"/> 経口(<input type="checkbox"/> 食事, <input type="checkbox"/> 補助食品), <input type="checkbox"/> 経管栄養, <input type="checkbox"/> 静脈栄養(<input type="checkbox"/> 末梢, <input type="checkbox"/> 中心) 嚥下調整食の必要性: <input type="checkbox"/> 無, <input type="checkbox"/> 有(学会分類コード:) 栄養状態: <input type="checkbox"/> 問題なし, <input type="checkbox"/> 低栄養, <input type="checkbox"/> 低栄養リスク, <input type="checkbox"/> 過栄養, <input type="checkbox"/> その他()							【「問題なし」以外に該当した場合、以下も記入】 必要栄養量: ()kcal, たんぱく質()g 総摂取栄養量 ^{#2} (経口・経管・静脈全て含む): ()kcal, たんぱく質()g #2 入院直後等で不明の場合は総提供栄養量でも可								
	職業 (<input type="checkbox"/> 無職, <input type="checkbox"/> 病欠中, <input type="checkbox"/> 休職中, <input type="checkbox"/> 発症後退職, <input type="checkbox"/> 退職予定) 社会参加(内容・頻度等) (職種・業種・仕事内容:) 経済状況() 余暇活動(内容・頻度等)															
心理	障害の受容(<input type="checkbox"/> ショック期, <input type="checkbox"/> 否認期, <input type="checkbox"/> 怒り・恨み期, <input type="checkbox"/> 悲観・抑うつ期, <input type="checkbox"/> 解決への努力期, <input type="checkbox"/> 受容期) 機能障害改善への固執(<input type="checkbox"/> 強い, <input type="checkbox"/> 中程度, <input type="checkbox"/> 普通, <input type="checkbox"/> 弱い)							依存欲求(<input type="checkbox"/> 強い, <input type="checkbox"/> 中程度, <input type="checkbox"/> 普通, <input type="checkbox"/> 弱い) 独立欲求(<input type="checkbox"/> 強い, <input type="checkbox"/> 中程度, <input type="checkbox"/> 普通, <input type="checkbox"/> 弱い)								
環境	同居家族: 親族関係:							家屋 : 家屋周囲: 交通手段:								
第 三 利 者 の	発病による家族の変化 <input type="checkbox"/> 社会生活: <input type="checkbox"/> 健康上の問題の発生: <input type="checkbox"/> 心理的問題の発生:															

※回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定する場合は必ず記入のこと(本計画書上段に管理栄養士の氏名も記入)

基本方針	本人の希望
リスク・疾病管理(含:過用・誤用)	家族の希望
リハビリテーション終了の目安・時期	外泊訓練の計画

	目標(到達時期)	具体的アプローチ
参加 「主目標」	退院先 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 親族宅 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> その他: 復職 <input type="checkbox"/> 現職復帰 <input type="checkbox"/> 転職 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他: (仕事内容:) 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有: 家庭内役割: 社会活動: 趣味:	
活動 (すべて実行状況)	自宅内歩行 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: (装具・杖等:) 屋外歩行 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: (装具・杖等:) 交通機関利用 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: (種類:) 車椅子 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 電動 <input type="checkbox"/> 手動 (使用場所:) (駆動 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助)(移乗 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助:) 排泄 <input type="checkbox"/> 自立:形態 <input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 立ち便器 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 介助: 食事 <input type="checkbox"/> 箸自立 <input type="checkbox"/> フォーク等自立 <input type="checkbox"/> 介助: 整容 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: 更衣 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: 入浴 <input type="checkbox"/> 自宅浴槽自立 <input type="checkbox"/> 介助: 家事 <input type="checkbox"/> 全部実施 <input type="checkbox"/> 非実施 <input type="checkbox"/> 一部実施: 書字 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 利き手交換後自立 <input type="checkbox"/> その他: コミュニケーション <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり:	
心身機能 構造	基本動作(訓練室歩行等) 要素的機能(拘縮・麻痺等)	
心理	機能障害改善への固執からの脱却:	
環境	自宅改造 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 福祉機器 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 社会保障サービス <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 身障手帳 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> その他: 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要:	
第三者の不利	退院後の主介護者 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 家族構成の変化 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 家族内役割の変化 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 家族の社会活動変化 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要:	

退院後又は終了後のリハビリテーション計画(種類・頻度・期間)	備考
--------------------------------	----

本人・家族への説明	年	月	日	本人サイン	家族サイン	説明者サイン
-----------	---	---	---	-------	-------	--------

(リハビリテーション実施計画書及びリハビリテーション総合実施計画書記入上の注意)

- 日常生活自立度の欄については、「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の活用について(平成3年11月18日 老健第102-2号)厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知によるランクJ1,J2,A1,A2,B1,B2,C1又はC2に該当するものであること。
- 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の欄については、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について(平成5年10月26日 老健第135号)厚生省老人保健福祉局長通知によるランクⅠ,Ⅱa,Ⅱb,Ⅲa,Ⅲb,Ⅳ又はMに該当するものであること。
- 日常生活(病棟)実行状況:「している“活動”」の欄については、自宅又は病棟等における実生活で実行している状況についてであること。
- 訓練時能力:「できる“活動”」の欄については、機能訓練室又は病棟等における訓練・評価時に行うことができる能力についてであること。

リハビリテーション総合実施計画書

計画評価実施日： 年 月 日

患者氏名：		男・女	生年月日(西暦)		年	月	日(歳)	利き手	右・右(矯正)・左		
主治医		リハ担当医		PT		OT		ST		看護	
診断名、障害名(発症日、手術日、診断日)：				合併症(コントロール状態)：				リハビリテーション歴：			
日常生活自立度： J1、J2、A1、A2、B1、B2、C1、C2				認知症高齢者の日常生活自立度判定基準： I, IIa, IIb, IIIa, IIIb, IV, M							

評価項目・内容 (コロン()の後ろに具体的内容を記入)					短期目標 (___ヶ月後)	具体的アプローチ	
心身機能・構造	<input type="checkbox"/> 意識障害 (JCS、GCS) : <input type="checkbox"/> 見当識障害: <input type="checkbox"/> 記銘力障害: <input type="checkbox"/> 運動障害: <input type="checkbox"/> 感覚障害: <input type="checkbox"/> 摂食障害: <input type="checkbox"/> 排泄障害: <input type="checkbox"/> 呼吸、循環障害: <input type="checkbox"/> 音声、発話障害(構音、失語): <input type="checkbox"/> 関節可動域制限: <input type="checkbox"/> 筋力低下: <input type="checkbox"/> 褥瘡: <input type="checkbox"/> 疼痛: <input type="checkbox"/> 半側空間無視: <input type="checkbox"/> 注意力障害: <input type="checkbox"/> 構成障害: <input type="checkbox"/> その他:						
	基本動作	寝返り (<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助): 起き上がり (<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助): 座位 (<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助): 立ち上がり (<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助): 立位 (<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助):					
活動	活動度 (安静度の制限とその理由、活動時のリスクについて)						
	ADL (B, I.)	自立	一部介助	全介助	使用用具(杖、装具)、介助内容	短期目標	具体的アプローチ
	食事	10	5	0			
	移乗	15	10 ←監視下				
	座れるが移れない→		5	0			
	整容	5	0	0			
	トイレ動作	10	5	0			
	入浴	5	0	0			
	平地歩行	15	10←歩行器等		歩行:		
	車椅子操作が可能		→ 5	0	車椅子:		
	階段	10	5	0			
	更衣	10	5	0			
	排便管理	10	5	0			
	排尿管理	10	5	0			
合計(0~100点)				点			
コミュニケーション	理解						
	表出						

	評価	短期目標	具体的アプローチ
参加	職業 (<input type="checkbox"/> 無職、 <input type="checkbox"/> 病欠中、 <input type="checkbox"/> 休職中、 <input type="checkbox"/> 発症後退職、 <input type="checkbox"/> 退職予定) 職種・業種・仕事内容: 経済状況: 社会参加(内容、頻度等): 余暇活動(内容、頻度等):	退院先 (<input type="checkbox"/> 自宅、 <input type="checkbox"/> 親族宅、 <input type="checkbox"/> 医療機関、 <input type="checkbox"/> その他) 復職 (<input type="checkbox"/> 現職復帰、 <input type="checkbox"/> 転職、 <input type="checkbox"/> 配置転換、 <input type="checkbox"/> 復職不可、 <input type="checkbox"/> その他) 復職時期: 仕事内容: 通勤方法: 家庭内役割: 社会活動: 趣味:	
栄養 (※)	身長 ^{#1} : ()cm、体重:()kg、 BMI ^{#1} : ()kg/m ² #1 身長測定が困難な場合は省略可 栄養補給方法(複数選択可): <input type="checkbox"/> 経口(<input type="checkbox"/> 食事、 <input type="checkbox"/> 補助食品) <input type="checkbox"/> 経管栄養、 <input type="checkbox"/> 静脈栄養(<input type="checkbox"/> 末梢、 <input type="checkbox"/> 中心) 嚥下調整食の必要性: <input type="checkbox"/> 無、 <input type="checkbox"/> 有(学会分類コード:) 栄養状態: <input type="checkbox"/> 問題なし、 <input type="checkbox"/> 低栄養、 <input type="checkbox"/> 低栄養リスク <input type="checkbox"/> 過栄養、 <input type="checkbox"/> その他() 【「問題なし」以外に該当した場合、以下も記入】 必要栄養量: ()kcal、たんぱく質()g 総摂取栄養量 ^{#2} (経口・経管・静脈全て含む): ()kcal、たんぱく質()g #2 入院直後等で不明な場合は総提供栄養量でも可	摂取栄養量:(目標: kcal) 体重増加/減量:(目標: kg) 栄養補給方法(複数選択可): <input type="checkbox"/> 経口(<input type="checkbox"/> 食事、 <input type="checkbox"/> 補助食品) <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 静脈栄養(<input type="checkbox"/> 末梢、 <input type="checkbox"/> 中心) その他:	
心理	抑うつ: 障害の否認: その他:		
環境	同居家族: 親族関係: 家屋: 家屋周囲: 交通手段:	自宅改造 <input type="checkbox"/> 不要、 <input type="checkbox"/> 要: 福祉機器 <input type="checkbox"/> 不要、 <input type="checkbox"/> 要: 社会保障サービス <input type="checkbox"/> 不要、 <input type="checkbox"/> 身障手帳、 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> その他: 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 不要、 <input type="checkbox"/> 要:	
第三者の不利	発病による家族の変化 社会生活: 健康上の問題の発生: 心理的問題の発生:	退院後の主介護者 <input type="checkbox"/> 不要、 <input type="checkbox"/> 要: 家族構成の変化 <input type="checkbox"/> 不要、 <input type="checkbox"/> 要: 家族内役割の変化 <input type="checkbox"/> 不要、 <input type="checkbox"/> 要: 家族の社会活動変化 <input type="checkbox"/> 不要、 <input type="checkbox"/> 要:	
1ヵ月後の目標:		本人の希望:	
		家族の希望:	
リハビリテーションの治療方針:		外泊訓練計画:	
退院時の目標と見込み時期 :			
退院後のリハビリテーション計画 (種類・頻度・期間):			

退院後の社会参加の見込み:	説明者署名:
---------------	--------

本人・家族への説明: 年 月 日	説明を受けた人:本人、家族() 署名:
------------------	----------------------

(リハビリテーション実施計画書及びリハビリテーション総合実施計画書記入上の注意)

1. 日常生活自立度の欄については、「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の活用について(平成3年1月18日 老健第102-2号)厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知によるランクJ1, J2, A1, A2, B1, B2, C1又はC2に該当するものであること。
2. 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の欄については、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について(平成5年10月26日 老健第135号)厚生省老人保健福祉局長通知によるランクⅠ,Ⅱa,Ⅱb,Ⅲa,Ⅲb,Ⅳ又はMに該当するものであること。
3. 活動の欄におけるADLの評価に関しては、Barthel Index に代えてFIMを用いてもよい。

※ 回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定する場合は、「栄養」欄に必ず記入のこと(シート上段に管理栄養士の氏名も記入)

日常生活機能評価票

患者の状況	得点		
	0点	1点	2点
床上安静の指示	なし	あり	
どちらかの手を胸元まで持ち上げられる	できる	できない	
寝返り	できる	何かにつかまればできる	できない
起き上がり	できる	できない	
座位保持	できる	支えがあればできる	できない
移乗	介助なし	一部介助	全介助
移動方法	介助を要しない移動	介助を要する移動 (搬送を含む)	
口腔清潔	介助なし	介助あり	
食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助
他者への意思の伝達	できる	できる時とできない時がある	できない
診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ	
危険行動	ない	ある	
※ 得点：0～19点 ※ 得点が低いほど、生活自立度が高い。		合計得点	点

日常生活機能評価票 評価の手引き

1. 評価の対象は、回復期リハビリテーション病棟入院料を届け出ている病棟に入院している患者とし、日常生活機能評価について、入院時と退院時又は転院時に評価を行うこと。ただし、産科患者、15歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者及びDPC対象病院において短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った患者（入院した日から起算して5日までに退院した患者に限る。）は評価の対象としない。
2. 評価対象時間は、0時から24時の24時間であり、重複や空白時間を生じさせないこと。
3. 評価は、院内研修を受けた者が行うこと。院内研修の指導者は、関係機関あるいは評価に習熟した者が行う指導者研修を概ね2年以内に受けていることが望ましい。
4. 評価の判断は、項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。
5. 評価は、観察と記録に基づいて行い、推測は行わないこと。
6. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
7. 評価時間帯のうちに状態が変わった場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
8. 医師の指示によって、当該動作が制限されていることが明確である場合には、「できない」又は「全介助」とする。この場合、医師の指示に係る記録があること。
9. 当該動作が制限されていない場合には、可能であれば動作を促し、観察した結果を評価すること。動作の確認をしなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は「介助なし」とする。
10. ただし、動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」又は「介助なし」とする。
11. 日常生活機能評価に係る患者の状態については、看護職員、理学療法士等によって記録されていること。

1 床上安静の指示 項目の定義

医師の指示書やクリニカルパス等に、床上安静の指示が記録されているかどうかを評価する項目である。『床上安静の指示』は、ベッドから離れることが許可されていないことである。

選択肢の判断基準

「なし」
床上安静の指示がない場合をいう。
「あり」
床上安静の指示がある場合をいう。

判断に際しての留意点

床上安静の指示は、記録上「床上安静」という語句が使用されていなくても、「ベッド上フリー」、「ベッド上ヘッドアップ30度まで可」等、ベッドから離れることが許可されていないことを意味する語句が指示内容として記録されていれば『床上安静の指示』とみなす。

一方、「ベッド上安静、ただしポータブルトイレのみ可」等、日常生活上、部分的にでもベッドから離れることが許可されている指示は「床上安静の指示」とみなさない。

「床上安静の指示」の患者でも、車椅子、ストレッチャー等で検査、治療、リハビリテーション等に出棟する場合があるが、日常生活上は「床上安静の指示」であるため「あり」とする。

2 どちらかの手を胸元まで持ち上げられる 項目の定義

『どちらかの手を胸元まで持ち上げられる』は、患者自身で自分の手を胸元まで持

っていくことができるかどうかを評価する項目である。
ここでいう「胸元」とは、首の下くらいまでと定め、「手」とは手関節から先と定める。座位、臥位等の体位は問わない。

選択肢の判断基準

「できる」
いずれか一方の手を介助なしに胸元まで持ち上げられる場合をいう。座位ではできなくても、臥位ではできる場合は、「できる」とする。

「できない」
評価時間帯を通して、介助なしにはいずれか一方の手も胸元まで持ち上げられない場合、あるいは関節可動域が制限されているために介助しても持ち上げられない場合をいう。

判断に際しての留意点

関節拘縮により、もともと胸元に手がある場合や、不随意運動等により手が偶然胸元まで上がったことが観察された場合は、それらを自ら動かさないことから「できない」と判断する。上肢の安静・ギブス固定等の制限があり、自ら動かない、動かすことができない場合は「できない」とする。評価時間内にどちらかの手を胸元まで持ち上げる行為が観察できなかった場合は、この行為を促して観察する。

3 寝返り 項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。
ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から（左右どちらかの）側臥位になる動作である。

選択肢の判断基準

「できる」
何にもつかまらず、寝返り（片側だけでよい）が1人でできる場合をいう。

「何かにつかまればできる」
ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。

「できない」
介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護職員等が事前に環境を整えておくことによって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかませる等の介助を看護職員等が行っている場合は「できない」となる。

4 起き上がり 項目の定義

起き上がりが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等、何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。
ここでいう『起き上がり』とは、寝た状態（仰臥位）から上半身を起こす動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

1人で起き上がることができる場合をいう。ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまれば起き上がることが可能な場合も含まれる。また、電動ベッドを自分で操作して起き上がれる場合も「できる」となる。

「できない」

介助なしでは1人で起き上がることができない等、起き上がりに何らかの介助が必要な場合をいう。途中まで自分でできて最後の部分に介助が必要である場合も含まれる。

判断に際しての留意点

自力で起き上がるための補助具の準備、環境整備等は、介助に含まれない。起き上がる動作に時間がかかっても、補助具等を使って自力で起き上がることができれば「できる」となる。

5 座位保持 項目の定義

座位の状態を保持できるかどうかを評価する項目である。ここでいう『座位保持』とは、上半身を起こして座位の状態を保持することである。

「支え」とは、椅子・車椅子・ベッド等の背もたれ、患者自身の手による支持、あるいは他の座位保持装置等をいう。

選択肢の判断基準

「できる」

支えなしで座位が保持できる場合をいう。

「支えがあればできる」

支えがあれば座位が保持できる場合をいう。ベッド、車椅子等を背もたれとして座位を保持している場合「支えがあればできる」となる。

「できない」

支えがあつたり、ベルト等で固定しても座位が保持できない場合をいう。

判断に際しての留意点

寝た状態（仰臥位）から座位に至るまでの介助の有無は関係ない。さらに、尖足・亀背等の身体の状態にかかわらず、「座位がとれるか」についてのみ判断する。
ベッド等の背もたれによる「支え」は、背あげ角度がおおよそ 60 度以上を目安とする。

6 移乗 項目の定義

移乗時の介助の状況の評価する項目である。

ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、ベッドからストレッチャーへ、「車椅子からポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が1人でできる場合も含む。

「一部介助」

患者の心身の状態等の理由から、事故等がないように見守る場合、あるいは1

人では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が行われている場合をいう。

「全介助」

1人では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が行われている場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が1人では動けず、スライド式の移乗用補助具を使用する場合は「全介助」となる。

車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も行い（力が出せており）、看護職員等が介助を行っている場合は「一部介助」となる。

医師の指示により、自力での移乗を制限されていた場合は「全介助」とする。

移乗が制限されていないにもかかわらず、看護職員等が移乗を行わなかった場合は「介助なし」とする。

7 移動方法

項目の定義

『移動方法』は、ある場所から別の場所へ移る場合の方法を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「介助を要しない移動」

杖や歩行器等を使用せずに自力で歩行する場合、あるいは、杖、手すり、歩行器等につかまって歩行する場合をいう。また、車椅子を自力で操作して、自力で移動する場合も含む。

「介助を要する移動（搬送を含む）」

搬送（車椅子、ストレッチャー等）を含み、介助によって移動する場合をいう。

判断に際しての留意点

この項目は、患者の能力を評価するのではなく、移動方法を選択するものであるため、本人が疲れているからと、自力走行を拒否し、車椅子介助で移動した場合は「介助を要する移動」とする。

8 口腔清潔

項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が1人でできるかどうか、あるいは看護職員等が見守りや介助を行っているかどうかを評価する項目である。

一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。

口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

「介助なし」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが1人でできる場合をいう。

「介助あり」

口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が行われている場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。

また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

ただし、口腔清潔が制限されていないにもかかわらず、看護職員等による口腔清潔がされなかった場合は、「介助なし」とする。

9 食事摂取

項目の定義

食事介助の状況进行评估する項目である。

ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。

食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食事環境を整える食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子への移乗の介助、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助・見守りなしに1人で食事が摂取できる場合をいう。また、箸やスプーンのほか、自助具等を使用する場合も含まれる。食止めや絶食となっている場合は、食事の動作を制限しているとはいえ、介助は発生しないため「介助なし」とする。

「一部介助」

必要に応じて、食事摂取の行為の一部を介助する場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為（小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等）が行われている場合をいう。患者の心身の状態等かの理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

1人では全く食べることができず全面的に介助されている場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要した場合は「全介助」とする。

判断に際しての留意点

食事の種類は問わず、一般（普通）食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護職員等が行っている場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行った場合は「介助なし」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含めない。また、看護職員等が行う、パンの袋切り、食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等は「一部介助」とする。

セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「介助なし」とする。

10 衣服の着脱

項目の定義

衣服の着脱を看護職員等が介助する状況进行评估する項目である。衣服とは、患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助なしに1人で衣服を着たり脱いだりしている場合をいう。また、当日、衣服の着脱の介助が発生しなかった場合をいう。自助具等を使って行っている場

合も含む。
「一部介助」
衣服の着脱に一部介助が行われている場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護職員等がズボン・パンツ等を上げている場合等は、「一部介助」に含む。看護職員等が手を出して介助はしていないが、患者の心身の状態等の理由から、転倒の防止等のために、見守りや指示が行われている場合等も「一部介助」とする。
「全介助」
衣服の着脱の行為すべてに介助が行われている場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行っても、着脱行為そのものを患者が行わず、看護職員等がすべて介助した場合も「全介助」とする。

判断に際しての留意点

衣類の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。
通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状況で評価する。
靴や帽子は、衣服の着脱の評価に含めない。

1 1 他者への意思の伝達

項目の定義

患者が他者に何らかの意思伝達ができるかどうかを評価する項目である。
背景疾患や伝達できる内容は問わない。

選択肢の判断基準

「できる」
常時、誰にでも確実に意思の伝達をしている状況をいう。筆談、ジェスチャー等で意思伝達が図れる時は「できる」と判断する。
「できる時とできない時がある」
患者が家族等の他者に対して意思の伝達ができるが、その内容や状況等によって、できる時とできない時がある場合をいう。例えば、家族には通じるが、看護職員等に通じない場合は、「できる時とできない時がある」とする。
「できない」
どのような手段を用いても、意思の伝達ができない場合をいう。また、重度の認知症や意識障害によって、自発的な意思の伝達ができない、あるいは、意思の伝達ができるか否かを判断できない場合等も含む。

判断に際しての留意点

背景疾患や伝達できる内容は問わない。

1 2 診療・療養上の指示が通じる

項目の定義

指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、指示通りに実行できるかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「はい」
診療・療養上の指示に対して、指示通りの行動が常に行われている場合をいう。
「いいえ」
診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合をいう。

判断に際しての留意点

精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、あくまでも診療・療養上で必要な指示であり、評価日当日の指示であること、及びその指示が適切に行われた状態で評価することを前提とする。

医師や看護職員等の話を理解したように見えても、意識障害等により指示を理解できない場合や自分なりの解釈を行い結果的に、診察・療養上の指示から外れた行動をした場合は「いいえ」とする。

1.3 危険行動

項目の定義

患者の危険行動の有無を評価する項目である。

ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、転倒・転落、自傷行為」の発生又は「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する行動」を過去1週間以内の評価対象期間に看護職員等が確認した場合をいう。

選択肢の判断基準

「ない」

過去1週間以内に危険行動がなかった場合をいう。

「ある」

過去1週間以内に危険行動があった場合をいう。

判断に際しての留意点

危険行動の評価にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の危険行動への対策を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生している危険行動を評価するものではない。対策がもたれている状況下で発生した危険行動が確認でき、評価当日にも当該対策がもたれている場合に評価の対象に含める。

認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この項目での定義における「危険行動」には含めない。

他施設からの転院、他病棟からの転棟の際は、看護職員等が記載した記録物により評価対象期間内の「危険行動」が確認できる場合は、評価の対象に含める。

栄養管理計画書

計画作成日 _____

フガナ

氏名 _____ 殿 (男・女)

病棟 _____

明・大・昭・平 年 月 日生 (歳)

担当医師名 _____

入院日； _____

担当管理栄養士名 _____

入院時栄養状態に関するリスク

--

栄養状態の評価と課題

--

栄養管理計画

目標	
栄養補給に関する事項	
栄養補給量 ・エネルギー kcal ・たんぱく質 g ・水分 ・	栄養補給方法 <input type="checkbox"/> 経口 <input type="checkbox"/> 経腸栄養 <input type="checkbox"/> 静脈栄養 嚥下調整食の必要性 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (学会分類コード：) 食事内容 留意事項
栄養食事相談に関する事項	
入院時栄養食事指導の必要性 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容	実施予定日： 月 日
栄養食事相談の必要性 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容	実施予定日： 月 日
退院時の指導の必要性 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容	実施予定日： 月 日
備考	
その他栄養管理上解決すべき課題に関する事項	
栄養状態の再評価の時期 実施予定日： 月 日	
退院時及び終了時の総合的評価	

感染防止対策地域連携加算チェック項目表

評価基準	A:適切に行われている、あるいは十分である B:適切に行われているが改善が必要、あるいは十分ではない C:不適切である、あるいは行われていない X:判定不能(当該医療機関では実施の必要性がない項目、確認が行えない項目等)
------	---

評価実施日: 年 月 日 評価対象医療機関名:

A. 感染対策の組織		評価	コメント
1. 院内感染対策委員会	1)委員会が定期的に開催されている		
	2)病院長をはじめとする病院管理者が参加している		
	3)議事録が適切である		
2. 感染制御を実際に行う組織(ICT) ※医師または看護師のうち1人は専従であること	1)専任の院内感染管理者を配置、感染防止に係る部門を設置している		
	2)感染対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師がいる		
	3)感染対策に5年以上の経験を有し、感染管理に関わる適切な研修を修了した専任看護師がいる		
	4)3年以上の勤務経験を有し、感染対策に関わる専任の薬剤師がいる		
	5)3年以上の勤務経験を有し、感染対策に関わる専任の検査技師がいる		
B. ICT活動		評価	コメント
1. 感染対策マニュアル	1)感染対策上必要な項目についてのマニュアルが整備されている		
	2)必要に応じて改定がなされている		
2. 教育	1)定期的に病院感染対策に関する講習会が開催されている		
	2)講習会に職員1名あたり年2回出席している		
	3)必要に応じて部署ごとの講習会や実習が行われている		
	4)全職員に対し院内感染について広報を行う手段がある		
	5)外部委託職員に教育を実施している(または適切に指導している)		
3. サーベイランスとインターベンション	1)部署を決めて必要なサーベイランスが行われている		
	2)サーベイランスデータを各部署にフィードバックしている		
	3)サーベイランスのデータに基づいて必要な介入を行っている		

	4)アウトブレイクに介入している		
	5)検査室データが疫学的に集積され、介入の目安が定められている		
4. 抗菌薬適正使用	1)抗菌薬の適正使用に関する監視・指導を行っている		
	2)抗MRSA薬の使用に関する監視・指導を行っている		
	3)抗菌薬の適正使用に関して病棟のラウンドを定期的に行っている		
	4)抗MRSA薬やカルバペネム系抗菌薬などの広域抗菌薬に対して使用制限や許可制を含めて使用状況を把握している		
5. コンサルテーション	1)病院感染対策に関するコンサルテーションを日常的に行っている		
	2)コンサルテーションの結果が記録され、院内感染対策に活用されている		
	3)迅速にコンサルテーションを行うシステムが整っている		
6. 職業感染曝露の防止	1)職員のHBs抗体の有無を検査している		
	2)HB抗体陰性者にはワクチンを接種している		
	3)結核接触者検診にQFTを活用している		
	4)麻疹、風疹、ムンプス、水痘に関する職員の抗体価を把握し、必要に応じてワクチン接種を勧奨している		
	5)針刺し、切創事例に対する対応、報告システムが整っている		
	6)安全装置付きの機材を導入している		
7. ICTラウンド	1)定期的なICTラウンドを実施している		
	2)感染対策の実施状況についてチェックを行っている		
	3)病棟のみならず、外来、中央診療部門等にもラウンドを行っている		
C. 外来		評価	コメント
1. 外来患者の感染隔離	1)感染性の患者を早期に検出できる(ポスターなど)		
	2)感染性の患者に早期にマスクを着用させている		
	3)感染性の患者とそれ以外の患者を分けて診療できる		
2. 外来診察室	1)診察室に手洗いの設備がある		

	2)各診察室に擦式速乾性手指消毒薬がある		
	3)各診察室に聴診器などの医療器具の表面を消毒できるアルコール綿などがある		
3. 外来処置室	1)鋭利器材の廃棄容器が安全に管理されている (廃棄容器の蓋が開いていない、など)		
	2)鋭利器材の廃棄容器が処置を行う場所の近くに設置してある		
	3)検査検体が適切に保管してある		
4. 抗がん化学療法外来	1)薬剤の無菌調製が適切に実施されている		
	2)咳エチケットが確実に実施されている		
	3)患者および職員の手指衛生が適切に行われている		
D. 病棟		評価	コメント
1. 病室	1)部屋ごとに手洗い場がある		
	2)床や廊下に物品が放置されていない		
	3)必要なコホーティングが行われている		
	4)隔離個室の医療器具は専用化されている		
	5)隔離個室には必要なPPEが準備されている		
	6)空調のメンテナンスが行われ、HEPA filterが定期的に交換されている		
2. スタッフステーション	1)水道のシンク外周が擦拭され乾燥している		
	2)鋭利器材の廃棄容器が適切に管理されている		
	3)鋭利器材の廃棄容器が必要な場所に設置されている		
	4)臨床検体の保存場所が整備されている		
3. 処置室	1)清潔区域と不潔区域を区別している		
	2)滅菌機材が適切に保管され、使用期限のチェックが行われている		
	3)包交車が清潔と不潔のゾーニングがなされている		
	4)包交車に不要な滅菌機材が積まれていない		

4. 薬剤の管理	1) 清潔な状況下で輸液調整が実施されている		
	2) 希釈調製したヘパリン液は室温に放置されていない		
	3) 薬品保管庫の中が整理されている		
	4) 薬剤の使用期限のチェックが行われている		
	5) 薬剤開封後の使用期限の施設内基準を定めている		
	6) 保冷庫の温度管理が適切になされている		
E. ICU		評価	コメント
1. 着衣および環境	1) 入室時に手指衛生を実施している		
	2) 処置者は半そでの着衣である		
	3) 処置者は腕時計をはずしている		
	4) ベッド間隔に十分なスペースがある		
	5) 手洗いや速乾式手指消毒薬が適切に配置されている		
F. 標準予防策		評価	コメント
1. 手洗い	1) 職員の手指消毒が適切である		
	2) 職員の手洗いの方法が適切である		
	3) 手袋を着用する前後で手洗いを行っている		
	4) 手指消毒実施の向上のための教育を継続的に行っている		
2. 手袋	1) 手袋を適切に使用している		
	2) 手袋を使用した後、廃棄する場所が近くにある		
3. 個人防護具(PPE)	1) 必要なときにすぐ使えるように個人防護具(PPE)が整っている		
	2) マスク、ゴーグル、フェイスシールド、キャップ、ガウンなどのPPEの使用基準、方法を職員が理解している		
	3) 個人防護具(PPE)の着脱方法を教育している		
G. 感染経路別予防策		評価	コメント
1. 空気感染予防策	1) 結核発症時の対応マニュアルが整備されている*		

	2)陰圧個室が整備されている		
	3)麻疹発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	4)水痘発生時の対応マニュアルが整備されている*		
	5)N95マスクが常備してある		
2. 飛沫感染予防対策	1)インフルエンザ発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	2)風疹発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	3)流行性耳下腺炎発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	4)可能ならば個室隔離としている		
	5)個室隔離が困難な場合、コホーティングしている		
	6)ベッド間隔が1メートル以上取られている		
	7)サージカルマスクの着用が入室前に可能である		
	8)飛沫感染対策が必要な患者であることが職員に周知されている		
3. 接触感染予防策	1)MRSAが検出された場合の対応マニュアルが整備されている*		
	2)手袋が適切に使用されている		
	3)必要なPPEが病室ごとに用意されている		
	4)処置時にはディスポのエプロンを用いている		
	5)処置時必要な場合はマスクを着用している		
	6)必要な場合には保菌者のスクリーニングを行っている		
	7)シーツやリネン類の処理が適切である		
	* マニュアルの評価項目：連絡体制。感受性者サーベイランスの期間、範囲が明瞭である。ワクチンやγ-グロブリンの接種対象者が明確である。消毒薬の選択と実施方法、接触感受性職員の就業制限が規定してある、などを確認する		
H. 術後創感染予防		評価	コメント
	1)除毛は術直前に行っている		
	2)周術期抗菌薬がマニュアルで規定されている		

	3)必要な場合、抗菌薬の術中追加投与が行われている		
	4)バンコマイシンをルーチンに使用していない(または使用基準がある)		
I. 医療器材の管理		評価	コメント
1. 尿道カテーテル	1)集尿バッグが膀胱より低い位置にあり、かつ床についでいない		
	2)閉塞や感染がなければ、留置カテーテルは定期的に交換しない		
	3)集尿バッグの尿の廃棄は、排尿口と集尿器を接触させない		
	4)尿の廃棄後は患者毎に未滅菌手袋を交換している		
	5)日常的に膀胱洗浄を施行していない		
	6)膀胱洗浄の際に抗菌薬や消毒薬をルーチンに局所に用いることはない		
2. 人工呼吸器	1)加湿器には滅菌水を使用している		
	2)気管内吸引チューブはディスポのシングルユース又は閉鎖式である		
	3)定期的に口腔内清拭を行っている		
3. 血管内留置カテーテル	1)中心静脈カテーテル管理についてのマニュアルがある		
	2)中心静脈カテーテルの挿入はマキシマルバリアプリコーション(滅菌手袋、滅菌ガウン、マスク、帽子、大きな覆布)が行われている		
	3)高カロリー輸液製剤への薬剤の混入はクリーンベンチ内で行っている		
	4)輸液ラインやカテーテルの接続部の消毒には消毒用エタノールを用いている		
	5)ラインを確保した日付が確実に記載されている		
	6)ライン刺入部やカテ走行部の皮膚が観察できる状態で固定されている		
	7)末梢動脈血圧モニタリングにはディスポーザブルセットを使用している		
J. 洗浄・消毒・滅菌		評価	コメント
1. 医療器具	1)病棟での一次洗浄、一次消毒が廃止されている(計画がある)		
	2)生物学的滅菌保証・化学的滅菌保証が適切に行われている		
	3)消毒薬の希釈方法、保存、交換が適切である		

	4)乾燥が適切に行われている		
2. 内視鏡	1)内視鏡洗浄・管理が中央化されている(計画がある)		
	2)専任の内視鏡検査技師もしくは看護師が配置されている		
	3)用手洗浄が適切に行われている		
	4)管腔を有する内視鏡は消毒ごとにアルコールフラッシュを行っている		
	5)消毒薬のバリデーションが定期的に行われている		
	6)自動洗浄・消毒機の管理責任者がいる		
	7)自動洗浄・消毒機の液の交換が記録されている		
	8)自動洗浄・消毒機のメンテナンスの期日が記録されている		
	9)内視鏡の保管が適切である		
	10)内視鏡の表面に損傷がない		
K. 医療廃棄物		評価	コメント
	1)廃棄物の分別、梱包、表示が適切である		
	2)感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが付いている		
	3)最終保管場所が整備されている		
	4)廃棄物の処理過程が適切である		
L. 微生物検査室		評価	コメント
1. 設備・機器	1)安全キャビネット(クラスⅡ以上)を備えている		
	2)安全キャビネットは定期点検(HEPAフィルターのチェック・交換等)が行われている		
	3)菌株保存庫(冷凍庫等)は、カギを掛けている		
	4)検査材料の一時保管場所が定められている		
2. 検査業務	1)安全対策マニュアル等が整備されている		
	2)業務内容によりN95マスク、手袋、専用ガウン等を着用している		

3) 抗酸菌検査、検体分離等は安全キャビネット内で行っている		
4) 遠心操作は、安全装置付き遠心機を使用している		
5) 感染性検査材料用輸送容器が準備されている		
6) 廃棄容器にバイオハザードマークが表示されている		
7) 感染防止のための手洗い対策が適正である		
8) 感染性廃棄物が適正に処理されている		
9) 関係者以外の立ち入りを制限している		

評価実施医療機関名：

(評価責任者名：

[記載上の注意]

- 1) チェック項目について、当該医療機関の実情に合わせて適宜増減しても差し支えない。
- 2) 評価を受ける医療機関は、当日までに根拠となる書類等を準備しておくこと。
- 3) 評価を実施する医療機関は、コメント欄で内容を説明すること。特にB、C判定については、その理由を説明すること。
- 4) 評価を実施した医療機関は、できるだけ早期に本チェック項目表を完成させ、報告書として評価を受けた医療機関へ送付すること。また、評価を実施した医療機関は、報告書の写しを保管しておくこと。